

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																						
1	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 専決</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 本庁における専決（第11条～第29条）</p> <p>第3節 出先機関における専決</p> <p>第1款 <u>広域振興局等（第30条～第43条）</u></p> <p>第2款 <u>広域振興局等以外の出先機関（第44条～第59条）</u></p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 広域振興局 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号。以下「組織規則」という。）第3章第2節第2款に規定する広域振興局をいう。</p> <p>（4） <u>総合支局 組織規則第3章第2節第2款第2目に規定する総合支局をいう。</u></p> <p>（5） <u>地方振興局 組織規則第3章第2節第3款に規定する地方振興局をいう。</u></p> <p>（6） <u>広域振興局等以外の出先機関 組織規則第3章第3節に規定する広域振興局等以外の出先機関をいう。</u></p> <p>（7） [略]</p> <p>（8） [略]</p> <p>（9） [略]</p> <p>（広域振興局等の長委任事項）</p> <p>第5条 <u>広域振興局及び地方振興局（以下「広域振興局等」という。）の長に委任する事項は、別表第1から別表第9までに掲げるとおりとする。</u></p> <p>（広域振興局等以外の出先機関の長委任事項）</p> <p>第6条 <u>広域振興局等以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第10に掲げるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第11に掲げるとおりとする。</u></p> <p>3 <u>広域振興局等以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第12に掲げるとおりとする。</u></p> <p>4 <u>広域振興局等以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第13に掲げるとおりとする。</u></p> <p>5 <u>広域振興局等以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第14に掲げるとおりとする。</u></p> <p>6 <u>広域振興局等以外の出先機関のうち総務部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第15に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（代決）</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>（1） 本庁における代決</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">決裁権者</td> <td colspan="2">代決権者</td> </tr> <tr> <td>第1順位者</td> <td>第2順位者</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>副知事</td> <td>主管の部長又は局長</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td colspan="2">主管の部長又は局長</td> </tr> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	知事	副知事	主管の部長又は局長	副知事	主管の部長又は局長		<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 専決</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 本庁における専決（第11条～第28条）</p> <p>第3節 出先機関における専決</p> <p>第1款 <u>広域振興局（第29条～第40条）</u></p> <p>第2款 <u>広域振興局以外の出先機関（第41条～第56条）</u></p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 広域振興局 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号。以下「組織規則」という。）第3章第2節に規定する広域振興局をいう。</p> <p>（4） <u>行政センター 広域振興局の部に置かれる地域振興センター、総務センター、県税センター、保健福祉環境センター、農林振興センター、農村整備センター、水産振興センター及び土木センターをいう。</u></p> <p>（5） <u>広域振興局以外の出先機関 組織規則第3章第3節に規定する広域振興局以外</u>の出先機関をいう。</p> <p>（6） [略]</p> <p>（7） [略]</p> <p>（8） [略]</p> <p>（広域振興局長委任事項）</p> <p>第5条 <u>広域振興局長に委任する事項は、別表第1から別表第9までに掲げるとおりとする。</u></p> <p>（広域振興局以外の出先機関の長委任事項）</p> <p>第6条 <u>広域振興局以外の出先機関のうち総務部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第10に掲げるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>広域振興局以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第11に掲げるとおりとする。</u></p> <p>3 <u>広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第12に掲げるとおりとする。</u></p> <p>4 <u>広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第13に掲げるとおりとする。</u></p> <p>5 <u>広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第14に掲げるとおりとする。</u></p> <p>6 <u>広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第15に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（代決）</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>（1） 本庁における代決</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">決裁権者</td> <td colspan="2">代決権者</td> </tr> <tr> <td>第1順位者</td> <td>第2順位者</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>副知事</td> <td>主管の部長、<u>秘書広報室長</u>又は局長</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td colspan="2">主管の部長、<u>秘書広報室長</u>又は局長</td> </tr> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	知事	副知事	主管の部長、 <u>秘書広報室長</u> 又は局長	副知事	主管の部長、 <u>秘書広報室長</u> 又は局長	
決裁権者	代決権者																							
	第1順位者	第2順位者																						
知事	副知事	主管の部長又は局長																						
副知事	主管の部長又は局長																							
決裁権者	代決権者																							
	第1順位者	第2順位者																						
知事	副知事	主管の部長、 <u>秘書広報室長</u> 又は局長																						
副知事	主管の部長、 <u>秘書広報室長</u> 又は局長																							

部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	首席政策監、企画室長、総務室長、 <u>地域振興支援室長</u> 、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長、 <u>競馬改革推進室長</u> 若しくは <u>総合防災室長</u> 又は主管の総括課長
局長	当該事務を担当する課長又は担当課長	
企画室長、総務室長、 <u>地域振興支援室長</u> 、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	<u>交通政策参事</u> 、 <u>競馬改革推進監</u> 、当該事務を担当する特命参事、課長（ <u>交通課長</u> を除く。）、担当課長又は特命課長	
[略]		
首席政策監	当該事務を担当する <u>政策調査監</u>	
交通政策参事	<u>交通課長</u>	
総括課長	当該事務を担当する <u>特命参事</u> 、課長、担当課長又は特命課長	[略]
[略]		
広聴広報課総括課長	当該事務を担当する課長又は報道監	総括課長があらかじめ指定する職員
特命参事	室長又は <u>総括課長</u> があらかじめ指定する職員	
課長、担当課長又は特命課長	<u>出納局長</u> 、室長、総括課長又は所長があらかじめ指定する職員	
報道監	[略]	
競馬改革推進監	[略]	
防災危機	<u>総合防災室長</u> があらかじめ指定す	

部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	企画室長、総務室長、 <u>総合防災室長</u> 、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長
	2以上の副部長を置く部において、当該事務を担当する副部長	他の副部長
秘書広報室長	首席調査監又は主管の総括課長	
局長	<u>出納指導監</u>	当該事務を担当する課長又は担当課長
企画室長、総務室長、 <u>政策推進室長</u> 、 <u>地域振興室長</u> 、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	<u>政策監</u> 、 <u>調整監</u> 、 <u>競馬改革推進監</u> 又は当該事務を担当する特命参事、課長（ <u>評価課長</u> 及び <u>分権推進課長</u> を除く。）、担当課長若しくは特命課長	
[略]		
首席調査監	当該事務を担当する <u>調査監</u>	
総括課長	当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長	[略]
[略]		
広聴広報課総括課長	報道監又は <u>総括課長</u> があらかじめ指定する職員	
特命参事	室長があらかじめ指定する職員	
課長、担当課長又は特命課長	室長、総括課長、 <u>所長</u> 又は <u>出納指導監</u> があらかじめ指定する職員	
報道監	[略]	
防災危機管理監	<u>総合防災室長</u> があらかじめ指定する職員	
政策監	<u>評価課長</u> 又は <u>政策監</u> があらかじめ指定する職員	
調整監	<u>分権推進課長</u> 又は <u>調整監</u> があらかじめ指定する職員	
競馬改革推進監	[略]	
出納指導	管理課長	指導審査課長

(2) 出先機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
広域振興局	局長	当該事務を担当する副局長	他の副局長
	副局長	主管の部長	主管の室長又は特命参事 (室長を置かない部にあつては、主管の課長又は特命課長)
	部長	主管の室長又は特命参事	主管の課長又は特命課長
		当該事務を担当する特命参事	部長があらかじめ指定する職員

(2) 出先機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
広域振興局	盛岡広域振興局長	主管の部長	主管の室長又は管理主幹 主管の課長又は特命課長 (室長及び管理主幹を置かない課に限る。)
		ダム管理事務所長、ダム建設事務所長又は土木センター所長	
県南広域振興局長	当該事務を担当する副局長	他の副局長	
沿岸広域振興局長	局長があらかじめ指定する副局長(第29条第1項各号、第2項各号及び第3項第1号から第5号までに掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事項に係るものに限る。)	他の副局長(第29条第1項各号、第2項各号及び第3項第1号から第5号までに掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事項に係るものに限る。)	
	主管の部長	主管の室長又は管理主幹 (行政センターに置かれる者を除く。)	
		主管の課長又は特命課長 (室長及び管理主幹を置かない課に限り、行政センターに置かれる者を除く。)	
県北広域振興局長	副局長(第29条第1項各号、第2項各号及び第3項第1号から第5号までに掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事務に係るものに限る。)	主管の部長	主管の室長又は管理主幹 (行政センターに置かれる者を除く。)
			主管の課長(室長及び管理主幹を置かない課に限り、行政センターに置かれる者を除く。)
		ダム管理事務所長	
県南広域振興局副局長	主管の部長	主管の室長(室長を置かない課にあつては、主管の課長又は特命課長)	
		行政センター所長	
沿岸広域振興局副局長及び県北広域振興局副局長	主管の行政センター所長	主管の室長又は管理主幹 (室長及び管理主幹を置かない課にあつては、主管の課長)	
部長(土木部長を除く。)	主管の室長(行政センターに置かれる者を除く。)	部長があらかじめ指定する職員	
		管理主幹(行政センターに置かれる者を除く。)	
		主管の課長又は部長があらかじめ指定する職員	

	主管の課長又は特命課長 (室長を置かない課に限る。)	部長があらかじめ指定する職員(室長を置かない課に限る。)
[略]		
室長	主管の課長又は特命課長	部長があらかじめ指定する職員
課長	部長があらかじめ指定する職員	
総合支局長	総合支局長	主管の部長
		主管の室長又は所長(室長及び所長を置かない課にあつては、主管の課長又は特命課長)
	部長(土木)	主管の室長又は所長
		主管の課長又は特命課長

	主管の課長又は特命課長(室長及び管理主幹を置かない課に限り、行政センターに置かれる者を除く。)	部長があらかじめ指定する職員
土木部長	主管の室長	主管の課長(課長を置かない室にあつては、部長があらかじめ指定する職員)
	主管の課長(盛岡広域振興局土木部に置かれる者及び土木センターに置かれる者を除く。)	部長があらかじめ指定する職員
	部長があらかじめ指定する職員(技術企画に係る事務に限る。)	
	ダム建設事務所長	ダム建設事務所次長
	ダム管理事務所長	部長があらかじめ指定する職員
[略]		
室長	主管の課長又は特命課長(課長を置かない室にあつては、部長又は行政センターの所長があらかじめ指定する職員)	部長又は行政センターの所長があらかじめ指定する職員(沿岸広域振興局及び県北広域振興局にあつては、主管の課長を置く課に限る。)
	林務出張所長	
行政センターの所長(土木センターを除く。)	主管の室長又は管理主幹(県南広域振興局を除く。)	主管の課長(県南広域振興局を除く。)(課長を置かない室にあつては、行政センターの所長があらかじめ指定する職員)
		林務出張所長
	主管の課長又は特命課長(沿岸広域振興局及び県北広域振興局にあつては、室長及び管理主幹を置かない課に限る。)	行政センターの所長があらかじめ指定する職員(沿岸広域振興局及び県北広域振興局にあつては、室長及び管理主幹を置かない課に限る。)
土木センター所長	主管の課長又は特命課長(技術企画に係る事務については、土木センター所長があらかじめ指定する職員)	土木センター所長があらかじめ指定する職員
	ダム建設事務所長	ダム建設事務所次長
管理主幹	主管の課長	部長又は地域振興センター所長があらかじめ指定する職員
課長	部長又は行政センターの所長があらかじめ指定する職員	
林務出張所長	農林振興センター所長があらかじめ指定する職員	

	部長を除く。 。)		(課長及び特命課長を置かない室又は所にあつては、部長があらかじめ指定する職員)
	主管の課長又は特命課長 (室長を置かない課に限る。)		部長があらかじめ指定する職員(室長及び所長を置かない課に限る。)
	土木部長	主管の課長	部長があらかじめ指定する職員
		部長があらかじめ指定する職員(技術企画に係る事務に限る。)	
	室長	主管の課長(課長を置かない室にあつては、部長があらかじめ指定する職員)	
	所長	主管の課長(課長を置かない所にあつては、部長があらかじめ指定する職員)	部長があらかじめ指定する職員
	課長	部長があらかじめ指定する職員	
地方振興局	局長	主管の部長	主管の室長又は管理主幹 主管の課長又は特命課長 (室長及び管理主幹を置かない課に限る。) 農林水産調整監、岩手出張所長、ダム建設事務所長又はダム管理事務所長
	部長(土木部長を除く。)	主管の室長	主管の課長又は特命課長 (課長を置かない室にあつては、部長があらかじめ指定する職員)
		管理主幹	主管の課長又は部長があらかじめ指定する職員
		主管の課長	部長があらかじめ指定する職員
		農林水産調整監	部長があらかじめ指定する職員
	土木部長	主管の室長	主管の課長(課長を置かない室にあつては、部長があらかじめ指定する職員)
		主管の課長(室長を置かない課に限る。)	部長があらかじめ指定する職員
		部長があらかじめ指定する職員(技術企画に係る事務に限る。)	
		岩手出張所長	当該事務を担当する次長
		ダム建設事務所長	ダム建設事務所次長
		ダム管理事務所長	部長があらかじめ指定する職員
	室長	主管の課長(課長を置かない室にあつては、部長があらかじめ指定する職員)	部長があらかじめ指定する職員
	農林水産調整監	部長があらかじめ指定する職員	
	岩手出張所長	主管の次長	

	ダム管理事務所長	部長があらかじめ指定する職員	
	ダム建設事務所長	ダム建設事務所次長	
	管理主幹	主管の課長	部長があらかじめ指定する職員
	課長	部長があらかじめ指定する職員	
	所長	土木事務所にあっては、主管の課長（技術企画に係る事務については、所長があらかじめ指定する職員）	所長があらかじめ指定する職員
		林務事務所にあっては、所長があらかじめ指定する職員	
食肉衛生検査所	[略]		
	[略]		
看護師養成所	学院長	事務長	[略]
	[略]		
児童自立支援施設	[略]		
工業技術集積支援センター	[略]		
	[略]		
県北家畜保健衛生所	所長	所長があらかじめ指定する職員	
	[略]		
林業技術センター	所長	副所長	[略]
	[略]		
花巻空港事務所	[略]		
東京事務所	所長	主管の部長	当該事務を担当する副部長
	部長	当該事務を担当する副部長	
大阪事務所、北海道事務所	所長	次長	所長があらかじめ指定する職員

東京事務所	所長	主管の部長	当該事務を担当する副部長
	部長	当該事務を担当する副部長	
消防学校	校長	副校長	
	副校長	校長があらかじめ指定する職員	
食肉衛生検査所	[略]		
	[略]		
看護師養成所	学院長	副学院長又は事務長	[略]
	[略]		
児童自立支援施設	[略]		
大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	所長	次長	所長があらかじめ指定する職員
	次長	所長があらかじめ指定する職員	
工業技術集積支援センター	[略]		
	[略]		
県北家畜保健衛生所	所長	次長	所長があらかじめ指定する職員
	次長	所長があらかじめ指定する職員	
	[略]		
林業技術センター	所長	当該事務を担当する副所長	[略]
	[略]		
花巻空港事務所	[略]		

務所、名古屋事務及び福岡事務所	次長	所長があらかじめ指定する職員	
消防学校	校長	副校長	校長があらかじめ指定する職員
	副校長	校長があらかじめ指定する職員	

(副知事の専決事項)

第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部長及び局長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (2) 部長及び局長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (3) 部長及び局長の休暇その他の服務に関する事。
- (4) [略]

(部長及び局長共通専決事項)

第12条 本庁の部長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
 - (3) 副部長、室長、担当技監、首席政策監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
 - (4) 副部長、室長、担当技監、首席政策監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
 - (5) 副部長、室長、担当技監、首席政策監、交通政策参事、部付及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長、特命参事(室に置かれる特命参事を除く。)、報道監及び政策調査監の服務に関する事。
 - (6)～(12) [略]
- 2 前項に定めるもののほか、本庁の総合政策部長にあつては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、本庁の局長にあつては、次条第1項、第14条第1項及び第16条第1項に定める事項を専決することができる。

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の企画室長、総務室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 総括課長、所長及び特命参事(室に置かれる特命参事を除く。以下この項において同じ。)の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
 - (2) 総括課長、所長及び特命参事の休暇に関する事。
 - (3) 総括課長、所長、特命参事及び首席技術指導員の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
 - (4)・(5) [略]
- 2 本庁の首席政策監の専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1) 政策調査監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
 - (2) 政策調査監の休暇その他の服務及び職員の服務に関する事。
 - (3) 政策調査監の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(企画室長及び総務室長共通専決事項)

第14条 本庁の企画室長及び総務室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 企画室又は総務室の交通政策参事、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
- (3) 企画室又は総務室の課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。
- (4) 企画室又は総務室の交通政策参事、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (5) 補助金交付要綱等に関する事(広域振興局等の主管に属する事業に係るものを除く。)

--	--	--	--

(副知事の専決事項)

第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部長、秘書広報室長及び局長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (2) 部長、秘書広報室長及び局長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (3) 部長、秘書広報室長及び局長の休暇その他の服務に関する事。
- (4) [略]

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
 - (3) 副部長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
 - (4) 副部長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
 - (5) 副部長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長、所長、報道監及び調査監の服務に関する事。
 - (6)～(12) [略]
- 2 前項に定めるもののほか、本庁の秘書広報室長にあつては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、本庁の局長にあつては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の企画室長、総務室長、政策推進室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 総括課長及び所長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
 - (2) 総括課長及び所長の休暇に関する事。
 - (3) 総括課長及び所長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
 - (4)・(5) [略]
- 2 本庁の首席調査監の専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1) 調査監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
 - (2) 調査監の休暇その他の服務及び職員の服務に関する事。
 - (3) 調査監の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

第14条 本庁の企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 企画室、総務室及び政策推進室の政策監、調整監、特命参事、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
- (3) 企画室、総務室及び政策推進室の政策監、調整監、特命参事、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。
- (4) 企画室、総務室及び政策推進室の政策監、調整監、特命参事、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (5) 補助金交付要綱等に関する事(広域振興局の主管に属する事業に係るものを除く。)

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関する事（観光課、農村建設課、管財課、総合防災室及び出納局の主管に属するものを除く。第8号及び第10号において同じ。）。

(7)～(17) [略]

2 前項に定めるもののほか、本庁の企画室長及び総務室長は、次条第3号から第7号までに掲げる事項（担当技監を置かない部に限る。）及び第16条に定める事項を専決することができる。

(担当技監共通専決事項)

第15条 本庁の担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 設計額1億5,000万円以上5億円未満の工事の執行に関する事。

(4)～(7) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総合防災室長、総括課長及び所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 室に置かれる特命参事、報道監、競馬改革推進監、防災危機管理監、首席技術指導員、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(6) 室に置かれる特命参事、報道監の休暇並びに競馬改革推進監、防災危機管理監、首席技術指導員、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。

(7) 室に置かれる特命参事、報道監、競馬改革推進監、防災危機管理監、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(8) [略]

(9) 設計額1億5,000万円以上5億円未満の工事の執行に関する事（担当技監を置く部にあつては、事務を担当する課等の中で調整を要するものを除く。次号及び第11号において同じ。）。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

2 [略]

3 前2項の規定に定めるもののほか、本庁の地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総合防災室長、担当技監を置かない部局等の総括課長及び所長にあつては、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 設計額1億5,000万円以上5億円未満の工事の執行に関する事。

(2) 設計額5億円以上の工事の予定価格の作成に関する事。

(3) 工事の完成検査及び補助事業の検査に関する事。

(4) 1件の金額1億5,000万円以上の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関する事。

(5) その他前各号に準ずる事項

4 第14条第2項の規定にかかわらず、地域企画室の交通政策参事にあつては、第1項第1号、第2号、第8号及び第11号に定める事項（交通政策参事が担当する事務に関する事項に限る。）並びに次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 交通課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(2) 交通課長の休暇その他の服務及び職員の服務に関する事。

(3) 交通課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(課長等共通専決事項)

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関する事（管財課、総合防災室、観光課、農村建設課及び出納局の主管に属するものを除く。第8号及び第10号において同じ。）。

(7)～(17) [略]

2 前項に定めるもののほか、本庁の企画室長、総務室長及び政策推進室長は、次条第3号から第7号までに掲げる事項（担当技監を置かない部に限る。）及び第16条に定める事項を専決することができる。

(担当技監共通専決事項)

第15条 本庁の担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 設計額1億5,000万円以上5億円未満の工事の執行及び予定価格の作成に関する事。

(4)～(7) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総括課長、所長及び出納指導監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第11号を除く。）。

(1)～(4) [略]

(5) 特命参事、報道監、防災危機管理監、競馬改革推進監、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(6) 報道監の休暇並びに特命参事、防災危機管理監、競馬改革推進監、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。

(7) 特命参事、報道監、防災危機管理監、競馬改革推進監、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(8) [略]

(9) 設計額1億5,000万円以上5億円未満の工事の執行及び予定価格の作成に関する事（担当技監を置く部にあつては、事務を担当する課等の中で調整を要するものを除く。次号及び第12号において同じ。）。

(10) [略]

(11) 工事の完成検査及び補助事業の検査に関する事。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、防災危機管理監、報道監、政策調査監及び競馬改革推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(15) [略]
 - (16) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。
 - (17) [略]
 - (18) 設計額1億5,000万円未満（設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）の工事の執行に関すること。
 - (19)・(20) [略]
- (主管室課及び出納局の管理課長共通専決事項)

第18条 主管室課及び出納局の管理課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)～(3) [略]
 - (4) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円未満）の公有財産の取得に関すること（観光課、農村建設課、管財課、総合防災室及び出納局の主管に属するものを除く。第6号から第8号までにおいて同じ。）。
 - (5)～(12) [略]
 - (13) 第4号、第5号及び前号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（第16条第1項第9号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含み、第29条第1項総括課長専決事項第7号に掲げる事項を除く。）に関すること。
 - (14)～(23) [略]
- (総括課長等指定職員専決事項)

第19条 室長、総括課長、所長又は局長が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括課長若しくは所長（総括課長又は所長が直接事務を担当する場合に限る。）、課長又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長、所長又は局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

- (1)～(8) [略]
- (総合政策部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第20条 政策推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

- (1) 県行政の総合的な企画に関すること。
- (2) 地方分権の推進の総合的な企画に関すること。
- (3) 政策の評価の企画に関すること。

総括課長専決事項

- (1) 県行政の総合的な調整に関すること。
- (2) 東北開発促進に係る関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 北海道東北自治協議会及び東北地方行政連絡会議に関すること。

調整課長専決事項

- (1) 他の都道府県との連携に関すること。
- (2) 地方分権の推進の調整に関すること。

政策課長専決事項

- (1) 岩手県総合計画の実績調査に関すること。

評価課長専決事項

- (1) 政策の評価結果の公表に関すること。

2 調査統計課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 統計調査の結果の公表に関すること。
- (2) 統計調査の受託に関すること。
- (3) 統計刊行物の編集に関すること。
- (4) 統計調査の実施に関すること（統計担当課長の担当事務に属するものを除く。）

—

- (5) 調査及び統計資料の収集に関すること（統計担当課長の担当事務に属するものを除く。）。

統計担当課長専決事項

- (1) 統計調査の調査区の設定及び改廃に関すること。
- (2) 統計調査員の任免に関すること。
- (3) 統計調査の実施に関すること。

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、防災危機管理監、調査監、政策監、調整監及び競馬改革推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(15) [略]
 - (16) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。
 - (17) [略]
 - (18) 設計額1億5,000万円未満（設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）の工事の執行及び予定価格の作成に関すること。
 - (19)・(20) [略]
- (主管室課及び出納局の管理課長共通専決事項)

第18条 主管室課及び出納局の管理課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)～(3) [略]
 - (4) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円未満）の公有財産の取得に関すること（管財課、総合防災室、観光課、農村建設課及び出納局の主管に属するものを除く。第6号から第8号までにおいて同じ。）。
 - (5)～(12) [略]
 - (13) 第4号、第5号及び前号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（第16条第1項第9号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含み、第28条管理課長専決事項第6号に掲げる事項を除く。）に関すること。
 - (14)～(23) [略]
- (総括課長等指定職員専決事項)

第19条 室長、総括課長、所長又は局長が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括課長若しくは所長（総括課長又は所長が直接事務を担当する場合に限る。）、政策監、調整監、課長又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長、所長又は局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

- (1)～(8) [略]
- (秘書広報室長及び総括課長の専決事項)

第20条 広聴広報課の分掌事務について、室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

秘書広報室長専決事項

- (1) 広聴及び広報の企画に関すること。

総括課長専決事項

- (1) 広聴及び広報並びに県政相談の実施に関すること。
- (2) 県民室の運営管理に関すること。
- (3) 公益通報の調整に関すること。

(4) 調査及び統計資料の収集に関すること。

3 広聴広報課の分掌事務について、部長、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 広聴及び広報の企画に関すること。

総括課長専決事項

(1) 広聴及び広報並びに県政相談の実施に関すること。

(2) 県民室の運営管理に関すること。

(3) 公益通報の調整に関すること。

情報公開課長専決事項

(1) 情報公開及び個人情報保護の調整に関すること。

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 総務室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 設計額2億5,000万円以上の県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の資格に限る。)に関すること。

管理課長専決事項

(1) 岩手県公会堂の管理に関すること。

入札課長専決事項

(1) 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名に関すること。

2 人事課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 行財政改革及び事務の適正化その他行政経営の企画に関すること。

総括課長専決事項

(1) 主査又はこれに相当する職員の任免、分限(病気休職を除く。)及び懲戒に関すること。

(2) 職員の能力開発の企画に関すること。

(3) 行財政改革及び事務の適正化その他行政経営の推進に関すること。

(4) 外部監査契約に基づく監査に関すること。

給与人事担当課長専決事項

(1) 主事若しくは技師又はこれらに相当する職員の任免、分限(病気休職を除く。)及び懲戒に関すること。

(2) 技能職員等の任免、分限(病気休職を除く。)及び懲戒に関すること。

(3) 職員の病気休職に関すること。

(4) 職務専念義務免除に関すること(岩手県職員労働組合、岩手県庁生活協同組合若しくは杜陵信用組合の事務に従事すること又は複数の部局の職員を対象とする講演会、厚生福利事業等に参加することについて職務専念義務免除の承認を受けようとする場合に限る。)

(5) 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。

(6) 職員の自己啓発等休業の承認に関すること。

(7) 紺綬褒章に関すること。

(8) 職員の昇給及び昇格に関すること。

(9) 職員の給料の調整額の決定に関すること。

(10) 職員の派遣研修の実施に関すること。

組織行革担当課長専決事項

(1) 職員の能力開発研修の実施に関すること。

3 予算調製課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 財政調整基金、県債管理基金、公共施設等整備基金及び地域振興基金に関すること。

(2) 県の地方交付税に関すること。

(3) 起債に関すること。

(4) 県債の償還に関すること。

調査担当課長専決事項

- (1) 自治宝くじに関すること。
- (2) 県債の定時償還に関すること。
- (3) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。
- (4) 出資等法人に係る改革の推進に関すること。

予算担当課長専決事項

- (1) 予算の配当に関すること。

4 法務学事課の分掌事務について、部長、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

- (1) 行政情報化に関する総合的な企画に関すること。

総括課長専決事項

- (1) 宗教法人の規則、合併及び任意解散の認証に関すること。
- (2) 県報掲載事項に関すること。
- (3) 県報及び県法規集の編集発行に関すること。
- (4) 官報報告及び総務省報告に関すること。
- (5) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の認可に関すること。
- (6) 認定こども園の認定に関すること。
- (7) 行政情報化に関する調整及び推進に関すること。
- (8) 情報通信ネットワークシステムの利用調整に関すること。

私学・情報公開課長専決事項

- (1) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること（認可に係る事項を除く。）。
- (2) 私立学校関係法人に関すること。
- (3) 認定こども園に関すること（認定に係る事項を除く。）。
- (4) 情報公開及び個人情報保護の調整に関すること。
- (5) 行政文書事務の指導に関すること。
- (6) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。
- (7) 保存文書の閲覧及び貸出しに関すること。
- (8) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関すること。
- (9) 毛筆浄書に関すること。

行政情報化推進課長専決事項

- (1) 行政情報化に関する調整に関すること（電子県庁及び市町村の電子自治体の推進に係るものに限る。）。
- (2) 情報通信ネットワークシステムの管理に関すること。

5 税務課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 収納計器の取扱人の指定に関すること。
- (2) 災害等による申告その他書類の提出又は納付等に関する期限の延長に関すること。
- (3) 大規模の償却資産の指定並びに当該資産の価格及び固定資産税の課税標準額の決定に関すること。
- (4) 軽油引取税の特約業者及び仮特約業者の指定又は指定の取消しに関すること。
- (5) 税理士の資格に関すること。

税務担当課長専決事項

- (1) 県税の課税地が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合における課税地の指定に関すること。

6 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 陳情等をしようとする者の人数、面会時間又は面会場所の指定に関すること。
- (2) 退去命令又は撤去命令等に関すること。
- (3) 公舎の区分及び公舎格付台帳への記載に関すること。
- (4) 無料公舎に入居する職員の職及び入居する者に係る公舎の指定に関すること。
- (5) 公舎の入居者に対する退去命令に関すること。
- (6) 公有財産の再評価に関すること。
- (7) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の公有財産（工事執行後に取

得する場合は、すべての公有財産）（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること。

(8) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(9) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。

(10) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

(11) 新たな行政手法による公共サービスに関すること。

管理担当課長専決事項

(1) 建物の評価（再評価を除く。）に関すること。

(2) 物品の移動販売等の承認、文書等の掲示の承認その他庁内の取締りに関すること。

—

(3) 公舎の総面積のうち直接公用に供する面積の認定に関すること。

(4) 公舎への管理人の設置に関すること。

(5) 公舎料を低減し、又は無償とすることの決定に関すること。

(6) 公舎の入居者に対する禁止行為の解除に係る事前の承認に関すること。

(7) 公舎の明渡猶予の承認に関すること。

(8) 加賀野職員駐車場利用料金を無償とすることの決定に関すること。

(9) 庁用自動車の管理に関すること。

(10) 財産の実地調査等に関すること。

(11) 営業用資産を承継した者等の庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者資格の認定に関すること。

設備担当課長専決事項

(1) 県庁舎、地区合同庁舎等及び公舎の維持保全に関すること。

(2) 工事の検査に関すること。

7 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の公有財産（工事執行後に取得する場合は、すべての公有財産）（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること。

(2) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(3) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。

(4) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

防災危機管理監専決事項

(1) 防災施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 防災思想の普及及び自主防災組織の育成に関すること。

(3) 陸上自衛隊に対する土木工事の委託の申出に関すること。

(4) 防災対策の総合調整に関すること。

(5) 自衛隊との災害対応に関すること。

(6) 市町村地域防災計画の助言等に関すること。

(7) 気象情報の収集及び伝達に関すること。

(8) 火山現象に係る災害に関する事務の総合調整に関すること。

(9) 防災会議、災害対策本部及び石油コンビナート等防災本部に関すること。

(10) 危機管理の総合調整に関すること。

(11) 日米地位協定に基づく連絡に関すること。

(12) 国民保護法に関する総合的な企画及び調整に関すること。

(13) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

(14) 国民保護協議会に関すること。

防災消防課長専決事項

(1) 自衛官の募集期間、試験期日及び試験場の告示に関すること。

(2) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。

(3) 消防表彰式に関すること。

(4) 火災予防に関すること。

(5) 消防防災統計に関すること。

(6) 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関すること。

- (7) 救急及び救助に係る業務の指導に関すること。
- (8) 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。
- (9) 防災ヘリコプターに関すること。
- (10) 総合防災センターの管理に関すること。
- (11) 防災通信に関すること。
- (12) 工事の検査に関すること。
- (13) 総合防災訓練に関すること（石油コンビナート等に係るものに限る。）。
- (14) 火薬類の取締りに関すること。
- (15) 猟銃等の製造業者及び販売業者の指導に関すること。
- (16) 高圧ガスの保安の確保に関すること。
- (17) 液化石油ガスの保安に関すること。
- (18) ガス用品の販売の事業に関すること。
- (19) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関すること。
- (20) 電気用品の安全に関すること。

防災航空担当課長専決事項

- (1) 防災ヘリコプターの運航に関すること（定例的なものに限る。）。

8 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

- (1) 非常勤の職員等に係る公務災害及び通勤災害の認定に関すること。
- (2) 給与及び報酬の支給並びに共済費の支出に関すること。
- (3) 源泉徴収に係る所得税並びに特別徴収に係る都道府県民税、市町村民税等の徴収及び納入に関すること。
- (4) 盛岡広域振興局所管区域内の市町村立学校職員の給与及び旅費の支払のために設置する資金前渡職員の委嘱に関すること。
- (5) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (6) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。
- (7) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。
- (8) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。
- (9) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。
- (10) 職員の児童手当及び子ども手当の受給資格等の認定に関すること。
- (11) 職員の児童手当及び子ども手当の支給に関すること。
- (12) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。
- (13) 臨時的任用職員の任免に関すること。
- (14) 臨時的任用職員に係る賃金の支給及び共済費の支出に関すること。
- (15) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員並びに臨時的任用職員に係る社会保険及び雇用保険の届出に関すること。
- (16) 第2号及び第14号に係る収入金の徴収に関すること。

職員福祉担当課長専決事項

- (1) 非常勤の職員等に係る軽易な公務災害及び通勤災害の認定に関すること。
- (2) 公務災害補償費の額の決定に関すること。
- (3) 職員の厚生福利並びに安全管理及び衛生管理に関すること。
- (4) 恩給、退職年金、退職一時金及び退職手当の裁定に関すること。
- (5) 地方職員共済組合岩手県支部及び財団法人岩手県職員互助会(昭和47年4月1日に財団法人岩手県職員互助会という名称で設立された法人をいう。)に対する補助金に関すること。

(地域振興部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 地域企画室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 市町村への権限移譲に関すること。

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 政策推進室の分掌事務について、部長、室長、監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

- (1) 県行政の総合的な企画に関すること。
- (2) 地方分権の推進の総合的な企画に関すること。
- (3) 政策の評価の企画に関すること。

室長専決事項

- (1) 県行政の総合的な調整に関すること。
- (2) 東北開発促進に係る関係団体との連絡調整に関すること。

企画課長専決事項

- (1) 市町村の過疎地域自立促進計画の策定協議に関すること。
- (2) 山村振興計画及び雪対策基本計画に関すること。
- (3) 地域振興推進費に関すること。
- (4) 市町村総合補助金に関すること。
- (5) 県土地開発公社の指導監督に関すること。
- (6) コミュニティ対策に関すること。

交通課長専決事項

- (1) 公共交通に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 生活交通の確保及び利便性向上に関すること。
- (3) 三陸鉄道運営助成基金及びいわて銀河鉄道経営安定化基金に関すること。

2 市町村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 市町村の財政再建計画の承認及び自主再建計画変更の確認に関すること。
- (3)・(4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]

行政・市町村合併担当課長専決事項

- (1)～(6) [略]
- (7) 市町村が設立する土地開発公社(出資する市町村の区域が2以上の広域振興局の所管区域(総合支局の所管区域を除く。)、総合支局又は地方振興局の所管区域にある土地開発公社に限る。)の設立、定款の変更及び解散の認可並びに検査に関すること。
- (8) [略]
- (9) [略]

財政担当課長専決事項

- (1) 寄附金、負担金等の支出承認に関すること。
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]

(10) [略]

3 [略]

政策監専決事項

- (1) 岩手県総合計画の実績調査に関すること。

評価課長専決事項

- (1) 政策の評価結果の公表に関すること。

調整監専決事項

- (1) 地域振興推進費に関すること。

分権推進課長専決事項

- (1) 他の都道府県との連携に関すること。
- (2) 地方分権の推進の調整に関すること。

管理課長専決事項

- (1) 県土地開発公社の指導監督に関すること。

2 市町村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 市町村への権限移譲に関すること。
- (3)・(4) [略]
- (5) 市町村総合補助金に関すること。
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]

行政担当課長専決事項

- (1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

財政担当課長専決事項

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) 市町村が設立する土地開発公社の設立、定款の変更及び解散の認可並びに検査に関すること。
- (10) [略]

3 調査統計課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 統計調査の結果の公表に関すること。
- (2) 統計調査の受託に関すること。
- (3) 統計刊行物の編集に関すること。
- (4) 統計調査の実施に関すること(統計担当課長の担当事務に属するものを除く。)
- (5) 調査及び統計資料の収集に関すること(統計担当課長の担当事務に属するものを除く。)

統計担当課長専決事項

- (1) 統計調査の調査区の設定及び改廃に関すること。
- (2) 統計調査員の任免に関すること。
- (3) 統計調査の実施に関すること。
- (4) 調査及び統計資料の収集に関すること。

4 [略]

4 IT推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び課長の専決できる事項は、次の

とおりとする。

部長専決事項

- (1) 地域情報化に関する総合的な企画に関すること。
- (2) 行政情報化に関する総合的な企画に関すること。

総括課長専決事項

- (1) 地域情報化に関する調整及び推進に関すること。
- (2) 行政情報化に関する調整及び推進に関すること。
- (3) 情報通信ネットワークシステムの利用調整に関すること。

行政情報化課長専決事項

- (1) 行政情報化に関する調整に関すること(電子県庁及び市町村の電子自治体の推進に係るものに限る。)
- (2) 情報通信ネットワークシステムの管理に関すること。

5 地域振興支援室の分掌事務について、室長の専決できる事項は次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 [略]

2 環境保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

環境調整担当課長専決事項

- (1)～(4) [略]

[略]

3 [略]

4 自然保護課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 狩猟免許試験の実施に関すること(広域振興局等の主管に属するものを除く。)
- 。
- (3) [略]
- (4) 鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗等の場所の立入検査に関すること(広域振興局等の主管に属するものを除く。)
- (5) [略]
- (6) 鳥獣保護の指導及び希少野生動植物保護のための監視指導に関すること(広域振興局等の主管に属するものを除く。)
- (7) 狩猟者登録に関すること(広域振興局等の主管に属するものを除く。)
- (8) 鳥獣の捕獲及び指定希少野生動植物の捕獲等に関すること(広域振興局等の主管に属するものを除く。)
- (9)～(18) [略]

[略]

5 [略]

6 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる

5 地域振興室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) [略]
- (2) 地域情報化に関する総合的な企画に関すること。

県北沿岸・定住交流課長専決事項

- (1) 定住交流の促進に関すること。
- (2) 市町村の過疎地域自立促進計画の策定協議に関すること。
- (3) 山村振興計画及び雪対策基本計画に関すること。
- (4) コミュニティ対策に関すること。

交通課長専決事項

- (1) 公共交通に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 生活交通の確保及び利便性向上に関すること。
- (3) 三陸鉄道運営助成基金及びいわて銀河鉄道経営安定化基金に関すること。

地域情報化担当課長専決事項

- (1) 地域情報化に関する調整及び推進に関すること。

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2 環境保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

環境調整担当課長専決事項

- (1)～(4) [略]
- (5) 汚染土壌処理業に関すること。

[略]

3 [略]

4 自然保護課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 狩猟免許試験の実施に関すること(広域振興局の主管に属するものを除く。)
- (3) [略]
- (4) 鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗等の場所の立入検査に関すること(広域振興局の主管に属するものを除く。)
- (5) [略]
- (6) 鳥獣保護の指導及び希少野生動植物保護のための監視指導に関すること(広域振興局の主管に属するものを除く。)
- (7) 狩猟者登録に関すること(広域振興局の主管に属するものを除く。)
- (8) 鳥獣の捕獲及び指定希少野生動植物の捕獲等に関すること(広域振興局の主管に属するものを除く。)
- (9)～(18) [略]

[略]

5 [略]

6 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる

事項は、次のとおりとする。

[略]

県民生活安全・消費生活課長専決事項

(1) [略]

(2) 消費者行政活性化基金に関すること。

7 [略]

(保健福祉部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 保健福祉企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画課長専決事項

(1) 社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸付けに関すること。

(2) [略]

管理課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

2 医療国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) いわてリハビリテーションセンターに係る退院命令、退所命令等に関すること。

(8)～(11) [略]

(12) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること。

(13) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関する保険医療機関若しくは保険薬局又は保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者の指導監督に関すること。

(14) [略]

(15) [略]

[略]

国保担当課長専決事項

(1) 乳幼児、妊産婦、重度心身障害者児等の医療費の助成に関すること。

(2) 国民健康保険に関する市町村の条例の制定及び改廃の協議に関すること。

(3) 国民健康保険の保険者に対する国の負担金、補助金、調整交付金及び貸付金並びに国民健康保険団体連合会に対する国の補助金及び貸付金に関すること。

(4) 後期高齢者医療に関すること（保険医療機関等及び保険医等の指導監督を除く。）。

3 保健衛生課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、

事項は、次のとおりとする。

[略]

県民生活安全課長専決事項

(1) [略]

消費生活課長専決事項

(1) 消費者行政活性化基金に関すること。

(2) 国民生活安定緊急措置に関すること。

7 [略]

(保健福祉部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 保健福祉企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画課長専決事項

(1) 社会福祉士及び介護福祉士修学資金に関すること。

(2) [略]

管理課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

新型インフルエンザ対策課長専決事項

(1) 官庁等が行う新型インフルエンザの予防措置についての協議に関すること。

(2) 新型インフルエンザの予防計画に関すること。

(3) 新型インフルエンザの感染防止に係る指示等に関すること。

2 医療推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 新感染症に関すること。

総括課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 医療法人の定款又は寄附行為の変更認可及び届出の受理に関すること。

(7) [略]

(8)～(11) [略]

(12) [略]

(13) いわてリハビリテーションセンターに係る退院命令、退所命令等に関すること。

(14) [略]

(15) 結核等感染症関係の公費負担医療に係る診療報酬支払事務の委託に関すること。

(16) 官庁等が行う予防措置についての協議に関すること（保健福祉企画室の主管に属するものを除く。）。

(17) 感染症の予防計画に関すること（保健福祉企画室の主管に属するものを除く。）。

[略]

(18) 感染症指定医療機関の指定に関すること。

[略]

感染症担当課長専決事項

(1) 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定に関すること。

(2) 感染症患者に係る診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関すること。

(3) 感染症の感染防止に係る指示等に関すること（保健福祉企画室の主管に属するものを除く。）。

(4) 原子爆弾被爆者に対する特別手当等の支給に関すること。

(5) 肝炎治療特別促進事業に係る受給者の認定及び医療費の支払に関すること。

3 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと

次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 新感染症に関すること。

総括課長専決事項

(1) 診療報酬支払事務の委託に関すること。

(2) [略]

(3) 官庁等が行う予防措置についての協議に関すること。

(4) 感染症の予防計画に関すること。

(5) 感染症指定医療機関の指定に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

[略]

感染症薬務担当課長専決事項

(1) 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定に関すること。

(2) 感染症患者に係る診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関すること。

(3) 感染症の感染防止に係る指示等に関すること。

(4) 原子爆弾被爆者に対する特別手当等の支給に関すること。

(5) 肝炎治療特別促進事業に係る受給者の認定及び医療費の支払に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

4 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 社会福祉法人及び社会福祉事業団体（他課等の主管に属するものを除く。）の監査指導に関すること。

(4)～(13) [略]

[略]

5～7 [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第24条 [略]

2・3 [略]

4 産業経済交流課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 海外経済交流の促進施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

おりとする。

総括課長専決事項

(1) 特定疾患治療研究事業等の公費負担医療に係る診療報酬支払事務の委託に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること。

(11) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関する保険医療機関若しくは保険薬局又は保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者の指導監督に関すること。

[略]

薬務担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

国保担当課長専決事項

(1) 乳幼児、妊産婦、重度心身障害者児等の医療費の助成に関すること。

(2) 国民健康保険に関する市町村の条例の制定及び改廃の協議に関すること。

(3) 国民健康保険の保険者に対する国の負担金、補助金、調整交付金及び貸付金並びに国民健康保険団体連合会に対する国の補助金及び貸付金に関すること。

(4) 後期高齢者医療に関すること（保険医療機関等及び保険医等の指導監督を除く。）。

4 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 社会福祉法人及び社会福祉事業団体（他課等の主管に属するものを除く。）の指導監督に関すること。

(4)～(13) [略]

[略]

5～7 [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第25条 [略]

2・3 [略]

4 産業経済交流課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(3) [略]

(4) 岩手産業文化センターの管理に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

食産業担当課長専決事項

(1) 食産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
[略]

5～7 [略]

（農林水産部の室長、担当技監、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項）

第25条 [略]

2・3 [略]

4 農業振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

担い手対策課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

農地・交流担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 自作農の創設及び維持に関すること。

(5) [略]

(6) 小作料に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

5 [略]

6 農村計画課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

団体指導・国営担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) [略]

7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 農業農村整備事業の実施に関すること。

(2) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 食産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(6) 海外経済交流の促進施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

地域産業担当課長専決事項

(1) 地域資源を活用した産業の振興施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 地場産品の販路拡大施策の実施に関すること。

(3) 岩手産業文化センターの管理に関すること。

食産業担当課長専決事項

(1) 食産業の振興施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
[略]

5～7 [略]

（農林水産部の室長、担当技監、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項）

第26条 [略]

2・3 [略]

4 農業振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) バイオマスエネルギーの活用の推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 重要な遊休農地対策に関すること。

(10) [略]

担い手対策課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための地域活動の促進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

[略]

農地・交流担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 遊休農地対策に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

5 [略]

6 農村計画課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

団体指導・国営担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 土地改良区の検査に関すること。

(5) [略]

7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 農業農村整備事業の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) [略]

(3) 防衛施設周辺の生活環境の障害防止対策事業に関すること。

(4)～(9) [略]

農村整備・管理担当課長専決事項

(1) [略]

8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

園芸特産担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

特命課長専決事項

(1) 県北沿岸地域の農業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

—

9 畜産課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

畜政担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 独立行政法人緑資源機構との連絡調整に関すること。

(3)・(4) [略]

[略]

10 林業振興課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

林業担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

特命課長専決事項

(1) 県北沿岸地域の林業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

—

11 [略]

12 森林保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

保全・治山担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) [略]

[略]

13 水産振興課の分掌事務について、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

漁業調整課長専決事項

(1)～(13) [略]

特命課長専決事項

(1) 県北沿岸地域の水産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

—

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 水産基盤（漁港区域に係る海岸保全を除く。以下この項において同じ。）の整備に関すること。

(3) 水産基盤の維持管理に関すること（漁港管理者の指定及び取消しを除く。）。

(3) 防衛施設周辺の生活環境の障害防止対策事業に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4)～(9) [略]

水利整備・管理担当課長専決事項

(1) [略]

8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

園芸特産担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

9 畜産課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

畜政担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 独立行政法人森林総合研究所との連絡調整に関すること。

(3)・(4) [略]

[略]

10 林業振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

林業担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

11 [略]

12 森林保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 林道に係る整備計画に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

保全・治山林道担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 林道に係る整備事業の推進に関すること。

(5) [略]

[略]

13 水産振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

漁業調整課長専決事項

(1)～(13) [略]

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 水産基盤及び海岸（漁港区域に係るものに限る。以下この項において同じ。）の整備に関すること。

(3) 水産基盤及び海岸の維持管理に関すること（漁港管理者の指定及び取消しを除く。）。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

整備担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) 工事の検査に関すること。

15 [略]

(県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第26条 県土整備企画室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関すること(県土整備企画室長並びに広域振興局土木部長、総合支局土木部長及び総合支局土木部土木センター所長並びに地方振興局土木部長及び土木事務所長の専決事項とされているものを除く。)。

(4)・(5) [略]

2 建設技術振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の資格を除く。)に関すること。

(6)～(12) [略]

(13) 公共工事の費用の縮減及び適正化に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)

[略]

3 道路建設課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 道路、農道及び林道に係る整備計画に関すること。

(2) [略]

[略]

整備担当課長専決事項

(1) [略]

農林道課長専決事項

(1) 農道及び林道に係る整備事業の推進に関すること。

(2) 大規模林業圏開発計画の協議に関すること。

4 道路環境課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 路線の認定、変更又は廃止に係る認可申請に関すること。

(2)～(18) [略]

[略]

5 河川課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(10) [略]

(11) 海岸保全区域及び一般公共海岸区域における土石等の採取、他の施設等の新設及び改築並びに土地の掘削等の許可に関すること。

(12)～(17) [略]

河川海岸担当課長専決事項

(1) [略]

(4) [略]

(5) 海岸保全区域(漁港区域に係る部分に限る。)における土石等の採取、他の施設等の新設及び改築並びに土地の掘削等の許可に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

整備担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 海岸保全施設(漁港区域に係る部分に限る。)の計画及び整備に関すること。

(3) [略]

15 [略]

(県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第27条 県土整備企画室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関すること(県土整備企画室長並びに広域振興局土木部長及び土木部土木センター所長の専決事項とされているものを除く。)

(4)・(5) [略]

2 建設技術振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格を除く。)に関すること。

(6)～(12) [略]

(13) 公共工事の効率性の向上及び適正化に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)

[略]

3 道路建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 道路整備計画に関すること。

(2) [略]

[略]

整備担当課長専決事項

(1) [略]

4 道路環境課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 路線の認定、変更又は廃止に係る協議に関すること。

(2)～(18) [略]

[略]

5 河川課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(10) [略]

(11) 海岸保全区域及び一般公共海岸区域(他課等の主管に属するものを除く。)における土石等の採取、他の施設等の新設及び改築並びに土地の掘削等の許可に関すること。

(12)～(17) [略]

河川海岸担当課長専決事項

(1) [略]

(2) プレジャーボート等の水域の適正利用対策に関すること(河川区域、海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係るものに限る。)

[略]

6 [略]

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 新住宅市街地開発事業に関すること。

(6) [略]

(7) 市街地再開発事業に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

管理開発担当課長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 土地区画整理の補助事業(まちづくり交付金の導入地区及び盛岡南新都市地区土地区画整理事業に係るものを除く。)に関すること。

(10) [略]

[略]

まちづくり課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 土地区画整理の補助事業(まちづくり交付金の導入地区及び盛岡南新都市地区土地区画整理事業に係るものに限る。)に関すること。

(7) [略]

8 下水環境課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 公共下水道に係る都市計画事業の認可(広域振興局長への委任事項を除く。)及び過疎代行業業に関すること。

(5) 下水道法(昭和33年法律第79号)の規定による公共下水道の事業の認可に関すること(広域振興局長への委任事項を除く。)。

計画担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 市町村が定める下水道に係る都市計画決定に関すること(広域振興局長への委任事項を除く。)。

(3)～(5) [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

住宅担当課長専決事項

(1)～(7) [略]

[略]

10・11 [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第27条 総務室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 宗教法人の規則、合併及び任意解散の認証に関すること。

(2) 設計額2億5,000万円以上の県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)に関すること。

管理課長専決事項

(1) 岩手県公会堂の管理に関すること。

法務私学課長専決事項

(1) 宗教法人の規則及び合併の認証の取消しによる解散の登記の嘱託に関すること。

(2) プレジャーボート等の水域の適正利用対策に関すること(河川区域、海岸保全区域(他課等の主管に属するものを除く。))及び一般公共海岸区域に係るものに限る。)

[略]

6 [略]

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) 市街地の再開発等に係る事業に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

管理開発担当課長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 土地区画整理の補助事業(まちづくり担当の主管に属するものを除く。)に関すること。

(10) [略]

[略]

まちづくり課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 中心市街地の活性化に関する施策に係る土地区画整理の補助事業に関すること。

(7) [略]

8 下水環境課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 公共下水道に係る都市計画事業の認可及び過疎代行業業に関すること。

(5) 下水道法(昭和33年法律第79号)の規定による公共下水道の事業の認可に関すること。

計画担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 市町村が定める下水道に係る都市計画決定に関すること。

(3)～(5) [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

住宅担当課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 住宅瑕疵担保責任履行に係る届出等の処理に関すること(宅建物取引業者からの届出等に限る。)。

[略]

10・11 [略]

- (2) 県報掲載事項に関すること。
- (3) 県報及び県法規集の編集発行に関すること。
- (4) 官報報告及び総務省報告に関すること。
- (5) 行政文書事務の指導に関すること。
- (6) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。
- (7) 保存文書の閲覧及び貸出しに関すること。
- (8) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関すること。
- (9) 毛筆浄書に関すること。

入札課長専決事項

- (1) 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）及び指名に関すること。

2 人事課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

- (1) 行財政改革その他行政経営の企画に関すること。

総括課長専決事項

- (1) 主査又はこれに相当する職員の任免、分限（病気休職を除く。）及び懲戒に関すること。
- (2) 職員の能力開発の企画に関すること。
- (3) 行財政改革その他行政経営の推進に関すること。
- (4) 外部監査契約に基づく監査に関すること。

給与人事担当課長専決事項

- (1) 主事若しくは技師又はこれらに相当する職員の任免、分限（病気休職を除く。）及び懲戒に関すること。
- (2) 技能職員等の任免、分限（病気休職を除く。）及び懲戒に関すること。
- (3) 職員の病気休職に関すること。
- (4) 職務専念義務免除に関すること（岩手県職員労働組合、岩手県庁生活協同組合若しくは杜陵信用組合の事務に従事すること又は複数の部局の職員を対象とする講演会、厚生福利事業等に参加することについて職務専念義務免除の承認を受けようとする場合に限る。）。
- (5) 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。
- (6) 職員の自己啓発等休業の承認に関すること。
- (7) 紺綬褒章に関すること。
- (8) 職員の昇給及び昇格に関すること。
- (9) 職員の給料の調整額の決定に関すること。

組織行革担当課長専決事項

- (1) 職員の能力開発研修及び派遣研修の実施に関すること。

3 予算調製課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 財政調整基金、県債管理基金、公共施設等整備基金及び地域振興基金に関すること。
- (2) 県の地方交付税に関すること。
- (3) 起債に関すること。
- (4) 県債の償還に関すること。

調査担当課長専決事項

- (1) 自治宝くじに関すること。
- (2) 県債の定時償還に関すること。
- (3) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。
- (4) 出資等法人に係る改革の推進に関すること。

予算担当課長専決事項

- (1) 予算の配当に関すること。

4 税務課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 収納計器の取扱人の指定に関すること。
- (2) 災害等による申告その他書類の提出又は納付等に関する期限の延長に関すること。

(3) 大規模の償却資産の指定並びに当該資産の価格及び固定資産税の課税標準額の決定に関すること。

(4) 軽油引取税の特約業者及び仮特約業者の指定又は指定の取消しに関すること。

(5) 税理士の資格に関すること。

税務担当課長専決事項

(1) 県税の課税地が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合における課税地の指定に関すること。

5 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 陳情等をしようとする者の人数、面会時間又は面会場所の指定に関すること。

(2) 退去命令又は撤去命令等に関すること。

(3) 公舎の区分及び公舎格付台帳への記載に関すること。

(4) 無料公舎に入居する職員の職及び入居する者に係る公舎の指定に関すること。

(5) 公舎の入居者に対する退去命令に関すること。

(6) 公有財産の再評価に関すること。

(7) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の公有財産（工事執行後に取得する場合は、すべての公有財産）（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること。

(8) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(9) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。

(10) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

(11) 新たな行政手法による公共サービスに関すること。

管理担当課長専決事項

(1) 建物の評価（再評価を除く。）に関すること。

(2) 物品の移動販売等の承認、文書等の掲示の承認その他庁内の取締りに関すること。

(3) 公舎の総面積のうち直接公用に供する面積の認定に関すること。

(4) 公舎への管理人の設置に関すること。

(5) 公舎料を低減し、又は無償とすることの決定に関すること。

(6) 公舎の入居者に対する禁止行為の解除に係る事前の承認に関すること。

(7) 公舎の明渡猶予の承認に関すること。

(8) 加賀野職員駐車場利用料金を無償とすることの決定に関すること。

(9) 庁用自動車の管理に関すること。

(10) 財産の実地調査等に関すること。

(11) 営業用資産を承継した者等の庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者資格の認定に関すること。

設備担当課長専決事項

(1) 県庁舎、地区合同庁舎等及び公舎の維持保全に関すること。

(2) 工事の検査に関すること。

6 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の公有財産（工事執行後に取得する場合は、すべての公有財産）（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること。

(2) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(3) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。

(4) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

防災危機管理監専決事項

(1) 防災施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 防災思想の普及及び自主防災組織の育成に関すること。

(3) 陸上自衛隊に対する土木工事の委託の申出に関すること。

(4) 防災対策の総合調整に関すること。

- (5) 自衛隊との災害対応に関すること。
- (6) 市町村地域防災計画の助言等に関すること。
- (7) 気象情報の収集及び伝達に関すること。
- (8) 火山現象に係る災害に関する事務の総合調整に関すること。
- (9) 防災会議、災害対策本部及び石油コンビナート等防災本部に関すること。
- (10) 危機管理の総合調整に関すること。
- (11) 日米地位協定に基づく連絡に関すること。
- (12) 国民保護法に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (13) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (14) 国民保護協議会に関すること。

防災消防課長専決事項

- (1) 自衛官の募集期間、試験期日及び試験場の告示に関すること。
- (2) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。
- (3) 消防表彰式に関すること。
- (4) 火災予防に関すること。
- (5) 消防防災統計に関すること。
- (6) 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関すること。
- (7) 救急及び救助業務の指導に関すること。
- (8) 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。
- (9) 防災ヘリコプターに関すること。
- (10) 総合防災センターの管理に関すること。
- (11) 防災通信に関すること。
- (12) 工事の検査に関すること。
- (13) 総合防災訓練に関すること（石油コンビナート等に係るものに限る。）。
- (14) 火薬類の取締りに関すること。
- (15) 猟銃等の製造業者及び販売業者の指導に関すること。
- (16) 高圧ガスの保安の確保に関すること。
- (17) 液化石油ガスの保安に関すること。
- (18) ガス用品の販売の事業に関すること。
- (19) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関すること。
- (20) 電気用品の安全に関すること。

防災航空担当課長専決事項

- (1) 防災ヘリコプターの運航に関すること（定例的なものに限る。）。

7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

- (1) 非常勤の職員等に係る公務災害及び通勤災害の認定に関すること。
- (2) 給与及び報酬の支給並びに共済費の支出に関すること。
- (3) 源泉徴収に係る所得税並びに特別徴収に係る都道府県民税、市町村民税等の徴収及び納入に関すること。
- (4) 盛岡地方振興局所管区域内の市町村立学校職員の給与及び旅費の支払のために設置する資金前渡職員の委嘱に関すること。
- (5) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (6) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。
- (7) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。
- (8) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。
- (9) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。
- (10) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。
- (11) 職員の児童手当の支給に関すること。
- (12) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。
- (13) 臨時的任用職員の任免に関すること。
- (14) 臨時的任用職員に係る賃金の支給及び共済費の支出に関すること。
- (15) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員並びに臨時的任用職員に係る社会保険及び雇用保険の届出に関すること。
- (16) 第2号及び第14号に係る収入金の徴収に関すること。

職員福祉担当課長専決事項

- (1) 非常勤の職員等に係る軽易な公務災害及び通勤災害の認定に関すること。
- (2) 公務災害補償費の額の決定に関すること。
- (3) 職員の厚生福利並びに安全管理及び衛生管理に関すること。
- (4) 恩給、退職年金、退職一時金及び退職手当の裁定に関すること。
- (5) 地方職員共済組合岩手県支部及び財団法人岩手県職員互助会(昭和47年4月1日に財団法人岩手県職員互助会という名称で設立された法人をいう。)に対する補助金に関すること。

第28条 削除

(出納局の局長、課長及び担当課長の専決事項)

第29条 [略]

第1款 広域振興局等

(広域振興局等の長専決事項)

第30条 広域振興局等の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 広域振興局及び総合支局又は地方振興局の課の編成に関すること。
- (5) 広域振興局及び総合支局又は地方振興局の内部組織の分掌事務を定めること。
- (6) [略]
- (7) 広域振興局、総合支局及び地方振興局職員並びに市町村職員の相互交流に関すること。
- (8)・(9) [略]

2 前項に定めるもののほか、広域振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 総合支局長の指揮監督に関すること。
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]

3 第1項に定めるもののほか、地方振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務処理組織(組織規則第3章第2節第3款第1目に規定する地方振興局の部等の分掌事務を処理するため、地方振興局長が所掌事務を指定の上、組織規則第21条第1項に規定する室、課及び所に編成する事務処理上の組織体をいう。)の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。
- (2) 部長、農業改良普及室長(八幡平農業改良普及室長を除く。以下この条において同じ。)、農村整備室長、税務室長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 部長、農業改良普及室長、農村整備室長、税務室長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (4) 部長、農業改良普及室長、農村整備室長、税務室長及び局付の休暇その他の服務に関すること。
- (5) 補助金交付要綱等に関すること(地方振興局の主管に属する事業に係るものに限る。))。
- (6) [略]
- (7) 市町村が設立する土地開発公社(出資するすべての市町村の区域が一の地方振興局の所管区域にある土地開発公社に限る。)の設立、定款の変更及び解散の認可並びに検査に関すること。
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]

(副局長等専決事項)

第31条 広域振興局の副局長及び総合支局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 広域振興局の担当事務又は総合支局の事務の処理方針の決定に関すること。
- (2) [略]
- (3) 広域振興局又は総合支局の事務処理組織(組織規則第3章第2節第2款第1目に規定する広域振興局の部等及び同条第2目に規定する総合支局の部等の分掌事務を処理するため、広域振興局長が所掌事務を指定の上、組織規則第20条の2第1項に

(出納局の局長、課長及び担当課長の専決事項)

第28条 [略]

第1款 広域振興局

(広域振興局長専決事項)

第29条 広域振興局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 広域振興局の課の編成に関すること。
- (5) 広域振興局の内部組織の分掌事務を定めること。
- (6) [略]
- (7) 広域振興局職員及び市町村職員の相互交流に関すること。
- (8)・(9) [略]

2 前項に定めるもののほか、県南広域振興局長、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]

3 第1項に定めるもののほか、盛岡広域振興局長、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事項(沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長にあつては、副局長の権限に係るものを除く。)を専決することができる。

- (1) 事務処理組織(組織規則第3章第2節第2款に規定する広域振興局の部等の分掌事務を処理するため、広域振興局長が所掌事務を指定の上、組織規則第19条第1項に規定する室、課及び所に編成する事務処理上の組織体をいう。以下同じ。)の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。
- (2) 部長、農業改良普及室長(八幡平農業改良普及室長を除く。以下この条において同じ。)、農村整備室長、県税室長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 部長、農業改良普及室長、農村整備室長、県税室長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (4) 部長、農業改良普及室長、農村整備室長、県税室長及び局付の休暇その他の服務に関すること。
- (5) 補助金交付要綱等に関すること(広域振興局の主管に属する事業に係るものに限る。))。
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]

(副局長専決事項)

第30条 県南広域振興局副局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 広域振興局の担当事務の処理方針の決定に関すること。
- (2) [略]
- (3) 事務処理組織の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。

規定する室及び課並びに組織規則第20条の11に規定する室、課及び所に編成する事務処理上の組織体をいう。)の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。

(4) [略]

(5) 市町村が設立する土地開発公社(出資するすべての市町村の区域が一の広域振興局の所管区域(総合支局の所管区域を除く。))又は総合支局の所管区域にある土地開発公社に限る。)の設立、定款の変更及び解散の認可並びに検査に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

2 前項に定めるもののほか、副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 補助金交付要綱等に関すること(広域振興局及び総合支局の主管に属する事業に係るものに限る。)

(2) 広域振興局の部長、特命参事、室長(農林部の農村整備室長を除く。以下この項において同じ。)及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(3) 広域振興局の部長、特命参事、室長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(4) 広域振興局の部長、特命参事、室長及び局付の休暇その他の服務に関すること。

3 第1項に定めるもののほか、総合支局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 総合支局の部長及び室長(花巻総合支局農林部の農村整備室長を除く。以下この項において同じ。)の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(2) 総合支局の部長及び室長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 総合支局の部長及び室長の休暇その他の服務に関すること。

4 広域振興局等の長に委任された事務のうち広域振興局の副局長及び総合支局長の専決できる事項は、別表第1から別表第9までに掲げるとおりとする。

(部長等共通専決事項)

第32条 広域振興局、総合支局及び地方振興局の部長、林務事務所長並びに土木事務所長(第3項において「部長等」という。)の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「一般社団・財団法人法等整備法」という。))第42条第2項に規定する特例民法法人をいい、その行う事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。以下同じ。)の定款の変更(目的又は名称の変更に係るものを除く。)の認可に関すること(別に定めるもののほか、広域振興局の部長

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 補助金交付要綱等に関すること(広域振興局の主管に属する事業に係るものに限る。)

(10) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(11) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(12) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに室長(農政部農村整備室長を除く。)の服務に関すること。

(13) [略]

2 沿岸広域振興局副局長及び県北広域振興局副局長は、駐在場所を所管する行政センター(宮古市に駐在する沿岸広域振興局副局長にあつては、岩泉土木センターを含む。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 担当事務の処理方針の決定に関すること。

(2) 出先機関の事務の連絡調整に関すること。

(3) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。

(4) 特定非営利活動法人の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。

(5) 特定非営利活動法人の監督に関すること。

(6) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。

(7) 設計額2億5,000万円以上5億円未満の県営建設工事(地方公所の長が執行するものに限る。)の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)に関すること。

(8) その他前各号に準ずる事項

3 前項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長及び県北広域振興局副局長は、駐在場所を所管する行政センターに係る次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 行政センターの所長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(2) 行政センターの所長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 行政センターの所長の休暇その他の服務及び行政センターに置く室の長の服務に関すること。

4 広域振興局長に委任された事務のうち広域振興局の副局長の専決できる事項は、別表第1から別表第9までに掲げるとおりとする。

(部長等共通専決事項)

第31条 広域振興局の部長及び行政センターの所長の専決できる事項は、次のとおり(北上土木センター所長、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長にあつては、第8号に掲げる事項を除く。)

(1)～(9) [略]

(10) 特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「一般社団・財団法人法等整備法」という。))第42条第2項に規定する特例民法法人をいい、その行う事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。以下同じ。)の定款の変更(目的又は名称の変更に係るもの及び別に定めるものを除く。)の認可に関すること。

等（第3項の表の中欄に定める部長等をいう。）にあつては当該広域振興局の所管区域のうち総合支局の所管区域を除く区域及び2以上の総合支局の所管区域に係るもの、総合支局の部長（同表の中欄に定める部長をいう。）にあつては当該総合支局の所管区域に係るものに限る。）。

(11) [略]

2 第1項に定めるもののほか、広域振興局の部長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 総合支局が行う事務の調整に関すること。

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長等	経営企画部長、保健福祉環境部長、農林部長、土木部長、税務部長及び総務部長
総合支局	部長	地域支援部長、保健福祉環境部長、農林部長及び土木部長
地方振興局	部長等	企画総務部長、保健福祉環境部長、農政部長、林務部長、農林部長、水産部長、土木部長、税務部長、林務事務所長及び土木事務所長

(部に置く室の長等共通専決事項)

第33条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、広域振興局、総合支局及び地方振興局の部に置く室の長、総合支局の県民センター所長、農林センター所長及び土木センター所長、地方振興局土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡地方振興局の企画総務部企画振興課長及び林務部林務課長、県南広域振興局の経営企画部経営企画課長、農林部農林調整課長、土木部調整課長及び総務部総務課長並びに釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹（次項において「室長等」という。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 室、所又は課の事務（釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹にあつては、担当する事務）の処理方針の決定及び実施に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること（釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、地方振興局土木部のダム管理事務所長、盛岡地方振興局の企画総務部企画振興課長及び林務部林務課長並びに県南広域振興局の経営企画部経営企画課長、農林部農林調整課長、土木部調整課長及び総務部総務課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。）。

(5)～(7) [略]

(8) 行政文書の開示決定に関すること。

(9) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。

(10)～(12) [略]

2 前条第3項の規定にかかわらず、広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

広域振興局	室長等	保健福祉環境部保健福祉室長、農林部農村整備室長、農林部林務室長、経営企画部経営企画課長、農林部農林調整課長、土木部調整課長及び総務部総務課長
総合支局	室長	地域支援部税務室長及び農林部農村整備室長
	センター所長	地域支援部の県民センター所長、農林部の農林センター所長及び土木部の土木センター所長
地方振興局	室長等	企画総務部税務室長、農政部又は農林部の農村整備室長、土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡地方振興局保健福祉環境部の保健福祉室長、盛岡地方振興局農政部農業振興室長、盛岡地方振興局土木部の管理用地室長、道路河川室長及び建築住宅室長、企画総務部管理主幹、盛岡地方振興局企画総務部企画振興課長、盛岡地方振興局林務部林務課長並びに釜石地方振興局農林部の農村整備事業を担当する技術主幹

3 盛岡地方振興局土木部岩手出張所長は、前条の規定にかかわらず、地方振興局の土木

(11) [略]

2 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

部長	経営企画部長、総務部長、県税部長、保健福祉環境部長、農政部長、林務部長、農林部長、水産部長及び土木部長
センター所長	経営企画部地域振興センター所長、総務部総務センター所長、県税部県税センター所長、保健福祉環境部保健福祉環境センター所長、農政部又は農林部の農林振興センター所長及び農村整備センター所長、水産部水産振興センター所長並びに土木部土木センター所長

(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡広域振興局の経営企画部産業振興課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長及び水産部の水産調整課長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 室、所又は課の事務（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹にあつては、担当する事務）の処理方針の決定及び実施に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、経営企画部の企画推進課長、水産部の水産調整課長、土木部の調整課長及びダム管理事務所長、盛岡広域振興局の経営企画部産業振興課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び農政部農政調整課長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。）。

(5)～(7) [略]

(8) 行政文書の開示の決定に関すること。

(9) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。

(10)～(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等	経営企画部県税室長、保健福祉環境部保健福祉室長、農政部農村整備室長、盛岡広域振興局の県税部の納税室長及び課税室長、農政部農業振興室長並びに土木部の管理用地室長、道路河川室長及び建築住宅室長並びに経営企画部の企画推進課長、産業振興課長及び管理主幹、農政部農政調整課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長及びダム建設事務所長並びに盛岡広域振興局林務部林業振興課長、県南広域振興局総務部総務課長並びに沿岸広域振興局の農林部の農林調整課長及び農業農村整備事業を担当する技術主幹並びに水産部水産調整課長
センターに置く室の長等	経営企画部地域振興センターの県税室長及び管理主幹、農林部又は農政部の農林振興センター林務室長、県北広域振興局農政部農林振興センター農村整備室長並びに沿岸広域振興局土木部土木センターのダム建設事務所長

3 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター所長は、前条の規定にかかわらず、土木部長

部長が専決できる事項のうち、地方振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(経営企画部長等専決事項)

第34条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長、総合支局の地域支援部長並びに地方振興局の企画総務部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者				備考
	広域振興局経営企画部長	広域振興局総務部長	総合支局地域支援部長	地方振興局企画総務部長	
1 行政事務連絡会議及び行政連絡協議会の庶務に関する事	○			○	
2 一般旅券の交付並びに失効旅券への消印及び還付に関する事				○	宮古地方振興局の企画総務部長に限る。
3 広域振興局の所管区域(総合支局の所管区域を除く。)、総合支局の所管区域又は地方振興局の所管区域内に所在する家畜保健衛生所の試験及び検査に関する施設の利用の許可に関する事		○	○	○	
4 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事(地方公所の長が執行するものに限る。)の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札執行(請負契約の締結に係るものを除く。)及び随意契約に係る見積書の徴収に関する事		○	○	○	
5 建設関連業務(地方公所の長が執行するものに限る。)の委託契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札執行(委託契約の締結に係るものを除く。)及び随意契約に係る見積書の徴収に関する事		○	○	○	
6 会計事務の実地検査に関する事		○			
7 宗教法人事務所備付け書類の写しの受理に関する事			○		
8 境内建物及び境内地の証明願の受理(宗教法人の規則の認証を伴うものを除く。)に関する事			○		
9 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第39条の23第1項第8号に規定する証明書の交付に関する事			○	○	

2 広域振興局経営企画部の経営企画課長、広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

が専決できる事項のうち、広域振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(経営企画部長等専決事項)

第33条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長並びに経営企画部地域振興センター所長及び総務部総務センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部長	総務部長	経営企画部地域振興センター所長	総務部総務センター所長	
1 行政事務連絡会議及び行政連絡協議会の庶務に関する事	○				
2 一般旅券の交付並びに失効旅券への消印及び還付に関する事			○		宮古地域振興センター所長に限る。
3 広域振興局の所管区域に所在する家畜保健衛生所の試験及び検査に関する施設の利用の許可に関する事	○	○			県南広域振興局経営企画部長を除く。
4 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事(地方公所の長が執行するものに限る。)の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札執行(請負契約の締結に係るものを除く。)及び随意契約に係る見積書の徴収に関する事		○	○	○	
5 建設関連業務(地方公所の長が執行するものに限る。)の委託契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札執行(委託契約の締結に係るものを除く。)及び随意契約に係る見積書の徴収に関する事		○	○	○	
6 会計事務の実地検査に関する事		○			
7 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第39条の23第1項第8号に規定する証明書の交付に関する事			○		

2 広域振興局の経営企画部企画推進課長、総務部総務課長並びに経営企画部及び経営企画部地域振興センターの管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者				備考
	広域 振興 局 経 営 企 画 部 経 営 企 画 課 長	広域 振興 局 総 務 部 総 務 課 長	総合 支 局 地 域 支 援 部 民 セ ン タ ー 所 長	地方 振興 局 企 画 総 務 部 管 理 主 幹	
1 削除					
2 宗教法人事務所備付け書類の写しの受理に関する事。		○	○	○	
3 境内建物及び境内地の証明（宗教法人の規則の認証を伴うものを除く。）に関する事。		○	○	○	県民センター所長にあつては、境内地の証明に係る証明願の受理に限る。
4 市町村立学校職員の給与及び旅費の支払のために設置する資金前渡職員の委嘱に関する事。		○		○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
5 会計事務の実地検査に関する事。				○	
6 租税特別措置法施行令第39条の23第1項第8号に規定する証明書の交付に関する事。	○				

3 広域振興局長等に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第2において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長	経営企画部長及び総務部長
総合支局	部長	地域支援部長
	センター所長	地域支援部の県民センター所長
地方振興局	部長	企画総務部長
	室長等	企画総務部管理主幹

（保健福祉環境部長等専決事項）

第35条 広域振興局の保健福祉環境部長、総合支局の保健福祉環境部長及び地方振興局の保健福祉環境部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者			備考
	広域 振興 局保	総合 支 局 保 健	地方 振興 局保	

事務	専決権者				備考
	経 営 企 画 部 企 画 推 進 課 長	総 務 部 総 務 課 長	経 営 企 画 部 管 理 主 幹	経 営 企 画 部 地 域 振 興 セ ン タ ー 管 理 主 幹	
1 宗教法人事務所備付け書類の写しの受理に関する事。		○	○	○	
2 境内建物及び境内地の証明（宗教法人の規則の認証を伴うものを除く。）に関する事。		○	○	○	地域振興センター管理主幹にあつては、建物及び境内地の証明に係る証明願の受理に限る。
3 市町村立学校職員の給与及び旅費の支払のために設置する資金前渡職員の委嘱に関する事。		○	○	○	盛岡広域振興局経営企画部の管理主幹を除く。
4 会計事務の実地検査に関する事。			○	○	
5 租税特別措置法施行令第39条の23第1項第8号に規定する証明書の交付に関する事。	○				

3 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第2において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

部長	経営企画部長及び総務部長
部に置く室の長等	管理主幹
センター所長	経営企画部地域振興センター所長及び総務部総務センター所長
センターに置く室の長等	管理主幹

（県税部長等専決事項）

第34条 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第3において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

部長	県税部長
部に置く室の長	経営企画部県税室長
センター所長	県税部県税センター所長
センターに置く室の長	経営企画部地域振興センター県税室長

2 前項の規定にかかわらず、盛岡広域振興局県税部の納税室長及び課税室長にあつては、広域振興局長に委任された事務のうち広域振興局長があらかじめ指定した事項を専決することができる。

（保健福祉環境部長等専決事項）

第35条 広域振興局の保健福祉環境部長及び保健福祉環境部保健福祉環境センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者		備考
	保 健 福 祉 環 境 部 長	保 健 福 祉 環 境 部 保 健	

	健福 祉環 境部 長	福祉 環境 部長	健福 祉環 境部 長			福祉環 境セン ター所 長	
1 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可及び認可の取消し並びに改善命令、事業の停止命令及び廃止命令に関すること。	○						
2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止、休止又は入所定員の減少若しくは入所定員の増加の認可に関すること	○	○	○				
3 軽費老人ホームの設置の許可及び許可の取消し並びに事業の制限及び停止命令に関すること。	○						
4 軽費老人ホームの事業の変更の許可に関すること。	○	○	○		1 軽費老人ホームの事業の変更の許可に関すること。	○	○ 花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
5 社会福祉職員等退職手当共済事業の経営法人であることの証明に関すること（老人福祉法（昭和38年法律第133号）に関する事業及び施設に限る。）。	○	○	○		2 社会福祉職員等退職手当共済事業の経営法人であることの証明に関すること（老人福祉法（昭和38年法律第133号）に関する事業及び施設に限る。）。	○	○ 花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
6 指定介護老人福祉施設の指定及び指定の取消し並びに効力の停止（介護サービスの公表に係るものを含む。以下8の項及び9の項において同じ。）及び公示に関すること。	○						
7 指定介護老人福祉施設の指定の更新に関すること。	○		○				
8 介護老人保健施設の開設及び変更の許可（更新を含む。）、許可の取消し及び効力の停止、届出の受理並びに公示に関すること。	○						
9 指定介護療養型医療施設の指定（指定の更新及び変更を含む。）及び指定の取消し並びに効力の停止及び公示に関すること。	○						
10 身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者に対する身体障害者手帳の再交付に関すること。	○	○	○		3 身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者に対する身体障害者手帳の再交付に関すること。	○	
11 身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地変更（県内における変更に限る。）及び氏名変更の届出の受理に関すること。	○	○	○		4 身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地変更（県内における変更に限る。）及び氏名変更の届出の受理に関すること。	○	
12 療育手帳に関すること。	○	○	○		5 療育手帳に関すること。	○	
13 児童扶養手当に関すること。	○		○		6 児童扶養手当に関すること。	○	
14 特別児童扶養手当に関すること。	○		○		7 特別児童扶養手当に関すること。	○	
15 自動車分解整備事業者で、第二種フロン類回収業者としての登録を受けようと国土交通大臣に申し出た者の登録等、登録の取消し又は業務停止命令及び基準遵守勧告に係る国土交通大臣への通知に関すること。	○	○	○		8 自動車分解整備事業者で、第二種フロン類回収業者としての登録を受けようと国土交通大臣に申し出た者の登録等、登録の取消し又は業務停止命令及び基準遵守勧告に係る国土交通大臣への通知に関すること。	○	○

16 狩猟者登録（県外に住所を有する者に係るものを除く。）に関する事	○	○	○	
17 狩猟免許の交付に関する事（狩猟免許試験に係るもの（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第49条第2号に係るもの（以下「一部免除試験」という。）を除く。）を除く。）	○	○	○	
17の2 狩猟免許試験の実施に関する事（一部免除試験に限る。）	○	○	○	
18 狩猟免許の更新に関する事	○	○	○	
19 医療保護入院及び応急入院の届出の受理に関する事	○	○	○	
20 措置入院者及び医療保護入院者の定期報告の受理に関する事	○	○	○	

2 前項の規定にかかわらず、県南広域振興局及び盛岡地方振興局保健福祉環境部の保健福祉室長にあつては、同項の表2の項、4の項、5の項及び10の項から14の項までに掲げる事項を専決することができる。

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第3において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長	保健福祉環境部長
	室長	保健福祉環境部保健福祉室長
総合支局	部長	保健福祉環境部長
地方振興局	部長	保健福祉環境部長
	室長等	盛岡地方振興局保健福祉環境部の保健福祉室長

（農林部長等専決事項）

第36条 広域振興局の農林部長及び総合支局の農林部長並びに地方振興局の農政部長、林務部長及び農林部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者					備考
	広域振興局農林部長	総合支局農林部長	地方振興局農政部長	地方振興局林務部長	地方振興局農林部長	
1 農地等取得資金及び未墾地取得資金の貸付適格の認定に関する事（農業経営改善計画に基づくものに限る。）	○	○	○		○	
2 肥料販売業務に係る開始、変更及び廃止の届出の受理に関する事	○	○	○		○	
3 地方卸売市場開設許可証及び地方卸売市場卸売業務許可証の再交付及び書換え交付に関する事	○	○	○		○	
4 農業振興地域の区域の変更及び告示に関する事	○					
5 農業振興地域整備計画の変更の同意に関する事	○					
6 農業振興地域整備計画の変更（農林水産大臣が許可権者である農地転用に係るもの又は基礎調査に基づく		○	○		○	

9 狩猟者登録（県外に住所を有する者に係るものを除く。）に関する事	○	○	
10 狩猟免許の交付に関する事（狩猟免許試験に係るもの（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第49条第2号に係るもの（以下「一部免除試験」という。）を除く。）を除く。）	○	○	
11 狩猟免許試験の実施に関する事（一部免除試験に限る。）	○	○	
12 狩猟免許の更新に関する事	○	○	
13 医療保護入院及び応急入院の届出の受理に関する事	○	○	
14 措置入院者及び医療保護入院者の定期報告の受理に関する事	○	○	

2 前項の規定にかかわらず、盛岡広域振興局及び県南広域振興局の保健福祉環境部の保健福祉室長にあつては、同項の表1の項から7の項までに掲げる事項を専決することができる。

3 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第4において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第4に掲げるとおりとする。

部長	保健福祉環境部長
部に置く室の長	保健福祉室長
センター所長	保健福祉環境部保健福祉環境センター所長

（農林部長等専決事項）

第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者					備考
	農政部長	林務部長	農林部長	農政部又は農林部の農林振興センター所長	農政部農村整備センター所長	
1 肥料販売業務に係る開始、変更及び廃止の届出の受理に関する事	○		○			
2 地方卸売市場開設許可証及び地方卸売市場卸売業務許可証の再交付及び書換え交付に関する事	○		○			
3 農業振興地域整備計画の変更（農林水産大臣が許可権者である農地転用に係るもの又は基礎調査に基づく	○		○			

計画の変更に係るものを除く。)の同意に関する事					
7 土地利用についての調停に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8 農用地区域内における開発許可及び開発行為に係る監督処分に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9 農業振興地域(農用地区域を除く。)内における開発行為についての報告及び公表に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10 農業振興地域内における交換分合計画の認可に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11 集落農業振興地域整備計画の協議に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12 集落農業振興地域整備計画の区域内における交換分合計画の認可に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12の2 農地又は採草放牧地の権利移動の許可に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13 農地の転用の許可に関する事	<input type="checkbox"/>				
14 農地の転用の許可又は協議に関する事(農林水産大臣の許可に係る農地の転用の場合の農林水産大臣への申請書の提出及び農地法(昭和27年法律第229号)附則第2項の規定に基づく農林水産大臣への協議を除く。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可に関する事	<input type="checkbox"/>				
16 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可又は協議に関する事(農林水産大臣の許可に係る農地の転用の場合の農林水産大臣への申請書の提出及び農地法附則第2項の規定に基づく農林水産大臣への協議を除く。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17 国有農地及び開拓財産の管理及び処分に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17の2 農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援交付金に限る。)に係る導入計画及び生産計画に対する意見並びに実施状況の確認に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18 農業農村整備事業に係る立入測量及び立入検査に関する事(土木部及び土木事務所の主管に属するものを除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19 土地改良財産の境界の確認に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

計画の変更に係るものを除く。)の同意に関する事					
4 土地利用についての調停に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
5 農用地区域内における開発許可及び開発行為に係る監督処分に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
6 農業振興地域(農用地区域を除く。)内における開発行為についての報告及び公表に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
7 農業振興地域内における交換分合計画の認可に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
8 集落農業振興地域整備計画の協議に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
9 集落農業振興地域整備計画の区域内における交換分合計画の認可に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
10 農地又は採草放牧地の権利移動の許可に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
11 農地の転用の許可又は協議に関する事(農林水産大臣の許可に係る農地の転用の場合の農林水産大臣への申請書の提出及び農地法(昭和27年法律第229号)附則第2項の規定に基づく農林水産大臣への協議を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
12 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可又は協議に関する事(農林水産大臣の許可に係る農地の転用の場合の農林水産大臣への申請書の提出及び農地法附則第2項の規定に基づく農林水産大臣への協議を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
13 国有農地及び開拓財産の管理及び処分に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
14 農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援交付金に限る。)に係る導入計画及び生産計画に対する意見並びに実施状況の確認に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
15 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)の施行に関する導入計画の認定、変更、取消、報告の徴収に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
16 農業農村整備事業に係る立入測量及び立入検査に関する事(土木部の主管に属するものを除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	花巻農林振興センター所長及び一関農林振興センター所長を除く。
17 土地改良財産の境界の確認に関する事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	花巻農

28 工事の工期の延長及び短縮に関する事 こと。	○	○	○	○	○	
29 工事の請負代金の支払回数の協議 に関する事 こと。	○	○	○	○	○	
30 工事の請負人が請負代金受領の権 限を第三者に委任することの承諾に に関する事 こと。	○	○	○	○	○	
31 家畜飼料特別支援資金に係る畜産 経営生産性向上計画の承認に関する 事 こと。	○					
32 畜産特別資金に係る経営改善計画 の承認に関する事 こと。	○					
33 畜産特別資金に係る経営改善計画 の承認に関する事 こと（特認案件を除 く。）。		○	○		○	
34 県営畜産経営環境整備事業の執行 に伴う不動産登記の嘱託に関する事 こと。	○	○	○		○	
35 鶏のひなの生産を業とするふ化業 者の登録に関する他の都道府県知事 への通知等に関する事 こと。	○	○	○		○	
36 みつばちの転飼許可に関する事 こと。 。	○	○	○		○	
37 いわて環境の森整備事業に係る協 定の締結に関する事 こと。	○	○		○	○	
38 入会林野等整備に係る登記の嘱託 に関する事 こと。	○	○		○	○	
39 治山事業等の執行に伴う不動産登 記の申請又は嘱託に関する事 こと。	○	○		○	○	

2 前項の規定にかかわらず、広域振興局農林部、総合支局農林部及び地方振興局農政部又は農林部の農村整備室長並びに釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹にあつては同項の表18の項から30の項までに掲げる事項（農業農村整備事業に係るものに限る。）を、県南広域振興局農林部の林務室長にあつては同表21の項、22の項、28の項から30の項まで（治山事業等に係るものに限る。）及び37の項から39の項までに掲げる事項を、総合支局の農林センター所長にあつては同表18の項から30の項まで及び37の項から39の項までに掲げる事項を専決することができる。

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第4において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第4に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長	農林部長
	室長等	農林部の農村整備室長及び特命参事
総合支局	部長	農林部長
	室長	農林部の農村整備室長
	センター所長	農林部の農林センター所長
地方振興局	部長等	農政部長及び農林部長
	室長等	農政部又は農林部の農村整備室長、盛岡地方振興局農政部農業振興室長及び釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹

4 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第5において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第5に掲げるとおりとする。

						関農林振 興センタ ー所長を 除く。
26 工事の工期の延長及び短縮に関する事 こと。	○	○	○	○	○	
27 工事の請負代金の支払回数の協議 に関する事 こと。	○	○	○	○	○	
28 工事の請負人が請負代金受領の権 限を第三者に委任することの承諾に に関する事 こと。	○	○	○	○	○	
29 家畜飼料特別支援資金に係る畜産 経営生産性向上計画の承認に関する 事 こと。	○		○			
30 畜産特別資金に係る経営改善計画 の承認に関する事 こと。	○		○			
31 畜産特別資金に係る経営改善計画 の承認に関する事 こと（特認案件を除 く。）。				○		
32 県営畜産経営環境整備事業の執行 に伴う不動産登記の嘱託に関する事 こと。	○		○	○		
33 鶏のひなの生産を業とするふ化業 者の登録に関する他の都道府県知事 への通知等に関する事 こと。	○		○			
34 みつばちの転飼許可に関する事 こと。 。	○		○			
35 いわて環境の森整備事業に係る協 定の締結に関する事 こと。		○	○	○		
36 入会林野等整備に係る登記の嘱託 に関する事 こと。		○	○	○		
37 治山事業等の執行に伴う不動産登 記の申請又は嘱託に関する事 こと。		○	○	○		

2 前項の規定にかかわらず、広域振興局農政部及び農政部農林振興センターの農村整備室長並びに沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹にあつては同項の表16の項から28の項までに掲げる事項（農業農村整備事業に係るものに限る。）を、宮古農林振興センター及び二戸農林振興センターの林務室長にあつては同表19の項、20の項、26の項から28の項まで（治山事業等に係るものに限る。）及び35の項から37の項までに掲げる事項を、林務室岩泉林務出張所所長にあつては同表19の項（設計額1,000万円未満のものに限る。）、35の項及び36の項に掲げる事項を専決することができる。

3 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第5において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第5に掲げるとおりとする。

部長	農政部長及び農林部長
部に置く室の 長等	農政部の農業振興室長及び農村整備室長並びに沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹
センター所長	農政部又は農林部の農林振興センター所長及び農政部農村整備センター所長
センターに置 く室の長	二戸農林振興センター農村整備室長

4 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第6において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第6に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長	農林部長
	室長等	農林部林務室長及び特命参事
総合支局	部長	農林部長
	室長等	北上総合支局農林部の県有林業務を担当する技術主幹
	センター所長	農林部の農林センター所長
地方振興局	部長等	林務部長及び農林部長

部長	林務部長及び農林部長
センター所長	農政部又は農林部の農林振興センター所長
センターに置く室の長	沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター林務室長及び県北広域振興局農政部二戸農林振興センター林務室長並びに沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター林務室岩泉林務出張所長

5 宮古地方振興局農政部農林水産調整監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
 - (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
 - (3) 職員の休暇その他の服務に関すること。
- (水産部長専決事項)

第37条 地方振興局の水産部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 海面漁業の免許に関すること(海区漁業調整委員会への諮問に関するものを除く。次号において同じ。)。
- (2) 海面における漁業権の分割又は変更の免許に関すること。
- (3) 海面における漁業権等の登録に関すること。
- (4) 海面における漁業権の行使状況報告の徴収に関すること。
- (5) 海面漁業の許可に関すること。
- (6) 内水面における水産動物の採捕の許可に関すること。
- (7) 試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に関すること。
- (8) 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつした者に対する除害設備の設置等の命令に関すること。
- (9) 漁船の建造及び改造並びに漁船以外の船舶の漁船への転用の許可に関すること。
- (10) 漁船の工事完成後の認定に関すること。
- (11) 漁船の登録に関すること。
- (12) 漁船の登録票の検認に関すること。
- (13) 漁船の立入検査に関すること。
- (14) 漁業権の設定されている漁場内における岩礁破砕等の許可に関すること。
- (15) 漁場又は漁具の標識の設置の届出の受理に関すること。
- (16) 遊漁船業の登録に関すること。
- (17) 遊漁船業を営む者等に係る報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (18) 漁港の境界の同意に関すること。
- (19) 設計額6,500万円未満の工事の完成検査に関すること。
- (20) 工事の出来形検査に関すること。
- (21) 工事の工期の延長及び短縮に関すること。
- (22) 工事の請負代金の支払回数協議に関すること。
- (23) 工事の請負人が請負代金受領の権限を第三者に委任することの承諾に関すること。
- (24) 漁港漁場整備事業の執行に伴う不動産登記の申請又は嘱託に関すること。

(水産部長等専決事項)

第37条 広域振興局の水産部長及び水産部水産振興センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

事務	専決権者		備考
	水産部長	水産部水産振興センター所長	
1 海面漁業の免許に関する <u>こと(海区漁業調整委員会への諮問に関するものを除く。2の項において同じ。)</u> 。	○	○	
2 海面における漁業権の分割又は変更の免許に関する <u>こと。</u>	○	○	

3	海面における漁業権等の登録に関すること。	○	○	
4	海面における漁業権の行使状況報告の徴収に関すること。	○	○	
5	海面漁業の許可に関すること。	○	○	
6	内水面における水産動物の採捕の許可に関すること。	○	○	
7	試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に関すること。	○	○	
8	水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつした者に対する除害設備の設置等の命令に関すること。	○	○	
9	漁船の建造及び改造並びに漁船以外の船舶の漁船への転用の許可に関すること。	○	○	
10	漁船の工事完成後の認定に関すること。	○	○	
11	漁船の登録に関すること。	○	○	
12	漁船の登録票の検認に関すること。	○	○	
13	漁船の立入検査に関すること。	○	○	
14	漁業権の設定されている漁場内における岩礁破碎等の許可に関すること。	○	○	
15	漁場又は漁具の標識の設置の届出の受理に関すること。	○	○	
16	遊漁船業務主任者を養成するための講習に関すること。	○		
17	遊漁船業の登録に関すること。	○	○	
18	遊漁船業を営む者等に係る報告の徴収及び立入検査に関すること。	○	○	
19	漁港及び海岸（漁港区域に係るものに限る。）の境界の同意に関すること。	○	○	
20	工事の完成検査に関すること。	○	○	水産振興センター所長にあっては、設計額6,500万円未満の工事に限る。
21	工事の出来形検査に関すること。	○	○	
22	工事の工期の延長及び短縮に関すること。	○	○	
23	工事の請負代金の支払回数協議に関すること。	○	○	
24	工事の請負人が請負代金受領の権限を第三者に委任することの承諾に関すること。	○	○	
25	漁港漁場整備事業の執行に伴う不動産登記の申請又は囑託に関すること。	○	○	

2 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第6において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第6に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長	農林部長
	室長等	農林部特命参事
地方振興局	部長	水産部長

（土木部長等専決事項）

第38条 広域振興局の土木部長、総合支局の土木部長並びに地方振興局の土木部長及び土木事務所長（以下この条において「地方振興局土木部長等」という。）の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者			備考
	広域振興局土木部長	総合支局土木部長	地方振興局土木部長等	

2 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第7において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第7に掲げるとおりとする。

部長	盛岡広域振興局及び県南広域振興局の農政部長並びに水産部長
センター所長	水産部水産振興センター所長

（土木部長等専決事項）

第38条 広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者		備考
	土木部長	土木部土木センター所長	

1 設計額6,500万円未満の工事の完成検査に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長にあつては、農林道に係るものを除く。
2 工事の出来形検査に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長にあつては、農林道に係るものを除く。
3 土木事業（ダム事業及びダム建設事業を含む。）等の執行に伴う不動産登記の嘱託に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長にあつては、農林道に係るものを除く。
4 工事の工期の延長及び短縮に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長にあつては、農林道に係るものを除く。
5 工事の請負代金の支払回数協議に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長にあつては、農林道に係るものを除く。
6 工事の請負人が請負代金受領の権限を第三者に委任することの承諾に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長にあつては、農林道に係るものを除く。
7 道路、河川、港湾及び海岸の境界の同意並びに土地改良財産（土木部及び土木事務所の所管に係るものに限る。）の境界の確認に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長にあつては、農林道に係るものを除く。
8 道路の構造及び設備に関する道路管理上の措置に係る意見に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
9 道路の供用廃止又は道路の区域の変更に係る不用物件の管理又は交換に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
10 廃川敷地と新たに河川区域となる土地との交換に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
11 河川及び海岸における土石採取等の許可又は認可に係る土石採取等の工期又は期間の延長の許可又は認可に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
12 建設業の許可、建設業者の経営事項審査及び許可の取消し（建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号によるものに限る。13の項において同じ。）に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
13 建設業の許可、建設業者の経営事項審査及び許可の取消しの場合の報告の徴収及び立入検査に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
14 浄化槽工事業者の登録及び浄化槽工事業者に対する指示並びに特例浄化槽工事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

1 設計額6,000万円未満の工事の完成検査に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		北上土木センター所長、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
2 工事の出来形検査に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		北上土木センター所長、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
3 土木事業（ダム事業及びダム建設事業を含む。）の執行に伴う不動産登記の嘱託に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
4 工事の工期の延長及び短縮に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
5 工事の請負代金の支払回数協議に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
6 工事の請負人が請負代金受領の権限を第三者に委任することの承諾に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
7 道路、河川、港湾及び海岸の境界の同意に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
8 道路の構造及び設備に関する道路管理上の措置に係る意見に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
9 道路の供用廃止又は道路の区域の変更に係る不用物件の管理又は交換に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
10 廃川敷地と新たに河川区域となる土地との交換に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
11 河川及び海岸（他課等の主管に属するものを除く。）における土石採取等の許可又は認可に係る土石採取等の工期又は期間の延長の許可又は認可に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
12 建設業の許可、建設業者の経営事項審査及び許可の取消し（建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号によるものに限る。13の項において同じ。）に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
13 建設業の許可、建設業者の経営事項審査及び許可の取消しの場合の報告の徴収及び立入検査に関すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
14 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の規定による届出等の処理に関すること。（建設業者からの届出等に限る。）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
15 浄化槽工事業者の登録及び浄化槽工事業者に対する指示並びに特例浄化槽工事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		遠野土木センター所長及び千厩土

業者の届出に関する事（県内に本店を有する者に係るものに限る。15の項において同じ。）。					業者の届出に関する事（県内に本店を有する者に係るものに限る。16の項において同じ。）。				木センター所長を除く。
15 浄化槽工事業者登録簿の閲覧に関する事。	○	○	○		16 浄化槽工事業者登録簿の閲覧に関する事。	○	○		遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
16 解体工事業者登録簿の閲覧に関する事。	○	○	○		17 解体工事業者登録簿の閲覧に関する事。	○	○		
17 高速自動車国道用地に係る受託業務の実施に関する事。		○		花巻総合支局土木部長に限る。					
18 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関する事務のうち、次の事項に関する事。 (1) 国有財産法（昭和23年法律第73号）の規定による調査又は測量のための土地の立入り、境界確定の協議、取得（交換及び寄附による場合を含む。）、所管換え、用途廃止及び引継ぎ、譲与、所属替え並びに用途の変更に関する事（国土交通大臣の同意を要するものを除く。）。 (2) 道路法、河川法（昭和39年法律第167号）（同法第100条で準用する場合及び第100条の2第3項による場合に限る。）及び下水道法の規定による貸付け、譲与又は同意に関する事。 (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定による承認又は同意に関する事。 (4) 維持及び安全のため必要な命令	○	○	○		18 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関する事務のうち、次の事項に関する事。 (1) 国有財産法（昭和23年法律第73号）の規定による調査又は測量のための土地の立入り、境界確定の協議、取得（交換及び寄附による場合を含む。）、所管換え、用途廃止及び引継ぎ、譲与、所属替え並びに用途の変更に関する事（国土交通大臣の同意を要するものを除く。）。 (2) 道路法、河川法（昭和39年法律第167号）（同法第100条で準用する場合及び第100条の2第3項による場合に限る。）及び下水道法の規定による貸付け、譲与又は同意に関する事。 (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定による承認又は同意に関する事。 (4) 維持及び安全のため必要な命令	○	○		
19 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による都市計画区域内の土地に係る譲渡の届出及び買取り希望の申出の受理並びに買取りの協議に関する事。	○				19 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による都市計画区域内の土地に係る譲渡の届出及び買取り希望の申出の受理並びに買取りの協議に関する事。	○			
20 特殊車両の通行許可又は認定に関する事。	○	○	○		20 特殊車両の通行許可又は認定に関する事。	○	○		
21 道路の区域の決定及び変更並びに道路の供用の開始及び廃止に関する事。	○	○	○						
22 基幹道路の代行整備事業に係る公示及び代行区間の引渡しに関する事。	○	○	○						
23 公共下水道の代行整備事業に係る公示及び代行区間等の引渡しに関する事。	○	○	○		21 公共下水道の代行整備事業に係る公示及び代行区間等の引渡しに関する事。	○	○		千厩土木センター所長を除く。
24 農業農村整備事業（土木部及び土木事務所の所管に係るものに限る。）に係る立入測量及び立入検査に関する事。	○	○	○	土木事務所長にあっては、農道に係るものに限る。					
25 汚水処理の企画、調整及び推進に関する事。	○	○	○		22 汚水処理の企画、調整及び推進に関する事。	○	○		千厩土木センター所長を除く。
26 市町村の公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の整備に関する事。	○	○	○		23 市町村の公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の整備に関する事。	○	○		千厩土木センター所長を除く。
27 ひとにやさしいまちづくり条例の規定による公共的施設（3ヘクタール以上の開発行為の許可を要する道路及び公園等に限る。）に係る適合証の交付	○				24 ひとにやさしいまちづくり条例の規定による公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公園等に限る。）に係る適合証の交付	○			盛岡広域振興局土木部長及び県南広域振興局土木部長に限る。

28	ひとにやさしいまちづくり条例の規定による公共的施設（市街化調整区域内にあるもの並びに3ヘクタール以上の開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）に係る適合証の交付	○	○	○	
----	---	---	---	---	--

2 前項の規定にかかわらず、総合支局土木部の土木センター所長にあつては同項の表3の項から11の項まで、16の項、18の項、20の項から24の項まで及び28の項に掲げる事項を、盛岡地方振興局土木部の管理用地室長にあつては同表5の項、6の項、15の項、16の項及び20の項に掲げる事項を、道路河川室長にあつては同表1の項、2の項及び4の項に掲げる事項を、建築住宅室長にあつては同表1の項、2の項、4の項及び28の項に掲げる事項を、岩手出張所長にあつては地方振興局長があらかじめ指定した事項を、地方振興局土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長にあつては同表1の項から6の項までに掲げる事項（ダム管理事務所長にあつてはダム事業に、ダム建設事務所長にあつてはダム建設事業に係るものに限る。）を専決することができる。

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第7において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第7に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長	土木部長
総合支局	部長	土木部長
	センター所長	土木部の土木センター所長
地方振興局	部長等	土木部長及び土木事務所長
	室長等	盛岡地方振興局土木部の管理用地室長、道路河川室長、建築住宅室長及び岩手出張所長

4 広域振興局等の長に委任された事務のうち地方振興局土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長の専決できる事項は、別表第8に掲げるとおりとする。

5 北上総合支局土木部の西和賀出張所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(税務部長等専決事項)

第39条 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第9において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第9に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長	税務部長
総合支局	部長	地域支援部長
	室長	地域支援部税務室長
	センター所長	地域支援部の県民センター所長
地方振興局	部長	税務部長及び企画総務部長
	室長	企画総務部税務室長

2 前項の規定にかかわらず、広域振興局等の長に委任された事務のうち盛岡地方振興局税務部の納税室長及び課税室長にあつては、地方振興局長があらかじめ指定した事項を専決することができる。

第40条 削除

(林務事務所長専決事項)

第41条 地方振興局の林務事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) いわて環境の森整備事業に係る協定の締結に関すること。

(2) 入会林野等整備に係る登記の嘱託に関すること。

2 広域振興局等の長に委任された事務のうち林務事務所長が専決できる事項は、別表第5に掲げる事務（同表「地方振興局」欄の「部長等」欄に○印のあるものに限る。）とする。

(課長等専決事項)

第42条 広域振興局、総合支局及び地方振興局の監、課長、特命課長及び出張所長（岩手出張所長を除く。）並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する職員（以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項のほか、広域振興局、総合支局若しくは地方振興局の部長、室長、岩手出張所長、所長、管理主幹又は釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹が専決できる事項のうち、広域振興局の課長等にあつては事務を担当する副局長があらかじめ指定したものを、総合支局の課長等にあつては

25	ひとにやさしいまちづくり条例の規定による公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）に係る適合証の交付	○	○	
----	--	---	---	--

2 前項の規定にかかわらず、盛岡広域振興局土木部の管理用地室長にあつては同項の表5の項、6の項、14の項、16の項、17の項及び20の項に掲げる事項を、道路河川室長にあつては同表1の項、2の項及び4の項に掲げる事項を、建築住宅室長にあつては同表1の項、2の項、4の項及び25の項に掲げる事項を、広域振興局の土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長並びに土木部土木センターダム建設事務所長にあつては同表1の項から6の項までに掲げる事項（ダム管理事務所長にあつてはダム事業に、ダム建設事務所長にあつてはダム建設事業に係るものに限る。）を専決することができる。

3 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第8において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第8に掲げるとおりとする。

部長	土木部長
部に置く室の長	盛岡広域振興局土木部の管理用地室長、道路河川室長及び建築住宅室長
センター所長	土木部土木センター所長

4 広域振興局長に委任された事務のうち広域振興局の土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長並びに土木部土木センターダム建設事務所の専決できる事項は、別表第9に掲げるとおりとする。

5 県南広域振興局土木部北上土木センター西和賀出張所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(課長等専決事項)

第39条 広域振興局の課長、特命課長及び出張所長並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する職員（以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項のほか、広域振興局の部長、行政センターの所長、部又は行政センターに置く室の長、管理主幹又は沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹が専決できる事項のうち、県南広域振興局の課長等にあつては事務を担当する副局長があらかじめ指定したものを、その他の広域振興局の課長等にあつては広域振興局長があらかじめ指定したものを

は総合支局長があらかじめ指定したものを、地方振興局の課長等にあつては地方振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(9) [略]

2 前項に定めるもののほか、広域振興局、総合支局及び地方振興局の監、課長及び特命課長並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する職員は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(3) [略]

(部長等指定職員専決事項)

第43条 広域振興局、総合支局及び地方振興局の部長、林務事務所長、土木事務所長、部に置く室の長又は土木部の岩手出張所長、ダム管理事務所長若しくはダム建設事務所長（以下この条において「部長等」という。）が指定する職員は、次に掲げる事項及び前条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で部長等があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(3) [略]

第2款 広域振興局等以外の出先機関

(広域振興局等以外の出先機関の長共通専決事項)

第44条 広域振興局等以外の出先機関の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。

(11) [略]

2 広域振興局等以外の地方公所の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(広域振興局等以外の出先機関の長指定職員専決事項)

第45条 広域振興局等以外の出先機関の長が指定する職員は、当該出先機関の長に委任された事務及び当該出先機関の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項で当該出先機関の長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(県民生活センター所長専決事項)

第46条 県民生活センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。

(6)～(9) [略]

(10) 国民生活安定緊急措置に関すること。

(保健所長等専決事項)

第47条 保健所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う特例民法法人（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたるものを除く。）の定款の変更（目的又は名称の変更に係るものを除く。）の認可に関すること。

(7) 介護老人保健施設の開設許可の更新及び開設許可事項の変更の許可に関すること（広域振興局の主管に属するものを除く。）。

(8) 指定介護療養型医療施設の指定の更新及び変更に関すること（広域振興局の主管

専決することができる。

(1)～(9) [略]

2 前項に定めるもののほか、広域振興局の課長及び特命課長並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する職員は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(3) [略]

(部長等指定職員専決事項)

第40条 広域振興局の部長、行政センターの所長、部若しくは行政センターに置く室の長、土木部のダム管理事務所長若しくはダム建設事務所長又は岩泉林務出張所長（以下この条において「部長等」という。）が指定する職員は、次に掲げる事項及び前条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で部長等があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(3) [略]

第2款 広域振興局以外の出先機関

(広域振興局以外の出先機関の長共通専決事項)

第41条 広域振興局以外の出先機関の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。

(11) [略]

2 広域振興局以外の地方公所の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(広域振興局以外の出先機関の長指定職員専決事項)

第42条 広域振興局以外の出先機関の長が指定する職員は、当該出先機関の長に委任された事務及び当該出先機関の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項で当該出先機関の長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(東京事務所長等専決事項)

第43条 東京事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 広域振興局長から知事に徴収の引継ぎがあった県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収及びこれらの滞納処分並びに不納欠損処理に関すること。

(2) 部長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(3) 部長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(4) 部長の休暇その他の服務に関すること。

2 東京事務所総務行政部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 職員の休暇その他の服務に関すること。

3 東京事務所企業立地観光部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 職員の休暇その他の服務（軽易なものに限る。）に関すること。

(4) 軽易な照会、回答、報告等に関すること。

(県民生活センター所長専決事項)

第44条 県民生活センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）の規定による改善命令、業務停止命令、報告徴収及び立入検査に関すること。

(6)～(9) [略]

(保健所長専決事項)

第45条 保健所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 組織規則第37条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う特例民法法人（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたるものを除く。）の定款の変更（目的又は名称の変更に係るものを除く。）の認可に関すること。

に属するものを除く。)

- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]

(福祉総合相談センター所長等専決事項)

第48条 [略]

2 福祉総合相談センターの部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(8) [略]
- (9) 個人情報の開示、訂正及び削除に関する事
- (10)～(13) [略]

3 [略]

(精神保健福祉センター所長専決事項)

第49条 [略]

(工業技術集積支援センターの所長専決事項)

第50条 [略]

(産業技術短期大学の校長等の専決事項)

第51条 産業技術短期大学の校長、副校長、事務局長及び教育部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

事務局長専決事項

- (1)・(2) [略]
- (3) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事(軽易なものに限る。)
- (4)・(5) [略]

2・3 [略]

(漁業取締事務所所長専決事項)

第52条 [略]

(農業研究センター所長等専決事項)

第53条 [略]

(研究室長等共通専決事項)

第54条 [略]

(農業大学の校長等の専決事項)

第55条 [略]

(農業改良普及センター所長等専決事項)

第56条 [略]

2 農業改良普及センター(中央農業改良普及センターを除く。)所長及び中央農業改良普及センター副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 主要農産物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導に関する事

3・4 [略]

(流域下水道事務所所長専決事項)

第57条 [略]

(花巻空港事務所所長専決事項)

第58条 [略]

(東京事務所所長等専決事項)

第59条 東京事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 広域振興局等の長から知事に徴収の引継ぎがあった県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収及びこれらの滞納処分並びに不納欠損処理に関する事

- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]

(福祉総合相談センター所長等専決事項)

第46条 [略]

2 福祉総合相談センターの部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(8) [略]
- (9) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関する事
- (10)～(13) [略]

3 [略]

(精神保健福祉センター所長専決事項)

第47条 [略]

(工業技術集積支援センター所長専決事項)

第48条 [略]

(産業技術短期大学の校長等専決事項)

第49条 産業技術短期大学の校長、副校長、事務局長及び教育部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

事務局長専決事項

- (1)・(2) [略]
- (3) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関する事(軽易なものに限る。)
- (4)・(5) [略]

2・3 [略]

(漁業取締事務所所長専決事項)

第50条 [略]

(農業研究センター所長等専決事項)

第51条 [略]

(研究室長等共通専決事項)

第52条 [略]

(農業大学の校長等専決事項)

第53条 [略]

(農業改良普及センター所長等専決事項)

第54条 [略]

2 農業改良普及センター(中央農業改良普及センターを除く。)所長及び中央農業改良普及センター副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導に関する事

3・4 [略]

(流域下水道事務所所長専決事項)

第55条 [略]

(花巻空港事務所所長専決事項)

第56条 [略]

(2) 部長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(3) 部長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(4) 部長の休暇その他の服務に関すること。

2 東京事務所総務行政部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 職員の休暇その他の服務に関すること。

3 東京事務所企業立地観光部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 職員の休暇その他の服務（軽易なものに限る。）に関すること。

(4) 軽易な照会、回答、報告等に関すること。

附 則

1～3 [略]

4 総合支局長は、当分の間、第31条第1項、第3項及び第4項並びに別表第1から別表第9までに定めるもののほか、令達された歳出予算の範囲内での1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為のうち、次に掲げるものを専決することができる。

(1) 設計額5億円未満の建設工事の請負契約に係るもの（請負変更契約の締結に係るもののうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期の変更に係るものを除く。）

(2) 建設関連業務その他の業務の委託契約に係るもの（委託変更契約の締結に係るもののうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない委託期間の変更に係るものを除く。）

5 広域振興局総合支局の地域支援部長は、当分の間、第32条第1項及び第34条第1項並びに別表第1、別表第2及び別表第9に定めるもののほか、次に掲げるものを専決することができる。

(1) 1件の金額1億5,000万円未満（建設工事の請負契約の設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）の支出負担行為のうち、次に掲げるもの

ア 建設工事の請負契約に係るもの（請負変更契約の締結に係るもののうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期の変更に係るものを除く。）

イ 建設関連業務その他の業務の委託契約に係るもの（委託変更契約の締結に係るもののうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない委託期間の変更に係るものを除く。）

(2) 別表第2の36の項に掲げる事務

附 則

1～3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1から別表第15までを次のように改める。

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第30条―第32条関係）

事 務	専決権者					備 考
	副局長	部長	部に置く室の長等	センター所長等	センターに置く室の長等	
1 防火管理者を定めること。		○	○	○	○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、総務部長 2 部に置く室の長等にあつては、経営企画部管理主幹 3 センター所長にあつては、総務センター所長並びに遠野土木センター所長、北上土木センター所長及び千厩土木センター所長 4 センターに置く室の長等にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の経営企画部地域振興センター管理主幹
2 現金取扱員、物品取扱員及び物品検収員を命ずること並びに出納員を命ずること（出納員規則第2条第1項の規定により命ずる場合に限る。）及び出納員補佐を命ずること（出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及び災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。）。		○	○	○	○	
3 契約履行確認のための検査員を命ずること。		○	○	○	○	

4 公舎への入舎を承認し、及び当該公舎に居住する期間を指定すること。		○	○	○	○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、総務部長 2 部に置く室の長等にあつては、経営企画部管理主幹 3 センター所長にあつては、総務センター所長並びに遠野土木センター所長、北上土木センター所長及び千厩土木センター所長 4 センターに置く室の長等にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の経営企画部地域振興センター管理主幹
5 公舎への入舎及び公舎からの退舎の届出を受理すること。		○	○	○	○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、総務部長 2 部に置く室の長等にあつては、経営企画部管理主幹 3 センター所長にあつては、総務センター所長並びに遠野土木センター所長、北上土木センター所長及び千厩土木センター所長 4 センターに置く室の長等にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の経営企画部地域振興センター管理主幹
6 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付けの期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。		○	○	○	○	
7 公有財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。		○	○	○	○	
8 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産の処分（取壊しその他これに類する場合に限る。）に関する事。		○		○		部長及びセンター所長の専決事項は、1件3,500万円未満に限る。
9 令達された歳出予算又は債務負担行為の範囲内で、設計額1億5,000万円以上5億円未満の建設工事の執行及び予定価格の作成に関する事（建設工事の請負変更契約の締結に係る支出負担行為のうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期の変更に係るものを含み、その他の支出負担行為を除く。）。	○					沿岸広域振興局及び県北広域振興局の副局長にあつては、駐在場所を所管する行政センターに係るものに限る。
10 令達された歳出予算又は債務負担行為の範囲内で、設計額1億5,000万円未満（設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）の建設工事の執行及び予定価格の作成に関する事（建設工事の請負変更契約の締結に係る支出負担行為のうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期の変更に係るものを含み、その他の支出負担行為を除く。）。		○	○	○	○	
11 1件の金額1億5,000万円以上の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関する事。	○					沿岸広域振興局及び県北広域振興局の副局長にあつては、駐在場所を所管する行政センターに係るものに限る。
12 1件の金額1億5,000万円未満の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関する事。		○	○	○	○	
13 建設関連業務の委託変更契約の締結に係る支出負担行為のうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない委託期間の変更に係る事。		○	○	○	○	
14 建設工事請負契約の内容及び建設工事の出来高を証明すること。		○	○	○	○	
15 歳入歳出外現金等の出納通知に関する事。		○	○	○	○	
16 一般社団・財団法人法等整備法の施行に関する事（一般社団・財団法人法等整備法第52条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の監事の職務（一般社団・財団法人法等整備法第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号。以下「旧民法」という。）第59条第3号の規定による主務官庁に対する報告に係るものに限る。）及び一般社団・財団法人法等整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し、解散の命令及び定款の変更の認可に係るものを除き、解散及び清算に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）に関する事務に限る。）。		○				次に掲げる特例民法法人に係るものを除く。 1 その行う事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる特例民法法人 2 組織規則第37条に規定する保健所の所掌事務に関する特例民法法人 3 その行う事業が盛岡広域振興局、沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域にわたる特例民法法人 4 その行う事業が県南広域振興局の所管区域にわたる特例民法法人のうち県南広域振興局農政課又は林務部の所掌事務に関する特例民法法人
		○		○		次に掲げる特例民法法人に係るものを除く。 1 その行う事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる特例民法法人 2 組織規則第37条に規定する保健所の所掌事務に関する特例民法法人 3 その行う事業が県南広域振興局の所管区域にわたる特例民法法人のうち県南広域振興局経営企画部、総務部、県税課、保健福祉環境課又は土木部の所掌事務に関する特例民法

						法人
17	公益法人の設立及び監督に関する条例を廃止する条例（平成20年岩手県条例第51号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による廃止前の公益法人の設立及び監督に関する条例（平成11年岩手県条例第63号。以下「旧公益法人条例」という。）の施行に関する事（旧公益法人条例第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項並びに第10条の施行に関する事務に限る。）。	○				次に掲げる特例民法法人に係るものを除く。 1 その行う事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる特例民法法人 2 組織規則第37条に規定する保健所の所掌事務に関する特例民法法人 3 その行う事業が盛岡広域振興局、沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域にわたる特例民法法人 4 その行う事業が県南広域振興局の所管区域にわたる特例民法法人のうち県南広域振興局農政部又は林務部の所掌事務に関する特例民法法人
		○		○		次に掲げる特例民法法人に係るものを除く。 1 その行う事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる特例民法法人 2 組織規則第37条に規定する保健所の所掌事務に関する特例民法法人 3 その行う事業が県南広域振興局の所管区域にわたる特例民法法人のうち県南広域振興局経営企画部、総務部、県税部、保健福祉環境部又は土木部の所掌事務に関する特例民法法人
18	1億5,000万円以上の補助金又は交付金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業又は交付金の対象事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合及び地域振興推進費に係るものを除く。）	○				沿岸広域振興局及び県北広域振興局の副局長にあっては、駐在場所を所管する行政センターに係るものに限る。
19	1億5,000万円未満の補助金又は交付金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業又は交付金の対象事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合及び地域振興推進費に係るものを除く。）	○	○	○	○	次に掲げる者に限る。 1 部に置く室の長等にあつては、農政部農村整備室長及び経営企画部管理主幹 2 センターに置く室の長等にあつては、地域振興センター管理主幹、宮古農林振興センター林務室長並びに二戸農林振興センターの農村整備室長及び林務室長
20	地域振興推進費に係る決定に関する事（別に定めるものを除く。）。	○				県南広域振興局副局長に限る。

備考 広域振興局長に委任された事務のうち、広域振興局の副局長、部長及び部に置く室の長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、部長及び部に置く室の長等の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち行政センターの所管区域を除く区域及び2以上の行政センターの所管区域に係るもの、センター所長又はセンターに置く室の長等の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに限るものとする。

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項（第5条、第30条、第33条関係）

事務	条項	内容	専決権者					備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センター所長	センターに置く室の長等	
1 公舎の管理及び使用に関する規則（昭和33年岩手県規則第58号）の施行に関する事務	第4条の2第1項	管理人の設置		○		○		部長にあつては、県南広域振興局経営企画部長を除く。
	第4条の2第3項	管理人の公舎料を低減し、又は無償とすることの決定		○		○		
2 公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）の施行に関する事務	第22条第1項	行政財産の使用許可	○			○		センター所長にあつては、総務センター所長に限る。
3 各地区合同庁舎職員駐車場の管理及び利用に関する規則（平成17年岩手県規則第59号）の施行に関する事務（当該広域振興局等が分掌する職員駐車場に係るものに限る。）	第7条第4項	駐車場利用料を無償とすることの決定		○		○		県南広域振興局経営企画部長を除く。
4 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関する事	第11条第3項	技術上の基準適合の命令		○		○		次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、盛岡広域振興局

務	第12条第1項	設置若しくは移転の許可又は構造若しくは設備の変更の許可		○		○	経営企画部長及び県南広域振興局総務部長
	第12条第2項、第12条の2第2項及び第16条第2項	届出の受理		○		○	2 センター所長にあつては、地域振興センター所長
	第15条第1項及び第2項ただし書	完成検査又は届出の受理（火薬庫に係るものに限る。）		○		○	
	第15条第3項及び第35条第3項	報告の受理（火薬庫に係るものに限る。）		○		○	
	第17条第1項、第3項、第4項、第7項及び第8項	譲渡又は譲受の許可等		○		○	
	第25条第1項及び第3項	消費の許可及び取消し		○		○	
	第27条第1項	廃棄の許可		○		○	
	第29条第4項	保安教育計画を定める者の指定		○		○	
	第30条第3項	火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱副保安責任者の選任又は解任の届出の受理		○		○	
	第33条第2項	火薬類取扱保安責任者の代理者の選任又は解任の届出の受理		○		○	
	第34条第2項	火薬類取扱保安責任者若しくはその代理者又は火薬類取扱副保安責任者の解任命令		○		○	
	第35条第1項	保安検査又は届出の受理（火薬庫に係るものに限る。）		○		○	
	第35条の2第2項及び第3項	届出及び報告の受理（火薬庫に係るものに限る。）		○		○	
	第36条	安定度試験の実施報告の受理及び実施命令		○		○	
	第42条及び第46条第2項	報告の徴収		○		○	
	第43条第1項	立入検査等（製造業者に係るものを除く。）		○		○	
第45条	緊急措置等		○		○		
第45条の3の10第1項及び第2項	届出の受理（火薬庫に係るものに限る。）		○		○		
第52条第1項及び第2項	公安委員会からの意見聴取等		○		○		
5 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）の施行に関する事務	第2条	譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理		○		○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、盛岡広域振興局経営企画部長及び県南広域振興局総務部長 2 センター所長にあつては、地域振興センター所長
6 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）の施行に関する事務	第15条第1項の表（1）から（7）までの項	安全な場所の指示		○		○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、盛岡広域振興局経営企画部長及び県南広域振興局総務部長
	第41条第2項	完成検査証の交付（火薬庫に係るものに限る。）		○		○	
	第44条の2第4項	保安検査証の交付（火薬庫に係るものに限る。）		○		○	2 センター所長にあつては、地域振興センター所長
	第81条の14	届出及び報告の受理（製造業者又は販売業者に係るものを除く。）		○		○	
7 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の施行に関する事務	第16条第1項	第一種貯蔵所の設置の許可（液化石油ガスのみ）の販売の事業に係るものに限る。）		○		○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、盛岡広域振興局経営企画部長及び県南広域振興局総務部長
	第17条第2項、第17条の2第1項、第19条第2項及び第4項、第20条の4、第20条の4の2第2項、第21条第4項及び第5項並びに第28条第3項において準用する第27条の	届出の受理（液化石油ガスのみ）の販売の事業に係るものに限る。）		○		○	2 センター所長にあつては、地域振興センター所長

	2第5項							
	第19条第1項	第一種貯蔵所の変更の工事の許可（液化石油ガスのみ販売の事業に係るものに限る。）		○		○		
	第20条第1項及び第3項	完成検査（液化石油ガスのみ販売の事業に係る第一種貯蔵所に限る。）		○		○		
	第20条の5第2項及び第3項	周知方法等の改善勧告等及び公表（液化石油ガスのみ販売の事業に係るものに限る。）		○		○		
	第20条の6第2項	技術上の基準適合の命令（液化石油ガスのみ販売の事業に係るものに限る。）		○		○		
	第36条第2項	届出の受理		○		○		
	第39条	緊急措置（液化石油ガスのみ販売の事業に係るものに限る。）		○		○		
	第61条第1項	報告の徴収（液化石油ガスのみ販売の事業に係るものに限る。）		○		○		
	第62条第1項	立入検査等（液化石油ガスのみ販売の事業に係るものに限る。）		○		○		
	第63条	届出の受理及び報告の徴収（液化石油ガスのみ販売の事業に係るものに限る。）		○		○		
	第74条第1項	関係行政機関への通報（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○		○		
8 ガス事業法（昭和29年法律第51号）の施行に関する事務	第46条第1項	報告の徴収（第一種ガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。）		○		○		次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、盛岡広域振興局経営企画部長及び県南広域振興局総務部長 2 センター所長にあつては、地域振興センター所長
	第47条第1項	立入検査（第一種ガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。）		○		○		
9 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の施行に関する事務	第3条第1項	販売事業の登録		○		○		次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、盛岡広域振興局経営企画部長及び県南広域振興局総務部長 2 センター所長にあつては、地域振興センター所長
	第3条の2第3項	登録簿の謄本の交付等		○		○		
	第6条、第8条、第10条第3項、第19条第2項、第21条第2項、第23条、第33条第2項、第35条の4、第37条の2第2項、第37条の3第1項、第38条の3及び第38条の10	届出の受理		○		○		
	第13条第2項	措置命令		○		○		
	第14条第2項	書面の交付又は再交付の命令		○		○		
	第16条第3項及び第16条の2第2項	技術上の基準適合の命令		○		○		
	第29条第1項及び第32条第1項	保安機関の認定及び更新		○		○		
	第33条第1項	一般消費者等の数の増加の認可		○		○		
	第34条第3項	保安業務の実施又は改善の命令		○		○		
	第35条第1項	保安業務規程の認可及び変更の認可		○		○		
	第35条第3項	保安業務規程の変更の命令		○		○		
	第35条の2	適合命令		○		○		
	第35条の5	技術上の基準適合の命令		○		○		

	第35条の6第1項	保安確保機器の設置及び管理の方法の認定		○		○	
	第35条の7及び第37条の3第2項	報告の受理		○		○	
	第35条の10	認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し		○		○	
	第36条第1項及び第37条の2第1項	貯蔵施設等の設置の許可及び変更の許可		○		○	
	第37条の3第1項	完成検査		○		○	
	第82条第1項	報告の徴収		○		○	
	第83条第1項、第3項及び第4項	立入検査等（充てん事業者に係るものを除く。）		○		○	
	第83条の2第1項	提出の命令		○		○	
	第87条第1項	関係行政機関への通報（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○		○	
10 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の施行に関する事務	第59条第2項	完成検査証の交付		○		○	次に掲げる者に限る。
	第132条	報告の受理		○		○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局経営企画部長及び県南広域振興局総務部長 2 センター所長にあつては、地域振興センター所長
11 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の施行に関する事務	第45条第1項	報告の徴収		○		○	次に掲げる者に限る。
	第46条第1項	立入検査		○		○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局経営企画部長及び県南広域振興局総務部長 2 センター所長にあつては、地域振興センター所長
12 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の施行に関する事務	第3条第1項及び第3項	新規及び更新の登録		○		○	次に掲げる者に限る。
	第6条	登録の拒否及び通知		○		○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局経営企画部長及び県南広域振興局総務部長
	第7条第1項	登録証の交付		○		○	2 センター所長にあつては、地域振興センター所長
	第8条第3項、第9条第3項、第10条第1項、第11条及び第34条第4項	届出の受理		○		○	
	第12条	登録証の再交付		○		○	
	第14条	登録の消除		○		○	
	第15条	登録証の返納の受理		○		○	
	第16条	登録簿の謄本の交付等		○		○	
	第17条の2第1項、第3項、第4項において準用する第10条第1項及び第11条並びに第34条第5項	通知の受理		○		○	
	第17条の3	事業開始の延期等の勧告		○		○	
	第28条第1項、第2項及び第3項	登録の取消し等		○		○	
	第29条第1項	報告の徴収又は立入検査		○		○	
	第33条	苦情の処理		○		○	
13 職員の厚生福利事業に関する事務		出先機関の厚生福利事業の総括		○		○	次に掲げる者を除く。
		出先機関の厚生福利事業の実施		○		○	1 部長にあつては、県南広域振興局経営企画部長 2 センター所長にあつては、総務センター所長 部長にあつては、県南広域振興局経営企画部長を除く。
14 地方自治法（昭和22年法律第67号）の施行に関する事務	第219条第2項、第233条第6項及び第252条の17の11	報告の受理		○		○	次に掲げる者を除く。
	第296条の5第2項	財産処分の同意		○		○	1 部長にあつては、総務部長 2 センター所長にあつては、総務センター所長
	第296条の6第1項	事務処理の監督		○		○	
15 家庭用品品質表示法の施行に関する事務	第4条第1項	品質の表示に関する指示		○		○	次に掲げる者を除く。
	第10条	申出の受理及び調査		○		○	1 部長にあつては、総務部長

	第19条第2項	報告の徴収又は立入検査		○		○		2 センター所長にあつては、総務センター所長
16 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の施行に関する事務	第40条第1項	報告の徴収		○		○		次に掲げる者を除く。
	第41条第1項	立入検査		○		○		1 部長にあつては、総務部長
	第42条第1項	特定製品又は特定保守製品の提出命令		○		○		2 センター所長にあつては、総務センター所長
17 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。次項において「協同組合法」という。）の施行に関する事務（知事が指定する組合に係るものを除く。）	第27条の2第1項	設立の認可		○		○		次に掲げる者を除く。
	第35条の2及び第62条第2項	届出の受理		○		○		1 部長にあつては、総務部長
	第48条（第42条第8項及び第55条第6項において準用する場合を含む。）	臨時総会等の招集の承認		○		○		2 センター所長にあつては、総務センター所長
	第51条第2項	定款変更の認可		○		○		
	第104条第2項	措置の実施		○		○		
	第105条第2項	業務又は会計の状況の検査		○		○		
	第105条の2第1項及び第2項	決算関係報告書類の受理		○		○		
	第105条の3第1項から第4項まで	報告の徴収		○		○		
18 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の施行に関する事務（知事が指定する組合に係るものを除く。）	第105条の4第1項から第4項まで	立入検査等		○		○		
	第106条第1項	措置命令	○					
	第5条の7第2項	事業転換の認可		○		○		次に掲げる者を除く。
	第5条の17第1項	設立の認可		○		○		1 部長にあつては、総務部長
	第5条の23第3項において準用する協同組合法第35条の2及び第5条の23第4項において準用する協同組合法第62条第2項	届出の受理		○		○		2 センター所長にあつては、総務センター所長
	第5条の23第3項において準用する協同組合法第48条	臨時総会の招集の承認		○		○		
	第5条の23第3項において準用する協同組合法第51条第2項	定款変更の認可		○		○		
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第104条第2項	措置の実施		○		○		
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条第2項	業務又は会計の状況の検査		○		○		
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条の2第1項	決算関係報告書類の受理		○		○		
19 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の施行に関する事務	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条の3第1項及び第2項	報告の徴収		○		○		
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条の4第1項	検査		○		○		
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第106条第1項	措置命令	○					
	第7条第2項	該当基準の許可		○		○		次に掲げる者を除く。
	第10条第2項	法定台帳作成期間の延長		○		○		1 部長にあつては、総務部長
20 商工会法（昭和35年法律第89号）の施行に関する事務	第12条第1項	負担金賦課の許可		○		○		2 センター所長にあつては、総務センター所長
	第46条第2項	定款変更の認可		○		○		
	第57条	報告の受理		○		○		
	第42条第5項（第48条第5項において準用する場合を含む。）	臨時総会等の招集の承認		○		○		次に掲げる者を除く。
21 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）の施行に関する事務	第44条第2項（第48条第5項において準用する場合を含む。）	定款変更の認可		○		○		1 部長にあつては、総務部長
	第49条	決算関係報告書類の受理		○		○		2 センター所長にあつては、総務センター所長
	第52条第2項及び第55条	届出の受理		○		○		
	第53条	清算人の選任		○		○		
	第54条第1項及び第2項	財産処分の方法の認可		○		○		
第4条第1項、第2項、第3項及び第6項	計画の認定		○				総務部長を除く。	

する事務	第4条第8項(中小小売商業振興法施行令(昭和48年政令第286号)第9条第3項において準用する場合を含む。)	計画の協議		○			
	第13条第1項	報告の徴収		○			
22 中小小売商業振興法施行令の施行に関する事務	第9条第1項	認定計画の変更認定		○			総務部長を除く。
	第9条第2項	認定計画の認定取消し		○			
23 貸金業法(昭和58年法律第32号)の施行に関する事務	第24条の6の10第1項及び第3項	報告の徴収及び立入検査		○			総務部長を除く。
24 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の施行に関する事務	第5条第1項、第6条第1項、第2項及び第5項、第9条第4項、第11条第3項並びに附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)	届出の受理		○			総務部長を除く。
	第5条第3項(第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。)並びに第8条第3項及び第6項	公告及び縦覧		○			
	第6条第6項	公告		○			
	第8条第1項	通知及び意見の聴取		○			
	第8条第2項	意見書の受理		○			
	第8条第4項	意見及び通知	○				
	第8条第7項	届出又は通知の受理		○			総務部長を除く。
	第9条第1項	勧告	○				
	第9条第3項	通知及び公告		○			総務部長を除く。
	第9条第7項	公表	○				
25 大規模小売店舗立地法施行規則(平成11年通商産業省令第62号)の施行に関する事務	第8条	軽微な変更である旨の認定		○			総務部長を除く。
	第11条第1項	説明会の開催回数の指定		○			
	第11条第2項	説明会を開催する必要がある旨の認定		○			
	第13条第1項	事由の確認		○			
26 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)の施行に関する事務	第9条第10項及び第11項(第11条第2項において準用する場合を含む。)	認定基本計画の写しの受理及び助言		○			総務部長を除く。
	第13条第4項	通知の受理		○			
	第37条第2項	届出の受理		○			
	第49条	指導及び助言		○			
27 家族旅行村条例(昭和58年岩手県条例第14号)の施行に関する事務	第5条	原状回復等の指示		○			総務部長を除く。
28 工場立地法(昭和34年法律第24号)の施行に関する事務	第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第12条及び第13条第3項	届出の受理		○			総務部長を除く。
	第9条第1項及び第2項	勧告		○			
	第10条第1項	変更命令		○			
	第11条第2項	期間の短縮		○			
29 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の施行に関する事務(事業主等の事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。)	第24条第1項	職業訓練の認定		○			総務部長を除く。
	第27条の2第2項において準用する第24条第1項	指導員訓練の認定		○			
	第24条第2項及び第27条の2第2項において準用する第24条第2項	都道府県労働局長からの意見聴取		○			
	第24条第3項及び第27条の2第2項において準用する第24条第3項	認定の取消し		○			
	第24条第4項	厚生労働大臣との協議		○			
	第36条	設立の認可		○			
第39条第1項	定款又は寄附行為の変更の認可		○				

	第39条第3項	届出の受理		○				
	第39条の2	業務の監督		○				
	第40条第2項	解散の認可		○				
	第98条	報告の徴収		○				
30 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)の施行に関する事務(事業主等の事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。)	第32条及び第36条の13において準用する第32条	都道府県労働局長への通知		○				総務部長を除く。
	第33条、第34条並びに第36条の13において準用する第33条及び第34条	届出の受理		○				
	第35条第1項	設置の承認		○				
31 職業訓練の指導監督及び業務検査に関する事務(事業主等の事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合を除く。)		認定職業訓練を実施する事業主等の指導監督及び業務検査(勤労学生に関する認定職業訓練の課程の証明の交付を含む。)		○				総務部長を除く。
32 用品調達基金条例施行規則の規定による用品の購入及び払出しに関する事務		用品の購入及び払出し		○	○	○	○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、総務部長 2 センター所長にあつては、総務センター所長
33 物品の管理及び処分に関する事務		物品の出納通知及び貸付け並びに処分		○	○		○	部長にあつては、総務部長に限る。
34 複写機の賃貸借及び保守契約に関する事務		所管区域内の地方公所に係る複写機の賃貸借及び保守契約(別に定めるものを除く。)に係る入札及び契約に関する事。		○		○		1 部長にあつては、県南広域振興局経営企画部長を除く。 2 センター所長にあつては、地域振興センター所長に限る。
35 予算の執行に関する事務		令達された歳出予算の範囲内での1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為(次に掲げるものを除く。) (1) 設計額5億円以上の建設工事に係るもの (2) 建設工事の請負変更契約及び建設関連業務の委託変更契約の締結に係る支出負担行為のうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期又は委託期間の変更に係るもの (3) 複写機の賃貸借及び保守契約(別に定めるものを除く。)に係る入札及び契約	○					沿岸広域振興局及び県北広域振興局の副局長にあつては、駐在場所を所管する行政センターに係るものに限る。
		1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(建設工事の請負契約の締結に係るもの(設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満)を含み、次に掲げるものを除く。) (1) 建設工事の請負変更契約及び建設関連業務の委託変更契約の締結に係る支出負担行為のうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期又は委託期間の変更に係るもの (2) 複写機の賃貸借及び保守契約(別に定めるものを除く。)に係る入札及び契約		○	○	○	○	1 部長にあつては、総務部長に限る。 2 センター所長にあつては、総務センター所長に限り、建設工事の請負契約に係るもの及び業務の委託契約に係るものに限る。

		令達された歳出予算の範囲内での支出命令		○		○		1 部長にあつては、県南広域振興局経営企画部長を除く。 2 センター所長にあつては、地域振興センター所長に限る。
36 収入金の徴収に関する事務		県税以外の収入金の徴収（出納員の権限に属するものを除く。）		○	○		○	
37 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）の施行に関する事務	第5条第1項	収入証紙の売りさばき		○	○	○	○	次に掲げる者に限る。
	第5条第2項	収入証紙の売渡し		○	○	○	○	1 部長にあつては、総務部長
	第7条ただし書	収入証紙の還付及び交換		○	○	○	○	2 センター所長にあつては、総務センター所長
38 岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）の施行に関する事務	第10条第2項	売りさばき所の変更及び増設の承認		○	○		○	部長にあつては、総務部長に限る。
	第11条第2項	届出の受理		○	○		○	
39 収入証紙の取扱いに関する事務		返還等によって交換した収入証紙の廃棄		○	○	○	○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、総務部長 2 センター所長にあつては、総務センター所長

備考 広域振興局長に委任された事務のうち、広域振興局の副局長及び経営企画部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、部長及び部に置く室の長等の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち地域振興センター又は総務センターの所管区域を除く区域及び2以上の地域振興センター又は総務センターの所管区域に係るもの、センター所長又はセンターに置く室の長等の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに限るものとする。

別表第3 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び県税部長等専決事項（第5条、第30条、第34条関係）

事務	条項	内容	専決権者					備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	センターに置く室の長	
1 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）の施行に関する事務	第10条	徴収金の賦課徴収		○	○	○	○	
2 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の施行に関する事務	第5条第1項、第2項及び第3項	徴収金の賦課徴収及び県税に係る過料の徴収		○	○	○	○	
3 岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）の施行に関する事務	第5条第1項	徴収金の賦課徴収及び産業廃棄物税に係る過料の徴収		○	○	○	○	
4 会計規則の施行に関する事務	第28条（第131条第1項において準用する場合を含む。）	県税及び地方法人特別税に係る徴収金の不納欠損の処理		○	○	○	○	

備考 広域振興局長に委任された事務のうち、広域振興局の副局長及び県税部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、部長及び部に置く室の長の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち県税センター又は地域振興センターの所管区域を除く区域及び2以上の県税センター又は地域振興センターの所管区域に係るもの、センター所長及びセンターに置く室の長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに限るものとする。

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該委任事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
1 採石法（昭和25年法律第291号）の施行に関する事務	第32条及び第32条の3第2項	登録及び通知		○			
	第32条の4	登録の拒否及び通知		○			
	第32条の6第2項、第32条の7第1項及び第32条の8	届出の受理		○			
	第32条の10	登録の取消し又は事業の停止命令及び通知	○				県南広域振興局副局長に限る。
	第32条の11	登録の消除		○			
	第33条	採取計画の認可		○			
	第33条の5第1項	採取計画の変更の認可		○			
	第33条の5第2項及び第4項並びに第33条の10	届出の受理		○			
第33条の6	意見の聴取等		○				

	第33条の9	認可採取計画の変更命令		○			
	第33条の12	認可の取消し等	○				県南広域振興局副局長に限る。
	第33条の13	緊急措置命令等	○				
	第33条の14第2項	調査及び措置の実施		○			
	第33条の17	災害防止命令	○				県南広域振興局副局長に限る。
	第34条の4第1項	聴聞の実施	○				
	第34条の6	指導及び助言		○			
	第42条第1項	報告の徴収又は立入検査		○			
	第42条の2	国等との協議		○			
2 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関する事務（土木部及び土木部土木センターに係るものを除く。）	第3条及び第5条第2項	登録及び通知		○			
	第6条	登録の拒否及び通知		○			
	第8条第2項、第9条第1項、第10条、第20条第2項及び第3項並びに第24条	届出の受理		○			
	第12条	登録の取消し又は事業の停止命令及び通知	○				県南広域振興局副局長に限る。
	第13条	登録の消除		○			
	第16条及び第20条第1項	採取計画の認可及び変更の認可		○			
	第22条	認可採取計画の変更命令		○			
	第23条	緊急措置命令等	○				県南広域振興局副局長に限る。
	第26条	認可の取消し等	○				
	第33条	報告の徴収		○			
	第34条第2項	立入検査等		○			
	第36条第3項	関係市町村長への通報		○			
	第37条第2項	調査及び措置の実施		○			
	第38条第1項	聴聞の実施（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）	○				県南広域振興局副局長に限る。
	第41条第1項	指導及び助言		○			
	第43条	国等との協議		○			
3 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の施行に関する事務	第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）、第12条第3項（第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）、第17条の4第1項、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項並びに第18条の15第1項及び第2項	届出の受理		○		○	
	第9条、第17条の7、第18条の8及び第18条の16	計画の変更又は廃止の命令		○		○	
	第9条の2	改善等の措置命令		○		○	
	第10条第2項（第17条の12第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。）	実施制限期間の短縮		○		○	
	第14条第1項、第17条の10及び第18条の11	改善又は一時停止の命令		○		○	
	第17条第2項及び第3項	事故時の通報の受理及び措置命令		○		○	
	第18条の4及び第18条の18	基準適合又は一時停止の命令		○		○	
	第26条第1項	報告の徴収又は立入検査		○		○	
	附則第10項	勧告		○		○	
	附則第11項	報告の徴収		○		○	
4 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）	第9条、第9条の3及び第10条の3	受理書の交付		○		○	

の施行に関する事務						
5 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務	第5条、第6条第1項、第7条、第10条、第11条第3項並びに第14条の2第1項及び第2項	届出の受理		○		○
	第8条	計画の変更又は廃止の命令		○		○
	第9条第2項	実施制限期間の短縮		○		○
	第13条第1項及び第13条の2第1項	改善又は一時停止の命令		○		○
	第14条の2第3項	事故時の措置命令		○		○
	第14条の3第1項及び第2項	地下水の水質の浄化に係る措置命令		○		○
	第18条	緊急時の措置		○		○
	第22条第1項	報告の徴収又は立入検査		○		○
6 水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）の施行に関する事務	第6条	受理書の交付		○		○
7 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の施行に関する事務	第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）及び第6条の2第2項	届出の受理		○		○
	第10条	解任命令		○		○
	第11条第1項	報告の徴収又は立入検査		○		○
8 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の施行に関する事務	第5条第2項	届出の受理		○		○
	第5条第3項	意見の添付		○		○
9 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の施行に関する事務	第12条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第18条並びに第19条第3項	届出の受理		○		○
	第15条	計画の変更又は廃止の命令		○		○
	第17条第2項	実施制限期間の短縮		○		○
	第22条第1項	改善又は一時停止の命令		○		○
	第23条第3項	事故時の措置命令		○		○
	第28条第3項	報告の受理		○		○
10 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）の施行に関する事務	第5条	受理書の交付		○		○
11 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）の施行に関する事務	第9条第1項、第10条第2項（第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第12条第1項	登録及び更新並びに通知		○		○
	第11条（第12条第2項において準用する場合を含む。）	登録及び更新の拒否並びに通知		○		○
	第13条第1項及び第15条第1項	届出の受理		○		○
	第13条第2項において準用する第10条	登録の変更及び通知		○		○
	第13条第2項において準用する第11条	登録の変更の拒否及び通知		○		○
	第14条	登録簿の閲覧		○		○
	第16条	登録の抹消		○		○
	第17条第1項及び同条第2項において準用する第11条第2項	登録の取消し又は業務停止命令及び通知		○		○
	第20条の2第4項及び第22条第3項	報告の受理		○		○
	第23条	指導及び助言		○		○
	第24条	勧告及び命令		○		○
	第43条	報告の徴収		○		○
12 土壌汚染対策法（平成14年法律	第3条第1項及び第3項	報告の受理又は確認及び是正命令		○		○

第53号)の施行に関する事務	第3条第2項	土地の所有者等への通知		○		○
	第3条第4項、第4条第1項、第12条第1項から第3項まで、第16条第1項から第3項まで及び第20条第6項	届出の受理		○		○
	第3条第5項	確認の取消し		○		○
	第4条第2項	汚染状況の調査等の命令		○		○
	第5条第1項	汚染状況の調査等の命令		○		○
	第7条第1項	汚染の除去等の措置の指示		○		○
	第7条第4項	指示措置等の命令		○		○
	第12条第4項	土地の形質変更の施行方法に関する計画変更の命令		○		○
	第14条第1項	申請の受理		○		○
	第14条第4項並びに第54条第1項及び第3項	報告の徴収又は立入検査		○		○
	第15条第3項	台帳の閲覧		○		○
	第16条第1項	適合の認定		○		○
	第16条第4項	計画変更命令		○		○
	第19条第1項	汚染の防止に係る措置命令		○		○
13 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法の施行に関する事務	第29条第1項、第30条第2項(第33条第1項において準用する第12条第2項において準用する場合を含む。)	登録及び更新並びに通知		○		○
	及び第33条第1項において準用する第12条第1項					
	第31条(第33条第1項において準用する第12条第2項において準用する場合を含む。)	登録及び更新の拒否並びに通知		○		○
	第32条第1項及び第3項	第二種フロン類回収業者(第32条第2項の規定によるものに限る。)に係る国土交通大臣からの通知の受理		○		○
	第32条第2項(同項ただし書を除く。)	第二種フロン類回収業者(第32条第2項の規定によるものに限る。)の登録及び通知		○		○
	及び同条第4項において準用する第30条第2項					
	第32条第2項ただし書及び同条第4項において準用する第31条第2項	第二種フロン類回収業者(第32条第2項の規定によるものに限る。)を登録しないことの決定及び通知		○		○
	第32条第6項において準用する同条第2項及び同条第6項において準用する同条第4項において準用する第30条第2項	第二種フロン類回収業者(第32条第2項の規定によるものに限る。)の変更の登録及び通知		○		○
	第32条第6項において準用する同条第2項ただし書及び同条第6項において準用する同条第4項において準用する第31条第2項	第二種フロン類回収業者(第32条第2項の規定によるものに限る。)の登録の変更をしないことの決定及び通知		○		○
	第32条第7項	登録を受けたものとみなされた第二種フロン類回収業者への通知		○		○
	第33条において準用する第14条	登録簿の閲覧		○		○
	第33条において準用する第16条	登録の抹消		○		○
	第33条において準用する第22条第2項	フロン類の回収量等の報告の受理		○		○
	第33条第1項において準用する第13条第1項及び第33条第1項において準用する第15条第1項	届出の受理		○		○
第33条第1項において準用する第13条第2項において準用する第30条	登録の変更及び通知		○		○	
第33条第1項において準用する第13条第2項において準用する第31条	登録の変更の拒否及び通知		○		○	

	第33条第1項において準用する第17条第1項及び第33条第1項において準用する第17条第2項において準用する第31条第2項	登録の取消し又は業務停止命令及び通知		○		○	
	第33条第2項において準用する第17条第1項及び第33条第2項において準用する第17条第2項において準用する第31条第2項	第二種フロン類回収業者（フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。）の登録の取消し又は業務停止命令及び申請者への通知		○		○	
	第42条第1項	指導及び助言		○		○	
	第43条第1項、第4項及び第6項	基準遵守等の勧告及び命令		○		○	
	第64条第1項及び第2項	自動車フロン類管理書に関する報告の徴収、勧告及び命令		○		○	
	第70条	報告の徴収		○		○	
	第71条第1項	立入検査		○		○	
14 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号）の施行に関する事務	第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第14条（第22条第1項及び第28条第2項において準用する場合を含む。）、第15条第3項（第22条第1項及び第28条第2項において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第24条から第26条まで、第32条第1項、第69条第3項、第70条第1項並びに第83条	届出の受理		○		○	
	第12条及び第27条	計画の変更又は廃止の命令		○		○	
	第13条第2項（第28条第1項において準用する場合を含む。）	実施制限期間の短縮		○		○	
	第17条第1項及び第30条第1項	改善又は一時停止の命令		○		○	
	第21条	基準適合又は一時停止の命令		○		○	
	第32条第2項	事故時の措置命令		○		○	
	第53条第1項	停止勧告		○		○	
	第53条第2項	停止命令		○		○	
	第73条第1項、第77条及び第80条	措置勧告		○		○	
	第73条第2項	公表		○		○	
	第73条第3項及び第88条第3項	意見の聴取		○		○	
	第74条第1項	被害の防止に係る措置命令		○		○	
	第82条第1項及び第2項	地球温暖化計画の受理		○		○	
	第85条	指導及び助言		○		○	
	第86条	提出勧告		○		○	
	第88条第2項	助言		○		○	
	第90条第2項	届出の受理（騒音発生施設を設置している者に係るものを除く。）		○		○	
	第92条第1項	立入検査（騒音発生施設を設置している者又は特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に係るものを除く。）		○		○	
	第93条	報告の徴収（騒音発生施設を設置している者又は特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に係るものを除く。）		○		○	
15 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の施行に関する事務	第45条	受理書の交付（ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び汚水等排出施設に係るものに限る。）		○		○	
16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	第9条第3項及び第21条の2第1項	届出の受理		○		○	
	第9条の2第1項及び第9条の3第9項	改善又は使用停止の命令		○		○	
	第12条の3第6項	報告の受理		○		○	

	第12条の6	勧告		○		○	
	第14条第1項及び第2項並びに第14条の4第1項及び第2項	収集運搬業の許可及び更新（県内（盛岡市の区域を除く）に事業所を有する者に係るものに限る。）		○			
	第14条の2第1項及び第14条の5第1項	収集運搬業の変更の許可（県内に事業所を有する者に係るものに限る。ただし、盛岡市の区域内に事業所を有する者を除く。）		○			
	第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項	届出の受理（県内に事業所を有する者に係るものに限る。ただし、盛岡市の区域内に事業所を有する者を除く。）		○		○	
	第14条の3の2第1項（第14条の6において準用する場合を含む。）	許可の取消し（不許可処分と同時にするものに限る。）		○			
	第15条の2の5第3項において準用する第9条第3項	届出の受理（県外又は盛岡市の区域内に駐機場所がある場合を除く。）		○		○	
	第15条の2の6	改善又は使用停止の命令		○		○	
	第18条第1項	報告の徴収（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。）		○		○	
	第19条第1項	立入検査（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。）		○		○	
	第19条の3	改善命令（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。）		○		○	
	第19条の5第1項及び第19条の6第1項	措置命令（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。）		○		○	
	第21条の2第2項	事故時の応急措置命令		○		○	
	第23条の3第1項	県警本部長からの意見聴取（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○			
	第23条の5	関係行政機関への照会等（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○		○	
17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の施行に関する事務	第8条の29	報告の受理		○		○	
18 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の施行に関する事務	第19条	指導及び助言		○		○	
	第20条	勧告及び命令		○		○	
	第42条第1項及び第2項、第44条第2項、第53条第1項及び第2項並びに第55条第2項	登録及び通知		○		○	
	第45条及び第56条	登録の拒否及び通知		○		○	
	第46条第1項、第48条第1項（第59条において準用する場合を含む。）、第57条第1項、第63条第1項、第64条（第72条において準用する場合を含む。）及び第71条第1項	届出の受理		○		○	
	第46条第2項、同条第3項において準用する第44条第2項、第57条第2項及び同条第3項において準用する第55条第2項	登録の変更及び通知		○		○	
	第47条（第59条において準用する場合を含む。）	登録簿の閲覧		○		○	
	第49条（第59条において準用する場合を含む。）	登録の抹消		○		○	
	第51条第1項、同条第2項において準用する第45条第2項、第58条第1項及	登録の取消し等及び通知		○		○	

	び同条第2項において準用する第56条第2項						
	第90条第1項及び第3項	勧告及び命令		○		○	
	第130条第1項	報告の徴収		○		○	
	第131条第1項	立入検査		○		○	
19 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）の施行に関する事務	第20条第2項及び第31条第1項	報告の徴収又は立入検査若しくは収去		○		○	
	第20条第5項	調査命令		○		○	
	第20条第6項、第22条第4項及び第23条第1項	報告の受理		○		○	
	第20条第7項、第21条第6項及び第23条第3項	措置命令		○		○	
	第20条の3第1項及び第3項	搬入一時停止命令及び同命令の取消し		○		○	
	第28条	届出の受理（県外又は盛岡市の区域内に駐機場所がある移動式施設に係るものを除く。）		○		○	
	第29条第2項及び第30条第2項	改善命令		○		○	
	第30条第4項及び第6項	勧告		○		○	
	第30条第7項において準用する第27条第3項	公表		○		○	
	第30条第7項において準用する第27条第4項	弁明の機会の付与		○		○	
20 循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第22号）の施行に関する事務	第23条第4項	報告書の受理（県外又は盛岡市の区域内に駐機場所がある移動式施設に係るものを除く。）		○		○	
	第23条第10項	報告書の受理		○		○	
21 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）の施行に関する事務	第6条第1項	報告の徴収又は立入検査若しくは収去		○		○	
22 下水道法の施行に関する事務	第37条第3項	維持管理に関する指示		○		○	
	第39条第2項	報告の徴収		○		○	
23 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）の施行に関する事務	第8条及び第12条第2項	届出の受理		○		○	
	第9条	保管等の状況の公表		○		○	
	第14条	指導及び助言		○		○	
	第16条第1項	改善命令		○		○	
	第17条	報告の徴収		○		○	
	第18条	立入検査		○		○	
24 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）の施行に関する事務	第6条	届出の受理		○		○	
25 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務	第9条第1項及び第7項	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可並びに許可証の交付（学術研究の目的に係る場合であって、捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。）		○		○	
	第9条第8項	従事者証の交付（学術研究の目的に係る場合であって、捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。）		○		○	
	第9条第9項	許可証及び従事者証の再交付（学術研究の目的に係る場合であって、捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除		○		○	

	く。)					
第9条第11項	許可証及び従事者証の返納の受理(学術研究の目的に係る場合であって、捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○	
第9条第13項	報告の受理(学術研究の目的に係る場合であって、捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○	
第10条第1項	措置命令(学術研究の目的に係る場合であって、捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○	
第10条第2項	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可の取消し(学術研究の目的に係る場合であって、捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○	
第12条第3項	対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認		○		○	
第14条第1項	特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の区域の指定(指定の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)	○				県南広域振興局副局長に限る。
第15条第4項及び同条第11項において準用する第9条第7項	指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可及び指定猟法許可証の交付		○		○	
第15条第7項	指定猟法許可証の再交付		○		○	
第15条第9項	指定猟法許可証の返納の受理		○		○	
第15条第10項、第22条第1項、第24条第9項及び第35条第11項	措置命令		○		○	
第15条第11項において準用する第10条第2項	指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可の取消し		○		○	
第19条第1項及び第3項	飼養の登録及び登録票の交付		○		○	
第19条第5項	登録の更新		○		○	
第19条第6項(第21条第2項において準用する場合を含む。)	登録票の再交付		○		○	
第20条第3項及び第46条第1項	届出の受理		○		○	
第21条第1項	登録票の返納の受理		○		○	
第22条第2項	登録の取消し		○		○	
第24条第1項及び第5項	販売禁止鳥獣の販売の許可及び販売許可証の交付		○		○	
第24条第6項	販売許可証の再交付		○		○	
第24条第8項	販売許可証の返納の受理		○		○	
第24条第10項	販売禁止鳥獣の販売の許可の取消し		○		○	
第28条の2第4項	鳥獣保護区における保全事業の同意(鳥獣保護区の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○	
第29条第7項	特別保護地区内の行為の許可		○		○	
第30条第1項	行為の実施方法についての指示		○		○	
第30条第2項	行為の中止又は原状回復等の命令		○		○	
第34条第1項	休猟区の指定(指定の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)	○				県南広域振興局副局長に限る。
第35条第1項	特定猟具使用禁止区域等の指定(指定の区域が2以上の広域振興局の所管	○				

		区域にわたるものを除く。)					
	第35条第3項及び同条第12項において準用する第24条第5項	特定猟具を使用した鳥獣等の捕獲等の承認及び承認証の交付		○		○	
	第35条第8項	承認証の再交付		○		○	
	第35条第10項	承認証の返納の受理		○		○	
	第35条第12項において準用する第24条第10項	承認の取消し		○		○	
	第54条	狩猟免状の返納の受理		○		○	
	第65条	狩猟者登録証等の返納の受理(県外に住所を有する者に係るものを除く。)		○		○	
	第66条	報告の受理(県外に住所を有する者に係るものを除く。)		○		○	
	第75条第1項	報告の徴収(広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。)		○		○	
	第75条第2項及び第3項	立入検査等		○		○	
	第79条第2項	市町村に対する必要な指示(自然保護課の主管に属するものを除く。)		○		○	
26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)の施行に関する事務	第7条第11項から第14項まで	届出の受理(広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。)		○		○	
	第11条の2第5項	承認証の交付		○		○	
	第11条の2第7項	承認証の再交付		○		○	
	第11条の2第9項及び第10項、第15条第6項及び第7項、第20条第5項及び第6項、第24条第5項及び第6項、第42条第5項及び第6項、第50条並びに第65条第10項	届出の受理		○		○	
27 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例(平成14年岩手県条例第26号)の施行に関する事務	第10条及び第22条	助言又は指導(自然保護課の主管に属するものを除く。)		○		○	
	第13条第1項及び第5項	指定希少野生動植物の捕獲等の許可及び許可証の交付(捕獲等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○	
	第13条第6項	従事者証の交付(捕獲等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○	
	第13条第7項	許可証及び従事者証の再交付(捕獲等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○	
	第14条第1項	措置命令(捕獲等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○	
	第14条第2項	指定希少野生動植物の捕獲等の許可の取消し(捕獲等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○	
	第15条第1項及び第20条第1項	報告徴収及び立入検査(広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。)		○		○	
	第16条第1項及び第5項	届出の受理(事業の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○	
	第16条第2項	届出済証の交付(事業の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○	
	第18条第1項	指示(事業の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○	
	第18条第2項	業務停止命令(事業の区域が2以上の		○		○	

		広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)				
	第19条第1項	届出済証の返納の受理(事業の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○
	第19条第2項	届出済証の返付(事業の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)		○		○
	第37条第1項	希少野生動植物保護取締員の指名		○		○
28 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成14年岩手県規則第105号)の施行に関する事務	第4条第2号及び第4号	指定希少野生動植物の捕獲等の届出等の受理(広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。)		○		○
	第7条第7項及び第9項	許可証又は従事者証の返納の受理(広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。)		○		○
	第7条第8項	報告の受理(広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。)		○		○
29 温泉法(昭和23年法律第125号)の施行に関する事務	第14条の2第1項	温泉の採取の許可		○		○
	第14条の3第1項、第14条の4第1項、第16条第1項及び第17条第1項	地位の承継の承認		○		○
	第14条の5第1項	可燃性天然ガスの濃度についての確認		○		○
	第14条の5第3項	確認の取消し		○		○
	第14条の6第2項、第14条の8第1項及び第18条第4項	届出の受理		○		○
	第14条の7第1項	施設等の変更の許可		○		○
	第14条の8第3項、第14条の9第2項及び第31条第2項	措置命令		○		○
	第14条の9第1項及び第31条第1項	許可の取消し		○		○
	第14条の10	緊急措置命令等		○		○
	第15条第1項	温泉の利用の許可		○		○
	第18条第5項	掲示内容の変更の命令		○		○
	第33条第1項	聴聞の実施(広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。)		○		○
	第34条第1項	報告の徴収		○		○
第35条第1項	立入検査		○		○	
30 温泉法施行条例(平成12年岩手県条例第26号)の施行に関する事務	第8条、第9条及び第11条から第14条まで	届出の受理		○		○
31 自然公園法(昭和32年法律第161号)の施行に関する事務(国立公園に係るもの及び2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)	第20条第3項及び第21条第3項	行為の許可		○		○
	第20条第6項から第8項まで、第21条第6項及び第7項、第22条第6項及び第7項並びに第33条第1項	届出の受理		○		○
	第33条第2項	行為の禁止等		○		○
	第33条第4項	行為の禁止等の期間の延長		○		○
	第33条第6項	行為の着手制限期間の短縮		○		○
	第34条第1項	原状回復等の命令		○		○
	第35条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入検査等		○		○
	第68条第1項	国の機関との協議		○		○
	第68条第3項及び第4項	通知の受理及び国の機関との協議		○		○
第79条第2項において準用する第68条(第2項を除く。)	通知の受理及び国の機関との協議		○		○	
32 県立自然公園条例(昭和33年岩手県条例第53号)の施行に関する	第10条第4項	行為の許可		○		○
	第10条第5項から第7項まで及び第	届出の受理		○		○

センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長を除く。

センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長を除く。

事務（県北広域振興局の所管区域に係るもの及び2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。）	12条第1項							
	第12条第2項	行為の禁止等		○		○		
	第12条第4項	行為の禁止等の期間の延長及び通知		○		○		
	第12条第6項	行為の着手制限期間の短縮		○		○		
	第13条第1項	中止等の命令		○		○		
	第14条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入検査等		○		○		
33 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）の施行に関する事務	第15条第4項及び第16条第3項	行為の許可		○		○		
	第15条第7項、第9項、第10項及び第12項（第16条第4項において準用する場合を含む。）、第16条第3項、第17条第1項、第23条第1項並びに第25条第1項	届出の受理		○		○		
	第17条第2項（第23条第2項において準用する場合を含む。）	行為の禁止等		○		○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長を除く。	
	第17条第3項（第23条第2項において準用する場合を含む。）	行為の禁止等の期間の延長		○		○		
	第17条第5項（第23条第2項において準用する場合を含む。）	行為の着手制限期間の短縮		○		○		
	第18条（第24条第1項において準用する場合を含む。）	中止命令等		○		○		
	第19条第1項	国等との協議		○		○		
	第19条第2項（第24条第2項において準用する場合を含む。）及び第25条第2項	通知の受理		○		○		
	第26条	届出者に対する助言又は勧告		○		○		
	第28条第1項	報告の徴収又は立入検査等		○		○		
	第29条第1項	実地調査等		○		○		
	第29条第2項	意見陳述の機会の付与		○		○		
34 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務	第11条（第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）	登録及び通知		○		○		
	第12条（第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）	登録の拒否及び通知		○		○		
	第14条第1項及び第2項、第16条第1項並びに第28条第3項	届出の受理		○		○		
	第15条	登録簿の閲覧		○		○		
	第17条	登録の抹消		○		○		
	第19条	登録の取消し等及び通知		○		○		
	第23条第1項及び第2項並びに第25条第1項	勧告		○		○		
	第23条第3項、第25条第2項及び第32条	措置命令		○		○		
	第24条第1項及び第33条第1項	報告の徴収及び立入検査		○		○		
	第25条第3項及び第35条第3項	協力要請		○		○		
	第26条第1項及び第28条第1項	特定動物の飼養又は保管の許可及び変更の許可		○		○		
	第29条	特定動物の飼養又は保管の許可の取消し及び変更の許可の取消し		○		○		
第35条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）	犬又はねこの引取場所の指定		○		○			
35 動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年岩手県条例第35号）の施行に関する事務	第11条	勧告		○		○		
	第12条第2項	緊急時の措置		○		○		
	第13条	届出の受理		○		○		
	第18条	犬及びねこの引取りの際の措置		○		○		
	第20条	負傷動物等への措置		○		○		
	第21条第1項	動物の譲渡		○		○		
	第22条第1項	報告の徴収及び立入調査等（犬による		○		○		

		危害の防止に係るものを除く。)					
36 岩手県保健所手数料条例（昭和23年岩手県条例第48号）の施行に関する事務	第4条	手数料の免除（知事が必要と認めた者に対する場合を除く。）		○		○	
37 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関する事務	第24条第1項	医療特別手当の支給		○	○	○	部長にあっては、盛岡広域振興局及び県南広域振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第26条第1項	原子爆弾小頭症手当の支給		○	○	○	
	第27条第1項	健康管理手当の支給		○	○	○	
	第28条第1項	保健手当の支給		○	○	○	
	第31条	介護手当の支給		○	○	○	
第32条	葬祭料の支給		○	○	○		
38 特定疾患治療研究事業に関する事務		特定疾患療養費等の支給		○	○	○	部長にあっては、盛岡広域振興局及び県南広域振興局の保健福祉環境部長を除く。
39 災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関する事務	第25条	救助業務への協力命令		○		○	
40 民生委員法（昭和23年法律第198号）の施行に関する事務	第20条第1項	民生委員協議会を組織すべき区域の決定		○		○	
	第26条	民生委員推薦会に対する負担金の交付決定等		○		○	
41 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の施行に関する事務	第13条第1項	費用の弁償		○	○	○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあっては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長 2 センター所長にあっては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長
42 生活保護法の施行に関する事務	第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）	申請による保護の開始及び変更の決定並びに通知		○	○	○	1 盛岡広域振興局及び県南広域振興局の保健福祉環境部長にあっては、第24条第5項において準用する場合を除く。 2 部に置く室の長にあっては、第24条第5項において準用する場合に限る。 3 センター所長にあっては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長に限る。
	第25条第1項及び第2項	職権による保護の開始及び変更の決定並びに通知		○	○	○	1 盛岡広域振興局及び県南広域振興局の保健福祉環境部長にあっては、第25条第1項に限る。 2 部に置く室の長にあっては、第24条第2項に限る。 3 センター所長にあっては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長に限る。
	第26条	保護の停止又は廃止の決定及び通知		○	○	○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあっては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長 2 センター所長にあっては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長
	第27条第1項	指導又は指示		○		○	センター所長にあっては、宮古

						保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長に限る。	
	第27条の2	相談及び助言		○	○	○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長 2 センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長
	第28条第1項及び第4項	立入調査又は検診命令及び申請の却下等		○		○	センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長に限る。
	第29条	調査の嘱託又は報告の請求		○	○	○	次に掲げる者に限る。
	第30条第3項	保護施設等への入所措置		○	○	○	1 部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長 2 センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長
	第40条第2項及び第46条第2項	届出の受理		○		○	センター所長にあつては、花巻
	第44条第1項	報告の徴収及び立入検査		○		○	保健福祉環境センター所長及び
	第48条第3項	指導の制限及び禁止		○		○	一関保健福祉環境センター所長を除く。
	第48条第4項	届出の受理		○	○	○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長 2 センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長
	第62条第3項及び第4項	保護の変更、停止又は廃止及び弁明の機会の付与		○		○	センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び
	第63条	返還額の決定		○		○	二戸保健福祉環境センター所長
	第76条第1項	遺留金品の処分		○		○	に限る。
	第77条第2項	扶養義務者が負担すべき額についての申立て		○		○	
	第78条	保護費の徴収		○		○	
	第80条	返還の免除		○	○	○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長 2 センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長
	第81条	後見人の選任の請求		○		○	センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長に限る。
43 生活保護法施行細則（昭和28年岩手県規則第56号）の施行に関する事務	第12条第1項	届出の受理		○		○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長

							を除く。
	第13条	届出の受理（市町村に係るものに限る。）		○		○	
44 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関する事務	第43条第1項	定款の変更の認可（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）		○		○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
	第56条第1項	報告の徴収又は検査（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）		○			県南広域振興局保健福祉環境部長に限る。
	第43条第3項及び第62条第1項	届出の受理（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）		○		○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
	第63条第1項及び第64条	届出の受理（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除き、軽費老人ホームに係るものに限る。）		○		○	
	第70条	報告の徴収、検査又は調査（軽費老人ホームを営む事業並びに第2条第2項第4号及び第5号並びに同条第3項第5号及び第6号に掲げる事業を営む者に対する場合に限る。）		○		○	
	第73条第1項	寄附金の募集の許可（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）		○			県南広域振興局保健福祉環境部長に限る。
	第73条第3項	報告の受理（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）		○			
45 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）の施行に関する事務	第11条第1項	台帳の備付		○			県南広域振興局保健福祉環境部長に限る。
46 登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）の施行に関する事務	第3条第1号イ（1）及びロ（1）	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建物又は土地であることの証明		○		○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
47 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の施行に関する事務	第14条第1項及び第3項	支援給付の実施		○	○	○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長 2 センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長
48 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年岩手県規則第55号）の施行に関する事務	第11条第1項	届出の受理		○		○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
	第12条	届出の受理（市町村に係るものに限る。）		○		○	

49 老人福祉法の施行に関する事務	第6条の2第1項	連絡調整等		○	○	○	1 部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。 2 センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。 センター所長にあつては花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
	第6条の2第2項及び第20条の10第1項	助言		○	○	○	
	第14条から第14条の3まで、第15条第2項、第15条の2第1項及び第2項、第16条第1項及び第2項並びに第29条第1項から第3項まで	届出の受理		○	○	○	
	第18条第1項及び第2項並びに第29条第7項	報告の徴収又は立入検査等		○		○	
50 介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関する事務	第24条第1項及び第2項	報告の徴収等及び質問		○		○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
	第41条第1項本文及び第53条第1項本文	指定		○		○	
	第46条第1項及び第48条第1項	指定（介護療養型医療施設に係るものを除く。）		○		○	
	第70条第1項、第70条の2第2項（第115条の11において準用する場合を含む。）及び第115条の2第1項	申請の受理		○		○	
	第70条第5項	意見の聴取		○		○	
	第70条の2第1項（第115条の11において準用する場合を含む。）、第79条の2第1項、第86条の2第1項及び第107条の2第1項	指定の更新		○		○	
	第71条第1項及び第72条第1項（第115条の11においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	申出の受理		○		○	
	第75条、第78条の2第2項、第78条の11、第82条、第89条、第99条、第105条において準用する医療法第9条第2項、第111条、第115条の5、第115条の20、第115条の32第2項第1号並びに第115条の32第3項及び第4項	届出の受理		○		○	
	第75条の2第1項、第78条の6第2項、第82条の2第1項、第89条の2第1項、第99条の2第1項、第111条の2第1項、第115条の6第1項、第115条の16第2項及び第115条の26第2項	連絡調整又は援助		○		○	
	第76条、第83条、第90条、第100条、第112条、第115条の7及び第115条の33	報告の徴収及び立入検査等		○		○	
	第78条、第85条及び第115条の10	公示（指定及び届出に係るものに限る。）		○	○	○	
	第78条の2第3項	助言及び勧告		○		○	
	第79条第1項、第79条の2第2項、第86条第1項及び第86条の2第2項	申請の受理		○		○	
	第93条	公示（指定に係るものに限る。）		○		○	
第94条第2項	変更の許可		○		○		
第94条第6項	意見の聴取（変更の許可に係るものに限る。）		○		○		

	第94条の2	許可の更新		○		○	
	第95条	管理者の承認		○		○	
	第98条第1項第4号	広告の許可		○		○	
	第104条の2	公示（廃止の届出に係るものに限る。）		○		○	
	第108条第1項	指定の変更		○		○	
	第119条第1項	助言		○		○	
51 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の施行に関する事務	第10条第1項	連絡調整等		○	○	○	部長にあつては、岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。
	第10条第2項	助言		○	○	○	
	第12条の3第1項	身体障害者相談員の委託		○	○	○	1 部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。 2 センター所長にあつては、一関保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長を除く。
	第26条	届出の受理		○		○	
	第28条第2項及び第4項	届出の受理		○		○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
	第37条	負担金の交付		○	○		部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。
	第39条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入検査等		○		○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
52 障害者自立支援法の施行に関する事務	第2条第2項及び第17条第2項	市町村の援助		○	○	○	1 部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。 2 センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
	第17条第1項	市町村相互間の調整		○	○	○	
	第11条第1項及び第2項	報告の徴収等又は質問		○		○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
	第29条第1項及び第32条第1項	指定		○		○	
	第37条及び第39条	指定の変更		○		○	
	第41条第1項	指定の更新		○		○	
	第46条、第79条第2項から第4項まで及び第83条第3項	届出の受理		○		○	
	第48条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第85条第1項	報告の徴収等又は立入検査等		○		○	
	第51条第1項	公示（旧法指定施設及び指定の取消しに係るものを除く。）		○		○	
	第51条第2項から第4項まで	公示（旧法指定施設に係るものに限る。）		○			県南広域振興局保健福祉環境部長に限る。
	第88条第7項	市町村障害福祉計画への意見		○		○	
	第88条第8項	市町村障害福祉計画の受理		○		○	
	第90条第1項	市町村障害福祉計画への助言		○		○	
	第94条	負担金の交付		○	○		部長にあつては、県南広域振興局及び沿岸広域振興局の保健福祉環境部長に限る。
53 障害者自立支援法施行細則（平成18年岩手県規則第102号）の施行	第3条の2	届出の受理		○		○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び

に関する事務							一関保健福祉環境センター所長を除く。	
54 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の施行に関する事務	第59条の2第1号	両下肢等の障害の程度の証明		○	○	○	次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、県南広域振興局及び沿岸広域振興局の保健福祉環境部長 2 部に置く室の長にあつては、盛岡広域振興局保健福祉環境部保健福祉室長 3 センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び宮古保健福祉環境センター所長	
55 被救護者運賃割引証書の交付に関する事務		被救護者運賃割引証書の交付		○	○	○	部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。	
56 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	第31条	費用の徴収		○	○	○	部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。	
	第50条	精神障害者社会適応訓練事業の実施		○	○	○		
57 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の施行に関する事務	第11条第1項	連絡調整等		○	○	○	部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。	
	第15条の2第1項	知的障害者相談員の委託		○	○	○	1 部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。 2 センター所長にあつては、一関保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長を除く。	
	第25条第1号及び第2号	負担金の交付		○	○		部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。	
58 心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年岩手県規則第43号）の施行に関する事務	第6条第1項及び第2項	届出の受理		○	○		部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。	
	第6条第3項	掛金等月額変更通知書の交付		○	○			
59 児童福祉法の施行に関する事務	第11条第1項第2号イ	実情の把握		○	○	○	部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。	
	第22条	助産施設への入所措置		○		○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。	
	第23条	母子生活支援施設への入所措置		○		○		
	第24条の2第1項	指定知的障害児施設等の指定		○		○		
	第24条の13、第30条第1項及び第2項、第34条の3、第35条第3項及び第6項、並びに第59条の2第1項及び第2項	届出の受理		○		○		
	第24条の15第1項、第34条の4第1項及び第46条第1項	報告の徴収又は立入検査等		○		○		
	第24条の18	公示（指定の取消しに係るものを除く。）		○		○		
	第31条第1項	在所期間の延長		○		○		
	第33条の14第3項	通知の受理		○		○		
	第35条第4項	児童厚生施設の設置の認可		○		○		
	第35条第7項	児童厚生施設の廃止又は休止の承認		○		○		
	第55条	負担金の交付		○	○			部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。
	第56条第2項	第50条第6号の3に規定する費用の徴収		○	○	○		
第56条第5項	費用の支払命令		○	○	○			

	第56条第7項	費用の徴収		○	○	○	
	第56条第8項	第50条第6号の3に規定する費用の徴収に係る書類の閲覧又は資料の提供の請求		○	○	○	
	第59条第1項	無届出保育施設又は無認可保育施設（認可を取り消された保育所を含む。）に係る報告の徴収及び立入検査		○		○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
	第59条の2第3項及び第59条の2の5第2項	通知		○		○	
	第59条の2の5第1項	報告の受理		○		○	
	第59条の2の6	協力要請（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○		○	
60 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の施行に関する事務	第37条第4項から第6項まで	届出の受理		○	○	○	1 部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。 2 センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
61 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関する事務	第13条（第32条第1項（附則第6条第1項においてその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合及附則第3条第1項においてその例によることとされる場合を含む。）	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け		○	○	○	部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。
	第25条第3項（第34条第1項において準用する場合を含む。）	公共的施設の管理者との協議		○	○	○	
	第30条第2項	母子家庭の母等の就労支援		○	○	○	
	第31条	母子家庭自立支援給付金の支給		○	○	○	
62 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の施行に関する事務	第8条第5項（第37条第2項において準用する場合を含む。）	据置期間の延長の承認		○	○	○	部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。
	第11条（第38条において準用する場合を含む。）	交付の停止又は減額		○	○	○	
	第12条及び第13条（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	貸付けの停止		○	○	○	
	第16条（第38条において準用する場合を含む。）	一時償還の請求（母子福祉団体に係るものを除く。）		○	○	○	
	第17条（第38条において準用する場合を含む。）	違約金の徴収（母子福祉団体に係るものを除く。）		○	○	○	
	第19条第1項（第38条において準用する場合を含む。）	償還金の支払猶予（母子福祉団体に係るものを除く。）		○	○	○	
63 母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和41年岩手県規則第9号）の施行に関する事務	第8条（第44条において準用する場合を含む。）	借用書の受理（母子福祉団体に係るものを除く。）		○	○	○	部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。
	第9条及び第34条並びに第18条及び第19条（第44条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	届出の受理		○	○	○	
	第12条第2項（第44条において準用する場合を含む。）	償還期限又は償還方法の変更の承認（母子福祉団体に係るものを除く。）		○	○	○	
	第17条第1項及び第23条（第44条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	届出の受理（母子福祉団体に係るものを除く。）		○	○	○	
64 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の施行に関する事務	第17条及び第26条の2	手当の支給		○	○		部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。
	第5条第2項（第26条において準用する場合を含む。）及び第19条（第26条の5において準用する場合を含む。）	受給資格の認定		○	○		

	第22条第2項(第26条の5において準用する場合を含む。)	手当に相当する金額の返還		○	○		
	第24条第1項(第26条の5において準用する場合を含む。)	不正利得の徴収		○			
	第26条又は第26条の5において準用する第11条(第3号を除く。)	手当の不支給		○			
	第26条又は第26条の5において準用する第12条	手当の一時差止め		○	○		部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。
	第26条の5において準用する第5条第2項	受給資格の認定		○	○		
	第35条	届出の受理		○	○		
	第36条第1項	物件の提出命令等		○	○		
	第36条第2項	受診命令等		○	○		
	第37条	資料の請求等又は報告の徴収		○	○		
65 母子保健法(昭和40年法律第141号)の施行に関する事務	第21条の4第1項	費用の徴収		○	○	○	部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。
66 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)の施行に関する事務	第38条第2項第5号	児童の遊びを指導する者の認定		○	○	○	1 部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。 2 センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
67 市町村における児童手当事務の指導監査に関する事務		市町村における児童手当事務の実態の把握及び必要な是正又は改善の措置		○	○		部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。

備考 広域振興局長に委任された事務のうち、広域振興局の副局長及び保健福祉環境部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。
この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、部長及び部に置く室の長の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち保健福祉環境センターの所管区域を除く区域及び2以上の保健福祉環境センターの所管区域に係るもの、センター所長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに限るものとする。

別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項(第5条、第30条、第36条関係)

事務	条項	内容	専決権者					備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センター所長	センターに置く室の長	
1 寄附の受入れに関する事務		寄附(1件の金額又は見積りの価格500万円未満(法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満)のものに限る。)の受入れに関すること(特定事業用財産に限る。)		○	○	○	○	
2 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)の施行に関する事務	第7条第1項	報告の徴収又は立入検査		○		○		
3 岩手県農業改良資金貸付規則(昭和31年岩手県規則第87号)の施行に関する事務	第7条	計画の認定及び通知		○		○		
	第10条	貸付けの決定及び通知		○		○		
	第11条	借用証書の受理		○		○		
	第12条	事業内容の変更等の承認及び報告の受理		○		○		
	第14条第1項及び第3項	貸付金の一時償還の請求		○		○		
	第17条第1項から第3項まで	支払猶予の決定及び通知		○		○		
	第18条第1項	違約金の徴収		○		○		
	第18条第2項	違約金の支払の請求		○		○		

4 農業近代化資金利子補給規則（昭和36年岩手県規則第58号）の施行に関する事務（農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農業共済組合連合会、土地改良区連合、たばこ耕作組合、一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（別に定めるものに限る。）に係るものを除く。）	第6条第1項	利子補給の承認		○		○		
	第7条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令		○		○		
	第8条	報告の徴収又は調査		○		○		
		利子補給金の交付決定		○		○		
5 中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年岩手県規則第61号）の施行に関する事務	第7条	利子補給の承認		○		○		
	第8条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令		○		○		
	第9条	報告の徴収又は調査		○		○		
		利子補給金の交付決定		○		○		
6 地域農業担い手育成資金利子補給規則（平成3年岩手県規則第64号）の施行に関する事務	第8条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令		○		○		
	第9条	報告の徴収又は調査		○		○		
		利子補給金の交付決定		○		○		
7 中山間地域経営改善・安定資金利子補給規則（平成6年岩手県規則第228号）の施行に関する事務	第7条	利子補給の承認		○		○		
	第8条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令		○		○		
	第9条	報告の徴収又は調査		○		○		
		利子補給金の交付決定		○		○		
8 農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（平成7年岩手県規則第100号）の施行に関する事務	第7条	利子補給の承認		○		○		
	第8条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令		○		○		
	第9条	報告の徴収又は調査		○		○		
		利子補給金の交付決定		○		○		
9 認定農業者育成確保資金利子補給規則（平成10年岩手県規則第120号）の施行に関する事務	第8条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令		○		○		
	第9条	報告の徴収又は調査		○		○		
		利子補給金の交付決定		○		○		
10 新しいわて水田農業確立推進資金利子補給規則（平成12年岩手県規則第116号）の施行に関する事務	第8条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令		○		○		
	第9条	報告の徴収又は調査		○		○		
		利子補給金の交付決定		○		○		
11 株式会社日本政策金融公庫の委嘱業務に関する事務		株式会社日本政策金融公庫の貸付対象事業のうち、農業基盤整備資金、農林漁業施設資金（土地改良事業に係る資金に限る。）、乳業施設資金及び主務大臣指定施設資金（豚及び鶏施設に係る資金に限る。）の貸付対象事業（2以上の広域振興局等の所管区域にわたる土地改良事業を除く。）に係る事業計画の適否及び工事しゅん工の認定等並びに畜産経営環境調和推進資金に係る共同利用施設整備計画の認定		○	○	○	○	1 部に置く室の長等及びセンターに置く室の長にあつては、農業基盤整備資金及び農林漁業施設資金（土地改良事業に係る資金に限る。）の事業に限る。 2 部に置く室の長等にあつては、農村整備室長に限る。 3 センター所長にあつては、花巻農林振興センター所長及び一関農林振興センター所長を除く。
12 農業倉庫業法（大正6年法律第15号）の施行に関する事務	第6条	農業倉庫業の認可		○				
	第13条	業務規程の変更の認可		○				
	第16条	報告の徴収、検査その他監督処分		○	○			部に置く室の長等にあつては、盛岡広域振興局農政部農業振興室長に限る。
	第17条	事業の停止命令又は認可の取消し		○				

13 農業倉庫業法施行規則（大正6年農商務省令第15号）の施行に関する事務	第13条及び第14条	届出の受理		○		○		
14 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の施行に関する事務	第11条第1項及び第3項	信用事業規程の設定、変更及び廃止の承認		○				
	第11条第4項、第11条の7第4項、第44条第4項、第50条の4第5項において準用する第50条の2第7項、第64条第4項及び第7項、第72条の13第2項、第72条の16第4項、第72条の17第2項、第72条の18第3項、第73条の12並びに第97条の2（第6号から第12号まで（同号にあつては、同号の農林水産省令（信用事業に関するものについては、主務省令）で定める場合で別に定めるものを除く。）を除く。）	届出の受理		○		○		
	第11条の4第1項	信用供与等限度額の超過の承認		○				
	第11条の5	特定関係者との間の取引又は行為の承認		○				
	第11条の7第1項及び第3項	共済規程の設定、変更及び廃止の承認		○				
	第11条の23第1項及び第3項	信託規程の設定、変更及び廃止の承認		○				
	第11条の26において権限が属することとされる信託法（平成18年法律第108号）第46条第1項、第62条第4項（同法第129条第1項、第135条第1項及び第142条第1項において準用する場合を含む。）、第64条第1項、第123条第4項及び第131条第4項	検査役等の選任		○				
	第11条の26において権限が属することとされる信託法第46条第5項、第71条第1項（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）及び第127条第6項（同法第137条において準用する場合を含む。）	検査役等の報酬等の決定		○				
	第11条の26において権限が属することとされる信託法第47条第2項及び第3項	報告の徴収		○				
	第11条の26において権限が属することとされる信託法第47条第6項	措置命令		○				
	第11条の26において権限が属することとされる信託法第57条第2項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）、第128条第2項、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）	受託者等の辞任の許可		○				
	第11条の26において権限が属することとされる信託法第58条第4項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）、第128条第2項、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）	受託者等の解任		○				
	第11条の26において権限が属することとされる信託法第63条第1項及び第74条第2項	信託財産管理命令等		○				
第11条の26において権限が属することとされる信託法第63条第3項（同法第74条第3項において準用する場合	信託財産管理の命令等の変更及び取消し		○					

を含む。)						
第11条の26において権限が属することとされる信託法第64条第6項(同法第74条第6項において準用する場合を含む。)	信託財産管理の命令等の登記又は登録の抹消の嘱託		○			
第11条の26において権限が属することとされる信託法第66条第2項ただし書及び第4項(それぞれ同法第73条及び第74条第6項において準用する場合を含む。)	権限に係る許可		○			
第11条の26において権限が属することとされる信託法第150条第1項	信託の変更の命令		○			
第11条の26において権限が属することとされる信託法第165条第1項	信託の終了の命令		○			
第11条の26において権限が属することとされる信託法第246条	登記の嘱託		○			
第11条の29第1項及び第3項	宅地等供給事業実施規程の設定、変更及び廃止の承認		○			
第11条の32第1項及び第3項	農業経営規程の設定、変更及び廃止の承認		○			
第11条の46第2項	議決権の取得等の特例の承認		○			
第40条第1項及び第3項	一時役員等の職務を行うべき者の選任又は総会の招集		○			
第44条第2項	定款変更の認可		○			
第44条第3項において準用する第61条第2項	定款変更認可に関する証明		○			
第60条第1項	設立の認可(第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○			
第61条第2項	設立認可に関する証明(第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○			
第63条第2項	設立の認可の取消(第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○			
第64条第2項	解散の認可(第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○			
第64条第3項において準用する第61条第2項	解散認可に関する証明(第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○			
第65条第2項	合併の認可(第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○			
第65条第3項において準用する第61条第2項	合併認可に関する証明(第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○			
第70条第3項において準用する第65条第2項	権利義務の承継の認可		○			
第72条の12の6	一時理事の職務を行うべき者の選任		○			
第93条	報告の徴取(別に定めるもの及び第94条の規定による検査に基づくものを除く。)		○			
第95条	違法行為に対する措置(第94条の規定による検査に基づくもの及び第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○			
第95条の2	解散命令(第94条の規定による検査に基づくもの及び第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除		○			

		く。)						
	第95条の3	解散命令の通知に代わる官報掲載(第94条の規定による検査に基づくもの及び第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○				
	第95条の4	中央会からの意見の聴取(第94条の規定による検査に基づくもの及び第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○				
	第96条	議決、選挙又は当選の取消(第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○				
	第97条	専用利用契約の取消		○				
15 農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)の施行に関する事務	第202条第7項	業務報告書提出延期の承認		○				
	第206条第2項	縦覧書類の縦覧開始延期の承認		○				
	第232条第6項	事業計画書提出延期の承認		○				
16 農業協同組合法施行細則(昭和39年岩手県規則第13号)の施行に関する事務	第10条の5、第19条第1項、第24条及び第26条第1項	報告の受理(農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○		○		
	第13条第2項	合併の認可(農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○				
	第17条の2、第18条、第21条、第26条第2項、第29条及び第31条	報告の受理		○		○		
	第19条第3項及び第22条	届出の受理		○		○		
	第27条第1項、第28条第1項及び第30条	届出の受理(農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○		○		
	第32条	事業報告書等の受理		○		○		
17 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第1号)の施行に関する事務	第7条第2項	届出の受理		○		○		
18 租税特別措置法施行規則の施行に関する事務	第30条の4第1項及び第2項	登録免許税軽減対象であることの証明		○				
19 卸売市場法(昭和46年法律第35号)の施行に関する事務	第55条	開設の許可		○				
	第58条第1項	卸売業務の許可		○				
	第60条	廃止の許可		○				
	第64条第1項	業務規程の変更の承認		○				
	第65条第1項及び第2項	業務の停止命令又は許可の取消し		○				
	第66条第1項	報告等の徴収及び立入検査		○				
20 卸売市場条例(昭和47年岩手県条例第16号)の施行に関する事務	第3条第1項、第6条第1項及び第8条	申請の受理		○				
	第9条、第13条第1項、第22条、第23条第2項、第27条第1項及び第3項並びに第28条第1項及び第3項	届出の受理		○	○			部に置く室の長等にあつては、盛岡広域振興局農政部農業振興室長に限る。
	第10条第1項及び第3項並びに第13条第2項	許可証の交付、再交付及び書換え交付		○				
	第11条第1項及び第2項並びに第12条第1項	承認		○				
	第13条の2第4項及び第14条	名簿の受理		○	○			部に置く室の長等にあつては、盛岡広域振興局農政部農業振興室長に限る。
	第25条(第29条第2項において準用する場合を含む。)	事業報告書の受理		○	○			
	第26条第1項(第29条第1項において準用する場合を含む。)	勧告		○				
	第26条第1項(第29条第1項において準用する場合を含む。)	及び第2項(第29条第2項において準用する場合を						

	含む。)							
	第28条の2第1項	報告等の徴収及び立入検査		○				
	第38条	許可、処分等の告示		○				
21 卸売市場条例施行規則（昭和47年岩手県規則第36号）の施行に関する事務	第10条の2第3項及び第11条第2項	報告の受理		○	○			
22 家畜商法（昭和24年法律第208号）の施行に関する事務	第3条第1項	家畜商の免許		○				
	第7条	免許の取消し及び事業の停止命令		○				
	第10条の2第2項	届出の受理		○				
	第11条の3第1項	立入検査		○				
23 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）の施行に関する事務	第3条第1項及び第2項	申請及び届出の受理		○				
	第4条	登録の消除		○				
	第5条及び第6条	家畜商免許証の書換え交付及び再交付		○				
	第7条	家畜商免許証の返納の受理		○				
24 家畜取引法（昭和31年法律第123号）の施行に関する事務	第3条	家畜市場の登録		○				
	第7条	登録証の交付及び登録をしない旨の通知		○				
	第9条	届出の受理並びに登録証の書換え交付及び再交付		○				
	第10条及び第27条第1項	届出の受理		○				
	第15条	売買方法の特例の許可		○				
	第18条	登録の取消し及び家畜市場開場の停止命令		○				
	第18条の2	業務停止命令		○				
	第27条の2第1項	家畜取引禁止場所の指定及び家畜取引の許可		○				
25 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の施行に関する事務	第6条第6項	基本構想の同意及び変更の同意		○	○			
	第4条第6項	基盤整備計画の同意及び変更の同意		○	○			
26 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の施行に関する事務	第8条第4項	所有権移転等促進計画の承認		○	○			
	第4条第6項	基盤整備計画の同意及び変更の同意		○	○			
27 中山間地域等直接支払の実施に関する事務		中山間地域等直接支払市町村基本方針の認定及び変更の認定		○	○			
28 農地法の施行に関する事務	第36条第2項から第4項まで及び第38条第1項	遊休農地に関する調停、公告及び通知		○				
	第39条第1項及び第40条第1項	特定利用権の設定に関する裁定、通知及び公告		○				
	第41条	特定利用権に係る賃貸借の解除の承認		○				
	第43条第2項において読み替えて準用する第39条第1項及び第43条第3項	遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定、通知及び公告		○				
	農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の農地法第71条	売渡し後の検査		○				
29 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）の施行に関する事務	第5条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）	市町村計画の協議及び変更の協議		○	○			
30 農業委員会交付金交付規則（昭和60年岩手県規則第86号）の施行に関		農業委員会交付金の交付決定等		○				

する事務		及び審査						
31 農地移動適正化あっせん事業に関する事務		農地移動適正化あっせん基準の認定		○				
32 県営建設工事の執行に関する事務		工事中止及び中止の解除		○	○	○	○	
33 土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する事務	第6条第3項から第5項まで（第48条第8項、第84条、第96条の2第4項及び第96条の3第4項において準用する場合を含む。）	あっせん、調停、勧告等		○	○	○	○	1 部長にあつては、農林部長に限る。 2 部に置く室の長にあつては、農村整備室長に限る。 3 センター所長にあつては、花巻農林振興センター所長及び一関農林振興センター所長を除く。
	第48条第9項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第84条、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する第8条第1項並びに第52条の2第1項（第53条の4第2項、第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）	適否の決定及び通知		○	○	○	○	
	第48条第9項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第56条第5項、第84条、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する第8条第2項	専門技術者への調査依頼		○	○	○	○	
	第48条第9項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第52条の2第4項（第53条の4第2項、第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）、第84条、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する第8条第6項並びに第99条第5項	公告及び縦覧		○	○	○	○	
	第48条第9項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第84条、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する第9条第2項	専門技術者の意見の聴取及び異議の申出に対する決定		○	○	○	○	
	第48条第9項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第84条、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する第9条第4項	申請の却下		○	○	○	○	
	第18条第16項及び第17項（第68条第4項及び第84条において準用する場合を含む。）並びに第54条第3項及び第4項（第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）	届出の受理及び公告		○	○	○	○	
	第29条の3第1項（第84条において準用する場合を含む。）	仮理事の選任及び総会の招集		○	○	○	○	
	第30条第2項及び第3項（第84条において準用する場合を含む。）	定款変更の認可及び公告		○	○	○	○	
	第36条第8項（第84条において準用する場合を含む。）	特定受益者からの経費の徴収の認可		○	○	○	○	
第36条第9項（第84条において準用する場合を含む。）、第96条の2第6項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第98条第9項及び第99条第4項（第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場	意見の聴取		○	○	○	○		

	合を含む。)							
	第39条第5項(第84条において準用する場合を含む。)	処分の認可		○	○	○	○	
	第41条第4項(第84条において準用する場合を含む。)	異議の申出に係る決定		○	○	○	○	
	第48条第1項(第84条において準用する場合を含む。)	土地改良事業計画の変更等の認可		○	○	○	○	
	第48条第10項(第84条、第95条の2第3項及び第96条の3第5項において準用する場合を含む。)	土地改良事業計画の変更等の認可申請に係る手続の省略の認定		○	○	○	○	
	第48条第11項(第84条、第95条の2第3項及び第96条の3第5項において準用する場合を含む。)、第57条の2第4項(第84条及び第96条において準用する場合を含む。)、第95条第4項、第96条の2第7項、第98条第10項及び第99条第12項(第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。)	公告		○	○	○	○	
	第49条第1項(第84条及び第96条の4において準用する場合を含む。)	応急工事計画の認可又は同意		○	○	○	○	
	第52条第1項及び第53条の4第1項(第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。)	換地計画の認可及び変更の認可		○	○	○	○	
	第56条第2項(同条第3項、第84条及び第96条において準用する場合を含む。)	他用途施設(ダムを除く。)の用に兼ねて供する場合の承認		○	○	○	○	
	第56条第4項(第84条において準用する場合を含む。)	裁定		○	○	○	○	
	第57条の2第1項及び第3項(第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。)	管理規程の認可等又は協議		○	○	○	○	
	第57条の4第1項(第57条の8及び第84条において準用する場合を含む。)	事業計画の認可及び変更の認可		○	○	○	○	
	第89条の2第11項	仮清算金等の合計額に相当する金銭の支払又は徴収		○	○	○	○	
	第94条の10第1項	土地改良施設(ダムを除く。)の管理の委託		○	○	○	○	
	第95条第1項	土地改良事業施行の認可		○	○	○	○	
	第95条の2第1項	土地改良事業の変更及び廃止の認可		○	○	○	○	
	第96条の2第1項	土地改良事業施行の同意		○	○	○	○	
	第96条の3第1項	土地改良事業の変更及び廃止の同意		○	○	○	○	
	第97条第6項	交換分合計画策定の指示		○	○	○	○	
	第98条第8項、第99条第1項、第100条第1項及び第100条の2第1項	交換分合計画の認可		○	○	○	○	
	第99条第6項	交換分合計画の公告に係る通知		○	○	○	○	
	第109条	農用地の形質変更の許可		○	○	○	○	
	第113条の2第1項及び第2項	届出の受理及び公告		○	○	○	○	
	第132条第1項	報告の徴収(第132条第1項の規定による検査に基づくものを除く。)		○	○	○	○	
	第134条	違反行為に対する措置		○	○	○	○	
	第136条	決議並びに選挙及び当選の取消し		○	○	○	○	
34 土地改良法施行細則(昭和41年岩手県規則第23号)の施行に関する事務	第3条から第6条まで	届出の受理		○	○	○	○	1 部長にあつては、農林部長に限る。 2 部に置く室の長にあつては、農村整備室長に限る。

								3 センター所長にあつては、花巻農林振興センター所長及び一関農林振興センター所長を除く。
35 団体営土地改良事業についての証明に関する事務		土地改良区の役員及び土地改良事業共同施行の代表者の証明並びに土地改良区の設立及び土地改良事業施行の認可の証明		○	○	○	○	1 部長にあつては、農林部長に限る。 2 部に置く室の長にあつては、農村整備室長に限る。 3 センター所長にあつては、花巻農林振興センター所長及び一関農林振興センター所長を除く。
36 障害防止対策事業により造成された土地又は工作物その他の物件の管理に関する事務		目的外使用、改築、追加工事等の承認		○	○	○	○	1 部長にあつては、農林部長に限る。 2 部に置く室の長にあつては、農村整備室長に限る。 3 センター所長にあつては、花巻農林振興センター所長及び一関農林振興センター所長を除く。
37 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の施行に関する事務	第11条第1項	設計及び実施計画の承認		○	○	○	○	1 部長にあつては、農林部長に限る。 2 部に置く室の長にあつては、農村整備室長に限る。 3 センター所長にあつては、花巻農林振興センター所長及び一関農林振興センター所長を除く。
	第18条第1項	行為の許可		○	○	○	○	
	第20条第2項	国等との協議		○	○	○	○	
	第21条第1項及び第2項	監督処分		○	○	○	○	
	第22条第1項	報告の徴収又は立入検査		○	○	○	○	
	第25条	立退きの指示及び通知		○	○	○	○	
38 地すべり等防止法施行細則（昭和52年岩手県規則第2号）の施行に関する事務	第3条	変更の承認		○	○	○	○	1 部長にあつては、農林部長に限る。 2 部に置く室の長にあつては、農村整備室長に限る。 3 センター所長にあつては、花巻農林振興センター所長及び一関農林振興センター所長を除く。
	第5条第3項	許可期間の更新		○	○	○	○	
	第6条	変更の許可		○	○	○	○	
	第7条から第9条まで	届出の受理		○	○	○	○	
39 公有財産規則に関する事務	第3条第1項	行政財産の用途廃止（土地改良財産の管理及び処分に関する条例第2条第2号に規定する県有土地改良財産に限る。）		○	○	○	○	1 部長にあつては、農林部長に限る。 2 部に置く室の長にあつては、農村整備室長に限る。 3 センター所長にあつては、花巻農林振興センター所長及び一関農林振興センター所長を除く。
40 土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和42年岩手県条例第10号）の施行に関する事務	第3条	土地又は工作物その他の物件の交換		○	○	○	○	1 部長にあつては、農林部長に限る。 2 部に置く室の長にあ
	第4条第1項及び第5条	土地、工作物その他の物件又は建物の譲与		○	○	○	○	

	第4条第2項	目的外使用、用途廃止等の承認		○	○	○	○	っては、農村整備室長に限る。 3 センター所長にあつては、花巻農林振興センター所長及び一関農林振興センター所長を除く。
41 プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例（平成16年岩手県条例第67号）の施行に関する事務（農業用施設に係るものに限る。）	第16条第1項	危険操縦等に対する勧告		○	○	○	○	1 部長にあつては、農林部長に限る。 2 部に置く室の長にあつては、農村整備室長に限る。 3 センター所長にあつては、花巻農林振興センター所長及び一関農林振興センター所長を除く。
	第16条第2項	航行停止命令及び寄港命令		○	○	○	○	
	第18条第1項	損害賠償等に備えた措置の実施状況の確認		○	○	○	○	
	第18条第2項	損害賠償等に備えた措置の是正等の勧告		○	○	○	○	
	第21条	移動等の勧告		○	○	○	○	
第24条	報告及び立入調査		○	○	○	○		
42 県営土地改良事業により造成された土地又は工作物その他の物件の管理に関する事務		目的外使用、改築、追加工事等の承認		○	○	○	○	1 部長にあつては、農林部長に限る。 2 部に置く室の長にあつては、農村整備室長に限る。 3 センター所長にあつては、花巻農林振興センター所長及び一関農林振興センター所長を除く。
43 牧野法（昭和25年法律第194号）の施行に関する事務	第9条第1項及び第10条第2項	改良及び保全の指示並びにその変更		○		○		
	第12条第1項	立入検査		○		○		
44 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）の施行に関する事務	第4条	指導及び助言		○		○		
	第5条第1項及び第2項	勧告及び命令		○		○		
	第6条第1項	報告の徴収及び立入検査		○		○		
	第9条第3項	処理高度化施設整備計画の認定		○		○		
	第10条第1項	処理高度化施設整備計画の変更の認定		○		○		
	第10条第2項	認定の取消し		○		○		
第13条	報告の徴収		○		○			
45 県営畜産経営環境整備事業の実施に関する事務		次に掲げる事務 (1) 施設用地の使用貸借 (2) 建物又は工作物の一時貸付け (3) 物品の譲与		○		○		
46 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）の施行に関する事務	第18条	免許証の交付		○				
	第19条第1項及び第2項	免許の取消し及び業務の停止の命令		○				
	第24条	開設の許可		○				
	第26条第1項及び第2項	開設の許可の取消し及び使用の停止の命令		○				
	第34条第2項	報告の徴収		○				
	第35条第1項	立入検査等		○				
47 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の施行に関する事務	第2条の4第3項において準用する 第2条の3第3項及び第4項	市町村計画の協議及び変更の協議		○				
48 養ほう振興法（昭和30年法律第180号）の施行に関する事務	第3条	届出の受理		○				
49 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）の施行に関する事務	第5条第1項	標準鶏の認定						
	第7条第1項から第4項まで及び第6項	ふ化業者の登録、確認、登録の拒否、公示及び登録をしない旨の通知		○				

	第8条第1項	要件に適合する旨の確認		○			
	第9条	届出の受理		○			
	第10条第1項及び第3項	登録の取消し、通知及び公示		○			
	第14条	措置命令		○			
	第16条第1項	報告の徴収及び立入検査		○			
50 家畜貸付譲渡規則（昭和26年岩手県規則第68号）の施行に関する事務		家畜（種雄牛を除く。）の貸付け、貸付家畜（種雄牛を除く。）に係る貸付料の決定、借受者の所得とならない子畜の指定、子畜の無償貸付け、子畜の相当価格での払下げ、子畜の賠償の評価額の決定、子畜の返還命令並びに貸付家畜（種雄牛を含む。）及びその家畜から生産された子畜の検査、届出等の受理		○			

備考 広域振興局長に委任された事務のうち、広域振興局の副局長及び農政部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、部長及び部に置く室の長等の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち農林振興センター又は農村整備センターの所管区域を除く区域及び2以上の農林振興センター又は農村整備センターの所管区域に係るもの、センター所長又はセンターに置く室の長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに係るものに限るものとする。

別表第6 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、林務部長及び農林振興センター所長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	センター所長	センターに置く室の長	
1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）の施行に関する事務	第3条第1項	林業経営改善計画の認定（当該計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）		○	○	○	
	第4条第1項	合理化計画の認定（当該計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）		○	○	○	センターに置く室の長にあっては、林務出張所長を除く。
2 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）の施行に関する事務	第1条第1項及び第3項	林業経営改善計画の変更の認定及び認定の取消し（当該計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）		○	○	○	
3 岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）の施行に関する事務（2以上の広域振興局の所管区域にわたる事業に係るものを除く。）	第4条第1項及び第2項（第5条第2項において準用する場合を含む。）、第5条第1項、第8条第3項並びに第17条第1項	申請書の受理		○	○	○	
	第4条第3項及び第5項	貸付資格の認定及び通知		○	○	○	
	第7条第1項及び第2項並びに第8条第4項及び第5項	貸付けの決定及び通知		○	○	○	
	第7条第3項及び第8条第7項	借用証書等の受理		○	○	○	
	第8条第2項	審査結果の通知		○	○	○	
	第10条	貸付資格認定の取消し及び通知		○	○	○	
	第11条	貸付決定の取消し		○	○	○	
	第12条	報告の受理		○	○	○	
	第13条第1項及び第3項	変更申請書の受理		○	○	○	
	第13条第2項、第4項及び第5項	変更の承認及び通知		○	○	○	
	第14条第2項（第16条第2項において準用する場合を含む。）並びに第15条第1項及び第3項	申出書の受理		○	○	○	
	第15条第2項	繰上償還金の受入れ及び通知		○	○	○	
	第16条第1項及び第3項	期限前償還の請求		○	○	○	
第17条第2項、第3項及び第5項	支払猶予の決定及び通知		○	○	○		
第18条第1項及び第3項	違約金の徴収		○	○	○		

4 株式会社日本政策金融公庫の委嘱業務に関する事務		株式会社日本政策金融公庫の貸付対象事業のうち、農林漁業施設資金（林業に係る資金に限る。）、林業基盤整備資金、林業経営育成資金、林業構造改善事業推進資金、振興山村・過疎地域経営改善資金（林業に係る資金に限る。）及び森林整備活性化資金の貸付対象事業（2以上の広域振興局の所管区域にわたる林業関係事業を除く。）に係る事業計画の適否及び工事しゅん工の認定等		○	○	○	
5 森林組合法（昭和53年法律第36号）の施行に関する事務	第10条第1項及び第3項	信託規程の設定、変更及び廃止の承認		○			
	第12条において権限が属することとされる信託法第46条第1項、第62条第4項（同法第135条第1項及び第142条第1項において準用する場合を含む。）、第64条第1項及び第131条第4項	検査役等の選任		○			
	第12条において権限が属することとされる信託法第46条第5項及び第71条第1項並びに同法第137条において準用する同法第127条第6項	検査役等の報酬等の決定		○			
	第12条において権限が属することとされる信託法第47条第2項及び第3項	報告の徴収		○			
	第12条において権限が属することとされる信託法第47条第6項	措置命令		○			
	第12条において権限が属することとされる信託法第57条第2項（同法第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）	受託者等の辞任の許可		○			
	第12条において権限が属することとされる信託法第58条第4項（同法第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）	受託者等の解任		○			
	第12条において権限が属することとされる信託法第63条第1項	信託財産管理命令		○			
	第12条において権限が属することとされる信託法第63条第3項	信託財産管理の命令の変更及び取消し		○			
	第12条において権限が属することとされる信託法第64条第6項	信託財産管理の命令の登記又は登録の抹消の嘱託		○			
	第12条において権限が属することとされる信託法第66条第2項ただし書	権限に係る許可		○			
	第12条において権限が属することとされる信託法第150条第1項	信託の変更の命令		○			
	第12条において権限が属することとされる信託法第165条第1項	信託の終了の命令		○			
	第12条において権限が属することとされる信託法第246条	登記の嘱託		○			
	第19条第1項及び第3項（それぞれ第109条第1項において準用する場合を含む。）	共済規程の設定、変更及び廃止の承認		○			
	第24条第1項及び第3項（第109条第1項において準用する場合を含む。）	林地処分事業実施規程の設定、変更及び廃止の承認		○			
	第25条（第109条第1項において準用する場合を含む。）	林道開設等の受益者分担金の認可		○			
	第53条第1項及び第3項（第109条第3項において準用する場合を含む。）	一時役員等の職務を行うべき者の選任又は総会の招集		○			
	第61条第2項（第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）	定款変更の認可		○			

	む。)							
	第61条第4項(第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。)	定款変更の届出の受理		○	○	○		
	第98条の6	一時理事の職務を行うべき者の専任		○				
	第100条第3項において準用する第79条	設立の認可		○				
	第100条第4項において準用する第83条第2項	解散の認可		○				
	第100条第4項において準用する第84条第2項	合併の認可		○				
	第102条第1項	監査規程の設定、変更及び廃止の承認		○				
	第108条の3第3項において準用する第84条第2項	包括承継の認可		○				
	第110条第1項	業務又は財務状況の報告の徴収(第111条の規定による検査に基づくもの並びに森林組合及び森林組合連合会に係るものを除く。)		○				
	第113条	法令等の違反に対する措置(生産森林組合に係るものに限る。)		○				
	第114条	解散命令(生産森林組合に係るものに限る。)		○				
	第114条の2第1項	解散命令の通知に代わる官報登載(生産森林組合に係るものに限る。)		○				
	第115条	議決、選挙及び当選の取消し		○				
	第116条	専用契約の取消し		○				
6	森林組合法施行細則(昭和53年岩手県規則第74号)の施行に関する事務	第6条、第9条、第20条第4項、第21条、第23条、第24条、第25条、第26条及び第28条	届出等の受理		○	○	○	
		第13条、第14条、第15条及び第19条	届出等の受理(生産森林組合からのものに限る。)		○			
		第20条第1項及び第3項	報告等の受理(生産森林組合からのものに限る。)		○	○	○	
7	森林法(昭和26年法律第249号)の施行に関する事務	第10条の2第1項	開発行為の許可(開発面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。)		○	○	○	センターに置く室の長にあつては、林務出張所長を除く。
		第10条の3	開発行為の中止等の命令(開発面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。)		○	○	○	
		第10条の6第4項において準用する第10条の5第7項	市町村森林整備計画の変更の協議(当該変更が、第10条の5第2項第2号から第4号まで、第8号及び第10号に定める事項に係るものである場合並びに当該変更に係る区域が次に掲げるいずれかの区域等を含む場合を除く。) (1) 都市計画法に基づく市街化区域又は市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途区域の定められている区域 (2) 砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地 (3) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域 (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域 (5) 自然環境保全法(昭和47年法律第		○	○	○	

		85号)に基づく自然環境保全地域の特別地区 (6) 自然公園法に基づく自然公園の特別地域					
	第19条第1項第1号	森林施業計画の認定、変更の認定、変更すべき旨の通知、届出の受理及び認定の取消し(当該計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。)		○	○	○	
	第19条第3項	市町村長の意見の聴取(森林施業計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。)		○	○	○	
	第19条第4項	市町村長への通知(森林施業計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。)		○	○	○	
	第34条第1項、第2項、第8項、第9項及び第10項、第34条の2第1項、第2項(第34条の3第2項において準用する場合を含む。)及び第4項並びに第34条の3第1項	立木の伐採等の許可及び届出の受理等		○	○	○	センターに置く室の長にあつては、林務出張所長を除く。
	第38条	監督処分		○	○	○	
	第50条第1項(第65条において準用する場合を含む。)	権利設定の認可		○	○	○	
	第58条第5項	使用権の設定後の土地の形質の変更、工作物の新築、増築等の承認		○	○	○	
	第66条	工作物の使用等の許可		○	○	○	
	第188条第1項及び第2項	報告の徴収又は実地調査若しくは標識の建設等(広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。)		○	○	○	
8 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)の施行に関する事務	第22条の8第1項及び第22条の11第1項	届出の受理及び国の機関との協議		○	○	○	センターに置く室の長にあつては、林務出張所長を除く。
9 森林施業の合理化に寄与する造林を実施するための森林整備合理化計画に関する事務		森林整備合理化計画の認定及び変更の認定並びに認定の取消し(当該計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。)		○	○	○	
10 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)の施行に関する事務	第5条第1項	駆除命令(公表を除く。)		○	○	○	
	第5条第2項	特別伐倒駆除命令(公表を除く。)		○	○	○	
	第5条第3項	補完伐倒駆除命令(公表を除く。)		○	○	○	
	第5条第4項において準用する第4条第1項及び第2項	駆除措置及び費用の徴収		○	○	○	
	第5条第4項において準用する第4条の2	協力要請		○	○	○	
11 森林病虫害等防除法施行条例(平成11年岩手県条例第72号)の施行に関する事務	第2条及び第3条	届出の受理		○	○	○	
	第4条	報告の受理		○	○	○	
12 林業種苗法(昭和45年法律第89号)の施行に関する事務	第10条第1項	生産事業者の登録		○	○	○	
	第12条第1項	登録証の交付		○	○	○	
	第12条第3項	登録の拒否の通知		○	○	○	
	第13条	生産事業者の届出等		○	○	○	
	第14条第2項	登録証の返納の受理		○	○	○	
	第15条	登録の取消し		○	○	○	
	第16条	登録に関する公告		○	○	○	
	第20条第2項	種苗の証明		○	○	○	
13 森林国営保険法施行令(昭和28年政令第245号)の施行に関する事務	第8条	通知の受理		○	○	○	
	第9条	損害の実地調査(報告を除く。)		○	○	○	
14 地すべり等防止法の施行に関する	第11条第1項	設計及び実施計画の承認		○	○	○	センターに置く室の長

事務	第18条第1項	行為の許可		○	○	○	にあつては、林務出張所長を除く。
	第20条第2項	国等との協議		○	○	○	
	第21条第1項及び第2項	監督処分		○	○	○	
	第22条第1項	報告の徴収又は立入検査		○	○	○	
	第25条	立退きの指示及び通知		○	○	○	
15 地すべり等防止法施行細則の施行に関する事務	第3条	変更の承認		○	○	○	センターに置く室の長にあつては、林務出張所長を除く。
	第5条第3項	許可期間の更新		○	○	○	
	第6条	変更の許可		○	○	○	
	第7条から第9条まで	届出の受理		○	○	○	センターに置く室の長にあつては、林務出張所長を除く。
	第4条第1項及び第3項	合理化計画の変更の認定及び認定の取消し（当該計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）		○	○	○	
16 県有防潮林の管理に関する事務		県有防潮林の使用の許可		○	○	○	センターに置く室の長にあつては、林務出張所長を除く。
17 県有林、県有防潮林及び森林公園内の産物の売払いに関する事務		産物の売払い（広葉樹及び災害による被害木の売払い並びに区域概算売払い以外の場合にあつては、1件の予定又は見積りの価格3,500万円未満のものに限る。）		○	○	○	林務出張所長にあつては、県有林の産物に係るものに限る。
18 県営建設工事の執行に関する事務		工事の中止及び中止の解除		○	○	○	
19 県営林造成基金及び公営林造成基金管理規則（昭和39年岩手県規則第95号）の施行に関する事務	第5条第2項	災害の発生による危険防止のための伐採		○	○	○	
	第8条第1項	土地の使用の許可		○	○	○	
20 森林公園条例施行規則（昭和55年岩手県規則第40号）の施行に関する事務	第2条第2項	臨時の休場又は開場の承認		○	○	○	センターに置く室の長にあつては、林務出張所長を除く。

備考 広域振興局長に委任された事務のうち、広域振興局の副局長及び林務部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、部長の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち農林振興センターの所管区域を除く区域及び2以上の農林振興センターの所管区域に係るもの、センター所長及びセンターに置く室の長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに係るものに限るものとする。

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センター所長	
1 寄附の受入れに関する事務		寄附（1件の金額又は見積りの価格500万円未満（法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満）のものに限る。）の受入れに関すること（特定事業用財産に限る。）。		○	○	
2 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の施行に関する事務	第11条の2第1項（第92条第1項において準用する場合を含む。）	資源管理規程の設定及び変更の認可		○		
	第11条の12（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）	特定関係者との間の取引の承認		○		
	第15条の2（第96条第1項において準用する場合を含む。）	共済規程の設定、変更及び廃止の認可		○		
	第17条第4項	漁業経営の条件を欠くに至った旨の届出の受理		○	○	
	第17条の2第3項（第96条第1項において準用する場合を含む。）	従属業務等を専ら営む会社を子会社化する場合等の届出の受理		○	○	
	第17条の15第2項（第87条の4第2項（第100条第1項において準用する場合を含む。）及び第96条第1項において準用する場合を含む。）	議決権の保有の特例の承認		○		
	第34条の5第1項（第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用す	役員等の兼職又は兼業の制限の特例の認可		○		

	る場合を含む。)					
	第43条第1項及び第3項(第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)	一時理事等の職務を行うべき者の選任又は総会の招集		○		
	第48条第2項(第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)	定款変更の認可		○		
	第48条第4項(第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)	定款変更の届出の受理		○	○	
	第54条の4第4項(第96条第3項において準用する場合を含む。)	共済事業の譲渡の届出の受理		○	○	
	第58条の2第1項及び第2項(第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)	業務報告書の受理		○	○	
	第63条第1項(第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)	設立の認可(沿海組合に係るものを除く。)		○		
	第66条の2(第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)	設立の認可の取消し(沿海組合に係るものを除く。)		○		
	第68条第2項(第86条第4項、第96条第5項において準用する場合を含む。)及び第91条第2項(第100条第5項において準用する場合を含む。)	解散の認可(沿海組合に係るものを除く。)		○		
	第68条第5項(第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)及び第91条第5項(第100条第5項において準用する場合を含む。)	解散届出の受理		○	○	
	第69条第2項(第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)	合併の認可(沿海組合に係るものを除く。)		○		
	第87条の2第1項(第100条第1項において準用する場合を含む。)	監査規程の設定、変更及び廃止の認可		○		
	第87条の3第4項(第100条第1項において準用する場合を含む。)	認可対象会社の子会社化の認可		○		
	第87条の3第5項(第100条第1項において準用する場合を含む。)	認可対象会社の子会社化の継続の認可		○		
	第91条の2第2項において準用する第69条第2項(第100条第5項において準用する場合を含む。)	包括承継の認可		○		
	第122条第1項及び第2項	報告の徴収等(第123条の規定による検査に係るもの及び沿海組合に係るものを除く。)		○		
	第124条の2	解散命令(沿海組合に係るものを除く。)		○		
	第124条の3第1項	解散命令の通知に代わる官報掲載(沿海組合に係るものを除く。)		○		
	第125条第1項	決議、選挙又は当選の取消し(沿海組合に係るものを除く。)		○		
	第126条	専用契約の取消し(沿海組合に係るものを除く。)		○		
3	水産業協同組合法施行令(平成5年政令第328号)の施行に関する事務	第3条第3項	廃止届の受理		○	○
4	水産業協同組合法施行細則(昭和41年岩手県規則第81号)の施行に関する事務	第8条、第8条の2、第9条、第10条及び第12条から第18条まで	届出等の受理		○	○
5	漁業法(昭和24年法律第267号)の施行に関する事務	第8条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)	漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止の認可(第五種共同漁業権に係るものを除く。)		○	○

	第35条	届出の受理（内水面漁業に係るものを除く。）		○	○	
	第72条	標識設置等の命令（内水面漁業に係るものを除く。）		○	○	
	第120条	土地の使用又は立木竹等の除去の制限の許可（内水面漁業に係るものを除く。）		○	○	
	第121条	漁業を営むことの許可（内水面漁業に係るものを除く。）		○	○	
	第122条	立入り又は木竹伐採等の許可（内水面漁業に係るものを除く。）		○	○	
	第134条第1項及び第2項	報告の徴収、立入検査等（内水面漁業に係るものを除く。）		○	○	
6 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の施行に関する事務	第22条第2項	工作物の管理の命令		○	○	
7 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）の施行に関する事務	第1条	小型漁船の総トン数の測度		○	○	
8 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の施行に関する事務	第24条第1項（第36条第1項において準用する場合を含む。）	土地又は水面への立入り及び使用の許可		○	○	
	第37条第2項	原状回復命令		○	○	
	第39条第1項及び第4項	次に掲げる行為の許可及び国等との協議 （1） 工作物の建設又は改良 （2） 3,000立方メートル以内の土砂の採取 （3） 土地の掘削又は盛土 （4） 汚水の放流又は汚物の放棄 （5） 水面又は土地の一部の占用		○	○	
	第39条の2第1項	原状回復命令等		○	○	
	第39条の2第2項	措置命令		○	○	
	第39条の2第4項	措置の実施及び公告		○	○	
	第39条の2第5項	工作物等の保管		○	○	
	第39条の2第6項	公示		○	○	
	第39条の2第7項	工作物等の売却等		○	○	
第39条の2第8項	工作物等の廃棄		○	○		
9 岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）の施行に関する事務	第3条第2項	届出の受理及び原状回復等の指示		○	○	
	第4条第1項	工作物の新築等の承認		○	○	
	第5条	移動命令		○	○	
	第6条第1項及び第2項	停係泊場所の指示及び危険物等の荷役の許可		○	○	
	第7条第1項	漂流物の除去命令等		○	○	
	第9条第1項から第3項まで	陸揚げ又は船積みを行う場所等の指定、指示及び承認		○	○	
	第10条	届出の受理		○	○	
	第11条第1項	占用等の許可		○	○	
	第12条第1項	使用の許可		○	○	
	第12条の2	届出の受理		○	○	
	第13条第2項及び第3項	占用料等の後納、減免及び分納の承認		○	○	
	第14条第2項において準用する第13条第2項、第3項及び第4項	採取料等の後納、減免及び分納の承認並びに採取料等の還付		○	○	
	第13条第4項	占用料等の返還		○	○	
第15条	届出の受理		○	○		
第16条	監督処分		○	○		
10 岩手県漁港管理条例施行規則（昭和39年岩手県規則第10号）の施行に関する事務	第12条	駐車場の休止の承認		○		
11 プレジャーボート等に係る水域の適正	第16条第1項	危険操縦等に対する勧告		○	○	

な利用及び事故の防止に関する条例の施行に関する事務（漁港区域及び一般海域並びに水産業との調整に係るものに限る。）	第16条第2項	航行停止命令及び寄港命令		○	○	
	第18条第1項	損害賠償等に備えた措置の実施状況の確認		○	○	
	第18条第2項	損害賠償等に備えた措置の是正等の勧告		○	○	
	第21条	移動等の勧告		○	○	
	第24条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入調査		○	○	
12 海岸休養施設条例施行規則（平成11年岩手県規則第86号）の施行に関する事務	第2条第2項	施設の休場又は開場の承認		○		県北広域振興局水産部長に限る。
13 道路法（昭和27年法律第180号）の施行に関する事務	第66条第1項及び第2項	土地への立入り又は一時使用及び通知		○	○	
14 県営建設工事の執行に関する事務		工事の中止及び中止の解除		○	○	

備考 広域振興局長に委任された事務のうち、広域振興局の副局長及び水産部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、部長の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち水産振興センターの所管区域を除く区域及び2以上の水産振興センターの所管区域に係るもの、センター所長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに限るものとする。

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
1 市町村が行う補助工事の指導監督に関する事務		補助金等の交付の申請の受理及び当該申請に係る書類等の審査、実績報告書の受理及び当該報告書に係る書類等の審査並びに現地調査		○		○	
2 道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例（平成12年岩手県条例第39号）の施行に関する事務	第3条第1項	使用等の許可及び変更の許可		○	○	○	
	第4条	許可の取消し等		○	○	○	
	第5条	権利譲渡の承認		○	○	○	
	第6条第2項及び第7条第2項	届出の受理		○	○	○	
	第7条第1項	原状回復義務の免除の承認		○	○	○	
	第9条	使用料等の免除		○	○	○	
	第10条	使用料等の還付		○	○	○	
3 寄附の受入れに関する事務		寄附（1件の金額又は見積りの価格500万円未満（法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満）のものに限る。）の受入れに関すること（特定事業用財産に限る。）。		○		○	
4 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する事務	第5条第1項	届出の受理		○		○	センター所長にあつては、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第5条第3項	計画の変更又は廃止の命令		○		○	
	第23条第3項	浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付（県内に本店を有する者に係るものに限る。）		○		○	
5 建設業者の許可の証明に関する事務		建設業者の許可の証明		○		○	センター所長にあつては、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
6 経営事項審査の証明に関する事務		経営事項審査申請書の提出又は経営事項審査結果の通知に関する証明		○		○	センター所長にあつては、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の施行に関する事務	第10条第1項及び第2項	届出の受理		○		○	
	第10条第3項、第15条及び第20条	措置命令		○		○	
	第11条	通知の受理		○		○	
	第14条及び第19条	助言又は勧告		○		○	
	第18条第2項	申告の受理		○		○	
	第29条第2項	施工の差止命令		○		○	
	第37条第1項	報告の徴収又は立入検査		○		○	
	第42条	報告の徴収		○		○	
第43条第1項	立入検査		○		○		

8 循環型地域社会の形成に関する条例の施行に関する事務	第21条第4項及び第5項	届出の受理		○		○	
	第21条第7項	通知の受理		○		○	
9 県営建設工事の執行に関する事務		工事の中止及び中止の解除		○	○	○	次に掲げる者を除く。 1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部管理用地室長
10 道路法の施行に関する事務	第18条	道路の区域の決定及び変更並びに道路の供用の開始及び廃止並びに公示		○		○	
	第20条第1項及び第6項	兼用工作物の管理に係る協議及び公示（裁定に関するものを除く。）		○			
	第21条	他の工作物の管理者に対する工事施工命令等		○			
	第22条第1項	工事原因者に対する工事等施行命令		○		○	
	第24条	工事の設計及び実施計画の承認		○		○	
	第26条第1項及び第2項	工事の検査及び必要な措置の勧告		○		○	
	第32条第1項及び第3項（第91条第2項において準用する場合を含む。）	占用の許可及び変更の許可		○			
	第32条第1項及び第3項（第91条第2項において準用する場合を含む。）	占用の許可及び変更の許可（トンネルの上又は高架の道路の路面下に新たに設ける工作物、物件又は施設に係るものを除く。）				○	
	第32条第5項	警察署長との協議		○		○	
	第35条（第91条第2項において準用する場合を含む。）	国との協議（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○		○	
	第38条（第91条第2項において準用する場合を含む。）	占有に関する工事の施行及び通知		○			
	第38条（第91条第2項において準用する場合を含む。）	占有に関する工事の施行及び通知（トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける工作物、物件又は施設に係るものを除く。）				○	
	第40条第2項（第91条第2項において準用する場合を含む。）	原状回復等の指示		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。
	第43条の2	積載物の落下の予防等の措置命令		○	○	○	2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部管理用地室長に限る。
	第44条の2第1項から第5項まで	違法放置物件に対する措置		○	○	○	
	第45条第1項、第48条の11第2項及び第48条の15第4項	道路標識等の設置		○		○	
	第46条第1項及び第3項並びに第47条第3項	通行の禁止又は制限		○		○	
	第47条の3第1項	車両の通行の中止等の命令		○		○	
	第48条の12及び第48条の16	行為又は通行の中止等の命令		○		○	
	第48条の13	自転車専用道路等の指定等及び公示		○			
第58条第1項	原因者負担金の負担命令		○				
第66条第1項及び第2項	土地への立入り等及び通知		○		○		
第67条の2	長時間放置された車両の移動等		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部管理用地室長に限る。	
第68条	土地の一時使用等		○	○	○		

	第71条第1項及び第2項（第91条第2項において準用する場合を含む。）	監督処分（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○		○	
	第71条第4項	道路監理員の任命等		○		○	
	第78条	道路の行政又は技術に関する勧告等		○		○	
	第91条第1項	工作物の新築等の許可		○			
	第91条第1項	工作物の新築等の許可（トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける工作物、物件又は施設に係るものを除く。）				○	
	第95条の2第1項	公安委員会からの意見の聴取又は通知		○		○	
	第95条の2第2項	公安委員会との協議又は通知（自動車専用道路の指定に係るものを除く。）		○		○	
11 道路法施行細則（昭和48年岩手県規則第37号）の施行に関する事務	第2条第3項及び第4項並びに第3条第4項から第7項まで	届出の受理及び完成検査		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。
	第4条	届出の受理		○	○	○	2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部管理用地室長に限る。
	第5条	権利の譲渡の承認		○		○	
12 道路愛護会設置奨励規則（昭和24年岩手県規則第43号）の施行に関する事務	第1条第2項	申請書の受理		○		○	
	第3条第2項	工事又は作業の指導及び承認		○		○	
	第7条第2項	工事又は作業の期日の協議		○		○	
	第8条	被害報告の受理		○		○	
	第9条	道路の維持又は作業に係る設計の作製		○		○	
	第10条及び第11条	届出及び報告の受理		○		○	
13 道路交通法（昭和35年法律第105号）の施行に関する事務	第79条及び第80条第1項	警察署長との協議		○		○	
	第110条の2第3項	公安委員会への意見の申出		○		○	
14 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）の施行に関する事務	第4条第2項	占用許可申請の勧告		○		○	
	第4条第4項	占用許可申請の却下		○		○	
	第5条第2項	電線共同溝整備計画の策定		○		○	
	第6条第2項及び第14条第2項	届出の受理		○		○	
	第10条、第11条第1項及び第12条第1項	占用の許可及び変更の許可		○		○	
	第15条第1項	権利の譲渡の承認		○		○	
	第16条第2項及び第17条第1項	措置命令		○		○	
	第17条第2項から第4項まで	損失の補償及び負担命令		○		○	
	第20条第2項	原状回復の指示		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。
	第21条	国との協議（広域振興局長等に委任されている事項に係るものに限る。）		○		○	2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部管理用地室長に限る。
	第26条	行政処分		○		○	
15 山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）の施行に関する事務	第4条第2項	路線名等の告示		○		○	
16 豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和46年政令第367号）の施行に関する事務	第1条第1項	路線名等の告示		○		○	
17 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）の施行に関する事務	第7条第2項	路線名等の告示		○		○	
18 道路の管理に関する事務		次に掲げる事務 （1）道路の連結及び平面交差に係る道路管理者間の協議。ただし、次に掲げ		○	○		1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。

		<p>る道路に係るものを除く。</p> <p>ア 高速自動車国道</p> <p>イ 一般国道（国土交通大臣が管理する区間に限る。）</p> <p>(2) 道路の距離、幅員その他道路の状況に関する証明</p> <p>(3) 道路敷地の生産物及び枯損風倒等の道路並木の処分</p> <p>(4) 道路の除雪又は清掃の作業上必要な機械の貸付け</p>					2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部管理用地室長に限り、(3)及び(4)に限る。
		<p>次に掲げる事務</p> <p>(1) 道路の連結及び平面交差に係る道路管理者間の協議。ただし、次に掲げる道路に係るものを除く。</p> <p>ア 高速自動車国道</p> <p>イ 一般国道（国土交通大臣が管理する区間に限る。）</p> <p>ウ 自動車専用道路</p> <p>エ 自転車専用道路等</p> <p>(2) 道路の距離、幅員その他道路の状況に関する証明</p> <p>(3) 道路敷地の生産物及び枯損風倒等の道路並木の処分</p> <p>(4) 道路の除雪又は清掃の作業上必要な機械の貸付け</p>				○	
19 海岸法（昭和31年法律第101号）の施行に関する事務（他課等の主管に属するものを除く。）	第7条第1項及び第37条の4	占用の許可（津波による被害から海岸を防護するための海岸保全施設に附帯して設置される施設の新設及び改築に係るものを除く。）		○		○	
	第8条第1項及び第37条の5	行為の許可（津波による被害から海岸を防護するための海岸保全施設に附帯して設置される施設に係るものを除く。）		○		○	
	第10条第2項	国等との協議（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○		○	
	第12条第1項及び第2項	監督処分（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○		○	
	第16条第1項	工事原因者に対するの工事等施行命令		○		○	
	第18条第1項	立入り等及び通知		○		○	
20 河川法の施行に関する事務	第18条	工事原因者に対する工事等施行命令		○		○	
	第20条	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認		○		○	
	第22条第1項及び第2項	洪水時等における緊急措置		○		○	
	第23条	<p>次に掲げる流水の占用の許可（更新の場合に限る。）</p> <p>(1) 取水量が1日につき最大1,200立方メートル未満かつ給水人口が5,000人未満の水道のための流水の占有</p> <p>(2) 取水量が1日につき最大1,500立方メートル未満の鉱工業用水道のための流水の占有</p> <p>(3) 取水量が1秒につき最大0.3立方メートル未満かつかんがい面積が100ヘクタール未満のかんがいのための流水の占有</p> <p>(4) 取水量が1日につき最大2,500立方メートル未満の発電、水道、鉱工業用水道又はかんがい以外のための流水</p>		○		○	

	の占用				
第24条	土地の占用の許可。ただし、次に掲げる許可を伴う場合にあつては、広域振興局長に委任されているものを伴う場合に限る。 (1) 第23条の規定による流水の占用の許可 (2) 第26条第1項の規定による工作物の新築等の許可		○		○
第25条	土石等の採取の許可		○		○
第26条第1項	工作物の新築等の許可。ただし、次に掲げる工作物に係る許可を除く。 (1) 第19条の規定による附帯工事に係る工作物（広域振興局長に委任されているもの以外のもので第23条の規定による流水の占用の許可を伴うものに限る。） (2) 第23条の規定による流水の占用の許可を伴う工作物 (3) 河川法施行令第45条第5号に規定する工作物 (4) 兼用工作物又は兼用工作物となり得る工作物 (5) 他県にまたがる河川又は2以上の広域振興局の所管区域にまたがる河川に設置する工作物（排水樋管、橋梁添架及び通路を除く。） (6) 河川の縦断方向に設置するもので、かつ、河川に張り出す工作物		○		○
第27条第1項	土地の掘削等の許可		○		○
第30条	工事の完成検査又は承認。ただし、次に掲げる工作物に係る検査を除く。 (1) 発電を目的とする工作物 (2) 取水量が1日につき最大1,200立方メートル以上又は給水人口が5,000人以上の水道のためにする工作物 (3) 取水量が1日につき最大1,500立方メートル以上の鉱工業用水道のためにする工作物 (4) 取水量が1秒につき最大0.3立方メートル以上又はかんがい面積が100ヘクタール以上のかんがいのためにする工作物 (5) ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で国土交通大臣の認可を受けたもの		○		○
第31条	届出の受理及び原状回復等の命令。ただし、次に掲げる工作物に係るものを除く。 (1) 発電を目的とする工作物 (2) 取水量が1日につき最大1,200立方メートル以上又は給水人口が5,000人以上の水道のためにする工作物 (3) 取水量が1日につき最大1,500立方メートル以上の鉱工業用水道のためにする工作物 (4) 取水量が1秒につき最大0.3立方メートル以上又はかんがい面積が100		○		○

		ヘクター以上のかんがいのためにする工作物 (5) ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で国土交通大臣の認可を受けたもの				
	第33条第3項（第55条第2項及び第57条第3項において準用する場合を含む。）	届出の受理（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○	○	
	第34条第1項	権利の譲渡の承認（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○	○	
	第55条第1項及び第57条第1項	行為の許可。ただし、工作物の新築又は改築の許可にあつては、次に掲げる工作物に係る許可を除く。 (1) 第19条の規定による附帯工事に係る工作物（広域振興局長に委任されているもの以外のもので第23条の規定による流水の占有の許可を伴うものに限る。） (2) 第23条の規定による流水の占有の許可を伴う工作物 (3) 河川法施行令第45条第5号に規定する工作物 (4) 兼用工作物又は兼用工作物となり得る工作物 (5) 他県にまたがる河川又は2以上の広域振興局の所管区域にまたがる河川に設置する工作物（排水樋管、橋梁添架及び通路を除く。） (6) 河川の縦断方向に設置するもので、かつ、河川に張り出す工作物		○	○	
	第75条第1項から第7項まで	監督処分（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○	○	
	第77条第1項	河川監視員の任命等		○	○	
	第78条第1項	報告の徴収又は立入検査（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○	○	
	第89条第1項から第3項まで	立入り等及び通知		○	○	
	第95条	国との協議（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○	○	
	第99条	関係市町村への河川管理施設（河川水門に限る。）の管理委託		○	○	
21 河川法施行令の施行に関する事務	第16条の3第1項	1級河川における竹木の流送の許可（当該流送が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）		○	○	
	第16条の6	緊急時の措置		○	○	
	第16条の8第1項	河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可		○	○	
	第16条の11	国との協議又は通知の受理（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○	○	
22 砂利採取法の施行に関する事務	第16条及び第20条第1項	採取計画の認可及び変更の認可		○	○	
	第20条第2項及び第3項並びに第24条	届出の受理		○	○	
	第22条	認可採取計画の変更命令		○	○	
	第23条	緊急措置命令等		○	○	
	第26条	認可の取消し等		○	○	
	第33条	報告の徴収		○	○	
	第34条第3項	立入検査等		○	○	
	第36条第3項	関係市町村長への通報		○	○	

	第37条第2項	調査及び措置		○		○	
	第38条第1項	聴聞の実施（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○		○	
	第43条	国等との協議		○		○	
23 水防法（昭和24年法律第193号）の施行に関する事務	第13条第2項	水位情報の通知		○		○	
	第16条第1項及び第3項	水防警報及びその警報事項の通知		○		○	
	第29条	立退きの指示及び通知		○		○	
	第30条	水防管理者等に対する指示		○		○	
24 地すべり等防止法の施行に関する事務	第11条第1項及び第2項	設計及び実施計画の承認及び国等との協議		○		○	
	第18条第1項	行為の許可		○		○	
	第20条第2項	国等との協議		○		○	
	第21条第1項及び第2項	監督処分		○		○	
	第22条第1項	報告の徴収又は立入検査		○		○	
	第25条	立退きの指示及び通知		○		○	
25 地すべり等防止法施行細則の施行に関する事務	第3条	変更の承認		○		○	
	第5条第3項	許可期間の更新		○		○	
	第6条	変更の許可		○		○	
	第7条から第9条まで	届出の受理		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部管理用地室長に限る。
26 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関する事務	第5条第1項から第3項まで	土地への立入り等及び通知		○		○	
	第7条第1項及び第4項	行為の許可及び国等との協議		○		○	
	第7条第3項及び第13条第1項	届出の受理		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部管理用地室長に限る。
	第8条（第10条第4項において準用する場合を含む。）	監督処分		○		○	
	第9条第3項	災害防止のための勧告		○		○	
	第10条第1項及び第2項	改善命令		○		○	
	第11条第1項	立入検査		○		○	
	第26条	報告の徴収		○		○	
27 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和46年岩手県規則第25号）の施行に関する事務	第3条第2項及び第3項	許可の更新及び変更の許可		○		○	
	第4条及び第7条	届出の受理		○		○	
28 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の施行に関する事務	第5条第1項、第2項、第6項及び第8項	土地への立入り等及び通知等		○		○	
	第9条第1項	特定開発行為の許可		○		○	
	第13条	届出の受理及び助言等		○		○	
	第14条	国等との協議		○		○	
	第15条第2項（第16条第4項のいて準用する倍を含む。）	許可又は不許可の通知		○		○	
	第16条第1項及び第3項	変更の許可等		○		○	
	第17条	工事完了の検査等		○		○	
	第19条	届出の受理		○		○	
	第20条	監督処分		○		○	
	第21条第1項	立入検査		○		○	
	第22条	報告の徴収等		○		○	

	第25条第1項	移転等の勧告		○		○	
29 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成19年岩手県規則第34号）の施行に関する事務	第4条、第6条、第10条及び第11条第2項	届出の受理		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部管理用地室長に限る。
	第12条第1項	承継の承認		○		○	
30 砂防法施行条例（平成11年岩手県条例第73号）の施行に関する事務	第4条第1項	使用の許可及び変更の許可		○		○	
	第5条第1項	行為の許可		○		○	
	第7条	国等との協議		○		○	
	第8条	使用許可の取消し等		○		○	
31 砂防法施行条例施行規則（平成12年岩手県規則第142号）の施行に関する事務	第5条第2項	許可期間の更新		○		○	
	第6条、第8条及び第9条第2項	届出の受理		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部管理用地室長に限る。
32 都市計画法の施行に関する事務	第11条第2項	原状回復等の指示		○		○	
	第26条第1項	土地の試掘等の許可		○		○	
	第29条第1項及び第2項	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）の許可		○			盛岡広域振興局及び 県南広域振興局の土木 部長に限る。
	第34条の2第1項（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）の協議		○			
	第35条の2	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する変更の許可等		○			
	第36条第2項	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する工事完了の検査等		○			
	第36条第3項	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する工事完了の公告		○			
	第37条第1号	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する建築物の建築等が支障がない旨の承認		○			
	第38条	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する工事廃止の届出の受理		○			
	第41条第1項（第34条の2第2項（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する建築物の建ぺい率等の指定		○			
	第41条第2項ただし書（第34条の2第2項（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する建築物の建ぺい率等の特例の許可		○			
	第42条第1項ただし書	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する予定建築物等以外の建築等の許可		○			
	第42条第2項	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する予定建築物等以外の建築等の協議		○			
	第45条	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）の許可に基づく地位の承継の承認		○			
第46条並びに第47条第1項（第34条の2	開発行為（市街化調整区域に係る開発行		○				

	第2項（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）及び第2項から第5項まで（第34条の2第2項において準用する場合を含む。）	為を除く。）に関する開発登録簿の調製及び保管並びに登録等					
	第52条の2第1項（第57条の3第1項において準用する場合を含む。）	土地の形質の変更等の許可		○		○	
	第59条第1項及び第4項	都市計画事業の認可（道路、公園、若しくは緑地の整備に関する事業又は新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）		○		○	センター所長にあっては、千厩土木センター所長を除く。
	第63条第1項	事業計画の変更の認可（道路、公園若しくは緑地の整備に関する事業又は新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）		○		○	
	第64条第1項	認可に基づく地位の承継の承認（道路、公園若しくは緑地の整備に関する事業又は新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）		○		○	
	第65条第1項	建築等の許可		○		○	
	第80条第1項	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する報告及び資料の徴収並びに勧告及び助言		○			盛岡広域振興局及び県南広域振興局の土木部長に限る。
33 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）の施行に関する事務	第37条	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する開発登録簿の閉鎖		○			盛岡広域振興局及び県南広域振興局の土木部長に限る。
	第38条第1項	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する開発登録簿閲覧所の設置		○			
	第60条	開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する開発行為又は建築に関する証明書等の交付		○			
34 租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則（昭和49年岩手県規則第37号）の施行に関する事務	第5条	3ヘクタール未満の優良宅地の認定		○		○	
35 都市公園法（昭和31年法律第79号）の施行に関する事務（岩手県営運動公園及び岩手県立御所湖広域公園の艇庫に係るものを除く。）	第5条第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	公園施設の設置又は管理の許可及び変更の許可		○		○	
	第6条第1項及び第3項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	占用の許可及び変更の許可		○		○	
	第9条（第33条第4項において準用する場合を含む。）	国との協議		○		○	
	第10条第2項及び第27条第1項（第33条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	原状回復等の指示及び命令等		○		○	
	第27条第2項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	措置命令		○		○	
	第27条第3項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	措置及び公告		○		○	
	第27条第4項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	工作物等の保管		○		○	
	第27条第5項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	公示		○		○	
	第27条第6項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	工作物等の売却等		○		○	
	第27条第7項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	工作物等の廃棄		○		○	
36 県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の施行に関する事務（岩手県営運動公園及び岩手県立御所湖	第3条第1項及び第3項（第16条において準用する場合を含む。）	行為の許可及び変更の許可		○		○	
	第6条（第16条において準用する場合を	使用の禁止又は制限		○		○	

広域公園の艇庫に係るものを除く。)	含む。)						
	第7条第2項（第16条において準用する場合を含む。)	使用の許可		○		○	
	第10条（第16条において準用する場合を含む。)	監督処分		○		○	
	第11条（第16条において準用する場合を含む。)	届出の受理		○		○	
	第14条（第16条において準用する場合を含む。)	使用料の免除		○		○	
	第15条（第16条において準用する場合を含む。)	使用料の還付		○		○	
37 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の施行に関する事務	第7条第2項	略式の代執行		○			
	第7条第3項	行政代執行		○			
	第7条第4項	はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の除却		○		○	
	第8条第1項	はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の保管		○		○	
	第8条第2項	公示（はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係るものに限る。)		○		○	
	第8条第3項	はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の売却等		○		○	
	第8条第4項	はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の廃棄		○		○	
38 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）の施行に関する事務	第4条第2項、第5条第3項及び第6条第1項	表示又は設置の許可		○		○	
	第4条第3項、第5条第4項、第6条第2項、第11条第3項、第13条の2、第16条の5及び第16条の11	届出の受理		○		○	
	第8条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。)	許可期間の設定及び条件の付加		○		○	
	第9条第1項	変更等の許可		○		○	
	第10条第1項	許可の表示		○		○	
	第12条	許可の取消し		○		○	
	第15条	措置命令		○		○	
	第16条の6	届出者等に対する指導、助言及び勧告		○		○	
第16条の9	広告物協定地区内での助言		○		○		
39 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）の施行に関する事務	第22条	処分計画の認可等		○		○	
	第27条	工事完了の公告		○		○	
	第32条第1項	権利の設定又は移転の承認		○		○	
	第34条第3項及び第4項	標識の設置及び移転等の承諾		○		○	
	第41条第1項及び第2項	施行者に対する監督等		○		○	
	第42条	報告、勧告等		○		○	
	第46条	施行計画の認可及び変更の認可		○		○	
	第48条第2項	事業の状況の検査		○		○	
	第48条第3項	都市計画事業の認可の取消し		○		○	
40 岩手の景観の保全と創造に関する条例の施行に関する事務	第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項	届出の受理		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。
	第10条第3項	景観形成重点地域内における行為の届出の指導		○	○	○	
	第12条第1項	景観形成重点地域内における行為の指導		○	○	○	
	第16条第3項	大規模建築等行為の届出の指導		○	○	○	
	第17条第1項	大規模建築等行為の指導		○	○	○	
41 下水道法の施行に関する事務	第32条第1項から第3項まで、第6項、第8項及び第9項	土地への立入り及び通知等		○		○	センター所長にあつては、千厩土木センター所長を除く。
	第37条第1項	工事又は維持管理に関する指示		○		○	
	第39条第1項	報告の徴収		○		○	

42 公営住宅法（昭和26年法律第193号）の施行に関する事務	第34条	収入状況の報告の請求等		○		○	
	第7条第3項	優先入居予定者の決定		○		○	
43 県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）の施行に関する事務	第9条	入居の許可		○		○	
	第10条	入居の許可の取消し		○		○	
	第11条第1項	同居の承認		○		○	
	第12条第1項	入居の承継の承認		○		○	
	第14条第2項及び第3項	収入の額の認定及び認定の更正		○		○	
	第15条（第25条第2項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）	家賃の減免等		○		○	
	第16条第4項（第25条第2項、第27条第3項及び第37条において準用する場合を含む。）及び第46条第1項	返還した日の認定		○		○	
	第20条（第37条において準用する場合を含む。）及び第48条	届出の受理		○		○	
	第22条（第37条において準用する場合を含む。）	用途変更等の承認及び原状回復命令等		○		○	
	第24条	収入超過者等の認定及び認定の更正		○		○	
	第26条第1項及び第4項、第28条第1項（第37条において準用する場合を含む。）並びに第32条第1項	明渡しの請求等	○				
	第30条	家賃の減額		○		○	
	第31条第1項（第37条において準用する場合を含む。）及び第2項	検査等		○		○	
	第35条第1項	使用の許可		○		○	
	第38条	報告の請求		○		○	
	第39条	使用の許可の取消し等		○		○	
	第40条第1項	利用の許可		○		○	
	第42条	利用者の決定		○		○	
第43条	利用の許可の取消し等		○		○		
第45条	利用料の減免等		○		○		
44 県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の施行に関する事務	第6条（第11条第3項において準用する場合を含む。）	届出等の受理及び期間の指示		○		○	
	第7条、第25条及び第31条	期日の指定及び承認		○		○	
	第8条第2項及び第4項、第9条（第27条において準用する場合を含む。）、第21条第1項（第27条において準用する場合を含む。）並びに第35条	届出の受理		○		○	
	第19条第2項	入居の決定及び通知		○		○	
45 県営特定公共賃貸住宅等条例（平成9年岩手県条例第76号）の施行に関する事務	第6条第1項	入居予定者の決定		○		○	
	第7条	特例の戸数の決定		○		○	
	第8条第1項	入居補欠者の決定		○		○	
	第9条	入居の決定等		○		○	
	第10条第1項	同居の承認		○		○	
	第11条第1項	入居の承継の承認		○		○	
	第13条	家賃の減額等		○		○	
	第14条	家賃の減免等		○		○	
	第15条第4項	返還した日の認定		○		○	
	第19条及び第34条	届出の受理		○		○	
	第21条及び第22条第1項	用途変更等の承認		○		○	
	第24条第1項及び第2項	検査等		○		○	
	第25条第1項	明渡しの請求	○				
	第27条第1項	利用の許可		○		○	
	第29条	利用の許可の取消し等		○		○	
	第31条	利用料の減免等		○		○	
第32条第1項	中止した日の認定		○		○		

46 県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第144号）の施行に関する事務	第7条第2項及び第4項、第9条、第11条第3項、第20条第1項並びに第28条	届出等の受理		○		○	
	第23条	期日の指定及び承認		○		○	
47 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）の施行に関する事務	第3条（第5条第2項において準用する場合を含む。）	計画の認定等		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第4条（第5条第2項及び第11条第2項において準用する場合を含む。）	計画の認定等の通知		○	○	○	
	第7条	助言及び指導		○	○	○	
	第8条	報告の徴収		○	○	○	
	第9条	地位の承継の承認		○	○	○	
	第10条	改善命令		○	○	○	
48 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に関する事務	第6条（第8条第2項において準用する場合を含む。）	登録等の実施		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第7条（第8条第2項において準用する場合を含む。）	登録等の拒否及び通知		○	○	○	
	第9条	登録簿の閲覧		○	○	○	
	第12条	助言又は指導		○	○	○	
	第13条	登録事項の訂正等の指示		○	○	○	
	第14条	登録の取消し及び通知		○	○	○	
	第15条	登録の削除		○	○	○	
	第31条（第33条第2項において準用する場合を含む。）	供給計画の認定等		○	○	○	
	第32条（第33条第2項及び第40条第2項において準用する場合を含む。）	認定等の通知		○	○	○	
	第34条	助言及び指導		○	○	○	
	第35条の2	賃貸の承認		○	○	○	
	第36条第1項	目的外使用の承認		○	○	○	
	第37条	報告の徴収		○	○	○	
	第38条	地位の承継の承認		○	○	○	
	第39条	改善命令		○	○	○	
	第40条第1項	認定の取消し		○	○	○	
	第58条（第60条第2項において準用する場合を含む。）	事業の認可等		○	○	○	
	第59条（第60条第2項及び第73条第2項において準用する場合を含む。）	事業の認可等の通知		○	○	○	
	第62条第1項	解約の申入れの承認		○	○	○	
	第69条	助言及び指導		○	○	○	
第70条	報告の徴収		○	○	○		
第71条第2項及び第74条第1項	届出の受理		○	○	○		
第71条第3項	地位の承継の承認		○	○	○		
第72条	改善の命令		○	○	○		
第73条第1項	事業の認可の取消し		○	○	○		
49 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年岩手県規則第128号）の施行に関する事務	第4条第3項	閲覧に供しない日の指定及び閲覧時間の変更		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第4条第7項	閲覧の停止又は禁止		○	○	○	
50 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関する事務	第11条第1項から第3項まで	事業計画の縦覧及び意見書の処理		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部
	第12条第1項	設立の認可		○	○	○	

行に関する事務	第14条第1項（第34条第2項において準用する場合を含む。）	認可等の公告等		○	○	○	長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第24条第3項	報告の受理		○	○	○	
	第25条第1項及び第2項	届出の受理及び公告		○	○	○	
	第38条第4項及び第6項	解散の認可及び公告		○	○	○	
	第41条の2第3項及び第4項	調査の実施及び意見の陳述		○	○	○	
	第42条	決算報告の承認		○	○	○	
	第48条（第50条第2項において準用する場合を含む。）	施行等の認可		○	○	○	
	第49条第1項（第50条第2項において準用する場合を含む。）	施行等の認可の公告等		○	○	○	
	第51条第3項、第6項及び第7項	施行者の変動の認可等		○	○	○	
	第53条第1項	審査委員の選任の承認		○	○	○	
	第54条第1項	廃止又は終了の認可		○	○	○	
	第65条	権利変換計画の認可		○	○	○	
	第94条第1項及び第3項	管理規約の設定の認可		○	○	○	
	第97条	報告の徴収及び措置命令等		○	○	○	
	第98条	組合に対する監督		○	○	○	
第99条第1項から第3項まで	個人施行者に対する監督		○	○	○		
第102条第3項及び第4項	協議及び通知の受理		○	○	○		
51 租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の施行に関する事務	第6条	優良住宅の認定		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
52 独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務に関する事務		独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第16条第1項の規定に基づき委託された事務		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
53 建築基準法の施行に関する事務	第6条の2第10項	確認審査報告書の受理		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第6条の2第11項	建築基準関係規定に適合しない旨の通知		○		○	
	第7条の2第6項	完了検査報告書の受理		○		○	
	第7条の2第7項	命令その他必要な措置の実施（第9条第1項の規定による命令を除く。）		○		○	
	第7条の4第6項	中間検査報告書の受理		○		○	
	第7条の4第7項	命令その他必要な措置（第9条第1項の規定による命令を除く。）		○		○	
	第7条の6第1項及び第18条第22項	建築物又は建築物の部分についての仮使用の承認		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第9条第7項及び第8項（第10条第4項において準用する場合を含む。）	違反建築物に対する仮措置及び意見の聴取		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第9条第10項	違反建築物に対する緊急措置		○		○	
	第12条第1項及び第3項	報告の受理		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。
第12条第5項	報告の徴収		○	○	○		
第12条第7項	台帳の整備（許可（建築審査会の同意を		○	○	○		

		得たもの又は都市計画審議会の議を経たものに限る。)に関するものを除く。)					2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第15条第1項	届出の受理		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第42条第1項	事業計画のある道路の指定及び道路の位置の指定		○		○	
	第44条第1項第3号	自動車専用道路等内の建築制限の緩和の認定		○		○	
	第55条第2項	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における建築物の高さの制限の緩和の認定		○		○	
	第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さ制限の緩和の認定		○		○	
	第68条の3第1項	再開発等促進区等の区域内における容積率制限の緩和の認定		○		○	
	第68条の3第2項	再開発等促進区等の区域内における建ぺい率制限の緩和の認定		○		○	
	第68条の3第3項	再開発等促進区等の区域内における建築物の高さの制限の緩和の認定		○		○	
	第68条の3第7項	開発整備促進地区の一定の区域内における建築物の用途制限の緩和の認定		○		○	
	第68条の4第1項	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における容積率制限の特例の認定		○		○	
	第68条の5の5第1項	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における容積率等制限の特例の認定		○		○	
	第68条の5の6	地区計画等の区域内における建ぺい率制限の特例の認定		○		○	
	第85条第4項	応急仮設建築物の存続の許可		○		○	
	第85条第5項	仮設建築物の建築の許可		○		○	
	第86条第1項及び第2項	一の敷地とみなすこと等の認定		○		○	
	第86条の2第1項	公告対象区域内における一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定		○		○	
	第86条の5第2項	一の敷地とみなすこと等の認定等の取消し		○		○	
	第86条の6第2項	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例に係る認定		○		○	
	第86条の8第1項及び第3項	既存の建築物の増改築等に係る全体計画の認定等		○		○	
	第93条の2	建築計画概要書等の閲覧		○		○	
54 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務	第115条の2第1項	防火壁の設置を要しない建築物に係る外壁及び軒裏の認定		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第131条の2第1項	街区の接する前面道路の指定		○		○	
	第131条の2第2項	計画道路又は予定道路を前面道路とみなす建築物の認定		○		○	
	第131条の2第3項	前面道路の境界線又はその反対側の境界線を壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなす建築物の認定		○		○	

55 建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の施行に関する事務	第18条	届出の受理及び築造道路基準適合証の交付		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第20条	届出の受理		○	○	○	
56 建築士法（昭和25年法律第202号）の施行に関する事務	第23条の3	登録及び通知		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第23条の4（第23条の5第2項において準用する場合を含む。）	登録等の拒否及び通知		○		○	
	第23条の5第1項、第23条の6及び第23条の7	届出及び報告書の受理		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第23条の5第2項において準用する第23条の3第1項	登録の変更		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第23条の8第1項及び第23条の8第2項において準用する第23条の3第2項	登録の抹消及び通知		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第23条の9	登録簿等の閲覧		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第26条	監督処分		○			
	第26条の2第1項	報告の徴収又は立入検査		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
57 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の施行に関する事務	第20条の2第2項	処分の登録		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
58 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）の施行に関する事務	第9条第1項、第2項、第4項及び第5項	建築行為等の許可等		○		○	
59 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関する事務	第3条第1項	宅地造成工事規制区域の指定		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第8条第1項本文	工事の許可（造成面積が4ヘクタールを超えるものに限る。）		○		○	
	第12条第1項	工事の計画の変更許可		○		○	
	第12条第2項及び第15条	届出の受理		○		○	
	第13条	工事の完了の検査及び検査済証の交付（造成面積が4ヘクタールを超えるものに限る。）		○		○	

	第14条（第5項を除く。）	監督処分（造成面積が4ヘクタールを超えるものに限る。）		○		○	
	第16条第2項及び第21条第2項	必要な措置についての勧告		○		○	
	第17条第1項及び第2項並びに第22条第1項及び第2項	改善命令		○		○	
	第18条第1項	立入検査		○		○	
	第19条	報告の徴取		○		○	
60 宅地造成等規制法施行細則（昭和42年岩手県規則第75号）の施行に関する事務	第6条、第9条（第13条において準用する場合を含む。）並びに第12条第2項及び第3項	届出の受理		○		○	センター所長にあっては、岩手土木センター所長を除く。
	第11条第2項及び第3項	一部完了検査及び宅地造成工事一部完了検査済証の交付		○		○	
61 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	第74条第1項	指導及び助言		○		○	センター所長にあっては、岩手土木センター所長を除く。
	第75条第1項及び第75条の2第1項	届出の受理		○		○	
	第75条第2項	届出に係る指示		○		○	
	第75条第5項及び第75条の2第3項	報告の受理		○		○	
	第75条第6項及び第75条の2第4項	報告に係る勧告		○		○	
	第75条の2第2項	届出に係る勧告		○		○	
	第87条第10項	報告の徴取又は立入検査		○		○	
62 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関する事務	第8条第1項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	申請の受理		○		○	センター所長にあっては、岩手土木センター所長を除く。
	第8条第3項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	計画の認定		○		○	
	第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	建築主事の同意		○		○	
	第10条	報告の徴取		○		○	
	第11条	改善命令		○		○	
	第12条	認定の取消		○		○	
63 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関する事務	第12条第1項及び第2項	届出の受理		○			
	第12条第3項	基準適合命令		○			
	第13条第2項	基準適合審査		○		○	センター所長にあっては、岩手土木センター所長を除く。
	第15条第1項	基準適合命令		○	○	○	1 部長にあっては、盛岡広域振興局土木部長を除く。
	第15条第2項	基準適合要請		○	○	○	2 部に置く室の室長にあっては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。
	第15条第3項及び第16条第3項	指導及び助言		○		○	3 センター所長にあっては、岩手土木センター所長を除く。
	第17条第3項（第18条第2項において準用する場合を含む。）	計画の認定等		○	○	○	1 部長にあっては、盛岡広域振興局土木部長を除く。
	第17条第5項（第18条第2項において準	通知		○		○	センター所長にあっては、岩手土木センター所長を除く。

	用する場合を含む。)						ては、岩手土木センター 所長を除く。
	第18条第1項	計画の変更の認定		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第21条	改善命令		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第22条	計画の認定の取消し		○		○	
	第23条第1項	既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例の認定		○		○	
	第34条第1項	計画の作成及び実施		○		○	
	第35条第5項	建築物特定事業計画の受理		○		○	
	第38条第2項	通知の受理（都市公園特定事業及び建築物特定事業に限る。）		○		○	
		通知の受理（路外駐車場特定事業に限る。）		○			
	第38条第3項	勧告（都市公園特定事業及び建築物特定事業に限る。）		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
		勧告（路外駐車場特定事業に限る。）		○			
	第38条第4項	措置命令（都市公園特定事業及び建築物特定事業に限る。）		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
		措置命令（路外駐車場特定事業に限る。）		○			
	第43条第2項（第44条第2項及び第50条第3項において準用する場合を含む。）	協定の認可等に係る協議		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第53条第2項	報告の徴収又は立入検査等		○			
	第53条第3項	報告の徴収又は立入検査		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。
	第53条第4項	報告の徴収		○		○	
64 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関する事務	第5条第1項から第3項まで（第8条第2項において準用する場合を含む。）	申請の受理		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第6条第1項（第8条第2項において準用する場合を含む。）	認定		○		○	
	第6条第2項（第8条第2項において準用する場合を含む。）	申出の受理		○		○	
	第6条第3項（第8条第2項において準用する場合を含む。）	建築主事への通知		○		○	
	第7条（第8条第2項において準用する場合を含む。）	認定の通知		○		○	
	第9条第1項	変更申請の受理		○		○	
	第10条	地位の承継の承認		○		○	
	第11条第2項	記録の作成及び保存に関する援助		○		○	
	第12条	報告の徴収		○		○	

	第14条第1項及び第2項	認定の取消し及び通知		○		○	
	第15条	助言及び指導		○		○	
65 ひとにやさしいまちづくり条例の施行に関する事務	第21条（同条第2項において準用する場合を含む。）	事前協議書等（市街化調整区域以外の開発行為の許可を要する道路及び公園等に限る。）の受理		○			盛岡広域振興局及び県南広域振興局の土木部長に限る。
		事前協議書及び変更協議書（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）の受理		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第22条第1項及び第2項	特定公共的施設（市街化調整区域以外の開発行為の許可を要する道路及び公園等に限る。）に係る指導又は助言		○			盛岡広域振興局及び県南広域振興局の土木部長に限る。
		特定公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）に係る指導又は助言		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第22条第3項	特定公共的施設（市街化調整区域以外の開発行為の許可を要する道路及び公園等に限る。）に係る通知		○			盛岡広域振興局及び県南広域振興局の土木部長に限る。
		特定公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）に係る通知		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第23条	届出の受理（市街化調整区域以外の開発行為の許可を要する道路及び公園等に係るものに限る。）		○			盛岡広域振興局及び県南広域振興局の土木部長に限る。
		届出の受理（開発行為の許可を要する道路及び公園等に係るものを除く。）		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第24条第1項及び第2項	特定公共的施設（市街化調整区域以外の開発行為の許可を要する道路及び公園等に限る。）の完了検査及び適合証の交付		○			盛岡広域振興局土木部長及び県南広域振興局土木部長に限る。

	特定公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）の完了検査及び適合証の交付		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
第28条第1項	報告の徴収及び立入調査等（市街化調整区域以外に開発行為の許可を要する道路及び公園等に係るものに限る。）		○			盛岡広域振興局土木部長及び県南広域振興局土木部長に限る。
	報告の徴収及び立入調査等（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
第29条第1項	請求の受理（市街化調整区域以外に開発行為の許可を要する道路及び公園等に係るものに限る。）		○			盛岡広域振興局及び県南広域振興局に限る。
	請求の受理（開発行為の許可を要する道路及び公園等に係るものを除く。）		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
第29条第2項	公共的施設（市街化調整区域以外に開発行為の許可を要する道路及び公園等に限る。）に係る適合証の交付		○			盛岡広域振興局及び県南広域振興局の土木部長に限る。
	公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）に係る適合証の交付		○	○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の室長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
66 建築物、建築設備及び工作物の確認 済又は検査済の証明に関する事務	建築基準法第6条第1項及び第7条第3項（同法第87条第1項、第87条の2第1項及び第88条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認又は検査に係る次に掲げる建築物、建築設備及び工作物の確認済又は検査済の証明 (1) 建築基準法第6条第1項第1号か		○		○	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。

		ら第3号までに掲げる建築物（建築物の用途を変更して同項第1号の特殊建築物のいずれかとする場合においては、当該建築物） (2) 建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物 (3) 建築設備を設置しようとする建築物が(1)に掲げる建築物である場合における建築設備 (4) 建築基準法施行令第138条に規定する工作物					
67 港則法（昭和23年法律第174号）の施行に関する事務	第5条第5項	けい留施設に係る届出		○		○	
68 港湾法（昭和25年法律第218号）の施行に関する事務	第34条において準用する第12条第5項	港湾施設の概要の公示		○		○	
	第37条第1項及び第3項	次に掲げる行為の許可及び国等との協議 (1) 港湾区域内の水域又は公共空地の占有（仮設的な工作物以外の工作物の新設のためのものを除く。） (2) 港湾区域内の水域又は公共空地における3,000立方メートル以内の土砂の採取		○		○	
	第56条の4第1項	監督処分（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）		○		○	
69 岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）の施行に関する事務	第4条	届出の受理及び原状回復等の指示		○		○	
	第5条第2項及び第15条	届出の受理		○		○	
	第6条	船舶又は車両の移動命令		○		○	
	第7条第1項	使用の許可		○		○	
	第8条	占有の許可		○		○	
	第10条	監督処分		○		○	
	第13条	使用料等の減免		○		○	
	第14条	使用料等の還付		○		○	
70 プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例の施行に関する事務（河川区域、海岸保全区域（他部等の主管に属するものを除く。）、一般公共海岸区域及び港湾区域に係るものに限る。）	第16条第1項	危険操縦等に対する勧告		○		○	
	第16条第2項	航行停止命令及び寄港命令		○		○	
	第18条第1項	書類の提出命令		○		○	
	第18条第2項	損害賠償等に備えた措置の是正等の勧告		○		○	
	第21条	移動等の勧告		○		○	
	第24条第1項	報告及び立入調査		○		○	
71 岩手県収入証紙条例の施行に関する事務	第5条第1項	収入証紙の売りさばき				○	北上土木センター所長、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長に限る。
	第5条第2項	収入証紙の売渡し				○	
	第7条ただし書	収入証紙の還付及び交換				○	
72 収入証紙の取扱いに関する事務		返還等によって交換した収入証紙の廃棄				○	北上土木センター所長、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長に限る。

備考 広域振興局長に委任された事務のうち、広域振興局の副局長及び土木部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、土木部長及び部に置く室の長の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち土木センターの所管区域を除く区域又は2以上の土木センターの所管区域に係るもの、センター所長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに限るものとする。

別表第9 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る土木部ダム管理事務所等専決事項（第5条、第31条、第39条関係）

事務	条項	内容	備考
1 県営建設工事の執行に関する事務		工事の中止及び中止の解除	
2 河川法の施行に関する事務（広域振興局土木部ダム管理事務所及びダム建設事務所並びに広域振興局土木部土木センターダム建設事務所が管理する区域（以下「管理区域」という。）に係るものに限る。）	第18条	工事原因者に対する工事等施行命令	
	第20条	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	
	第22条第1項及び第2項	洪水時等における緊急措置	
	第23条	次に掲げる流水の占有の許可（更新の場合に限る。） (1) 取水量が1日につき最大1,200立方メートル未満か	

	<p>つ給水人口が5,000人未満の水道のための流水の占有</p> <p>(2) 取水量が1日につき最大1,500立方メートル未満の鉱工業用水道のための流水の占有</p> <p>(3) 取水量が1秒につき最大0.3立方メートル未満かつかんがい面積が100ヘクタール未満のかんがいのための流水の占有</p> <p>(4) 取水量が1日につき最大2,500立方メートル未満の発電、水道、鉱工業用水道又はかんがい以外のための流水の占有</p>	
第24条	<p>土地の占有の許可。ただし、次に掲げる許可を伴う場合にあつては、広域振興局長に委任されているものを伴う場合に限る。</p> <p>(1) 第23条第1項の規定による流水の占有の許可</p> <p>(2) 第26条第1項の規定による工作物の新築等の許可</p>	
第25条	土石等の採取の許可	
第26条第1項	<p>工作物の新築等の許可。ただし、次に掲げる工作物に係る許可を除く。</p> <p>(1) 第19条の規定による附帯工事に係る工作物（広域振興局長に委任されているもの以外のもので第23条の規定による流水の占有の許可を伴うものに限る。）</p> <p>(2) 第23条の規定による流水の占有の許可を伴う工作物</p> <p>(3) 河川法施行令第45条第5号に規定する工作物</p> <p>(4) 兼用工作物又は兼用工作物となり得る工作物</p> <p>(5) 他県にまたがる河川又は2以上の広域振興局の所管区域にまたがる河川に設置する工作物（排水樋管、橋梁添架及び通路を除く。）</p> <p>(6) 河川の縦断方向に設置するもので、かつ、河川に張り出す工作物</p>	
第27条第1項	土地の掘削等の許可	
第30条	<p>工事の完成検査又は承認。ただし、次に掲げる工作物に係る検査を除く。</p> <p>(1) 発電を目的とする工作物</p> <p>(2) 取水量が1日につき最大1,200立方メートル以上又は給水人口が5,000人以上の水道のためにする工作物</p> <p>(3) 取水量が1日につき最大1,500立方メートル以上の鉱工業用水道のためにする工作物</p> <p>(4) 取水量が1秒につき最大0.3立方メートル以上又はかんがい面積が100ヘクタール以上のかんがいのためにする工作物</p> <p>(5) ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で国土交通大臣の認可を受けたもの</p>	
第31条	<p>届出の受理及び原状回復等の命令。ただし、次に掲げる工作物に係るものを除く。</p> <p>(1) 発電を目的とする工作物</p> <p>(2) 取水量が1日につき最大1,200立方メートル以上又は給水人口が5,000人以上の水道のためにする工作物</p> <p>(3) 取水量が1日につき最大1,500立方メートル以上の鉱工業用水道のためにする工作物</p> <p>(4) 取水量が1秒につき最大0.3立方メートル以上又はかんがい面積が100ヘクタール以上のかんがいのためにする工作物</p> <p>(5) ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で国土交通大臣の認可を受けたもの</p>	
第33条第3項（第55条第2項及び第57条第3項において準用する場合を含む。）	届出の受理（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）	
第34条第1項	権利の譲渡の承認（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）	

	第55条第1項及び第57条第1項	行為の許可。ただし、工作物の新築又は改築の許可にあつては、次に掲げる工作物に係る許可を除く。 (1) 堤防、床止め、堰、樋門、揚水機場、排水機場、取水塔、橋、伏せ越しその他これらに類する工作物 (2) 第19条の規定による附帯工事に係る工作物（広域振興局長に委任されているもの以外のもので第23条の規定による流水の占有の許可を伴うものに限る。） (3) 第23条の規定による流水の占有の許可を伴う工作物 (4) 河川法施行令第45条第4号に規定する工作物（橋を除く。） (5) 兼用工作物又は兼用工作物となり得る工作物	
	第75条第1項から第7項まで	監督処分（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）	
	第77条第1項	河川監理員の任命等	
	第78条第1項	報告の徴収又は立入検査（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）	
	第89条第1項から第3項まで	立入り等及び通知	
	第95条	国との協議（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）	
3 河川法施行令の施行に関する事務（管理区域に係るものに限る。）	第16条の3第1項	1級河川における竹木の流送の許可（当該流送が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）	
	第16条の6	緊急時の措置	
	第16条の8第1項	河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可	
	第16条の11	国との協議又は通知の受理（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）	
4 砂利採取法の施行に関する事務（管理区域に係るものに限る。）	第16条及び第20条第1項	採取計画の認可及び変更の認可	
	第20条第2項及び第3項並びに第24条	届出の受理	
	第22条	認可採取計画の変更命令	
	第23条	緊急措置命令等	
	第33条	報告の徴収	
	第34条第3項	立入検査等	
	第36条第3項	関係市町村長への通報	
	第37条第2項	調査及び措置	
第43条	国等との協議		
5 プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例の施行に関する事務（管理区域に係るものに限る。）	第16条第1項	危険操縦等の是正の勧告	
	第16条第2項	航行停止命令及び寄港命令	
	第18条第1項	書類の提出命令	
	第18条第2項	損害賠償等に備えた措置の是正等の勧告	
	第21条	移動等の勧告	
	第24条第1項	報告及び立入調査	

別表第10 広域振興局以外の出先機関のうち総務部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県東京事務所長	1 公舎の管理及び使用に関する規則の施行に関する事務	第4条の2第1項	管理人の設置
		第4条の2第3項	管理人の公舎料を低減し、又は無償とすることの決定
	2 物品の購入に関する事務		令達された歳出予算の範囲内での1件の予定又は見積りの価格50万円未満（原材料及び燃料の場合にあっては、1件の予定又は見積りの価格200万円未満）の物品の購入
	3 物品の処分に関する事務		1件の予定又は見積りの価格20万円未満の物品の処分
岩手県消防学校長	消防職員等の教育訓練に関する事務		入学者等の決定その他入学者等の取扱い及び教習内容の決定

別表第11 広域振興局以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県食肉衛生検査所	1 と畜場法（昭和28年法律第114号）の施行に関	第5条第2項	獣畜の種類及び頭数の制限

長	する事務	第13条第1項	届出の受理
		第13条第3項	場所及び方法の指示
		第14条第1項、第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）並びに第5項	とさつ及び解体の検査
		第16条	とさつ又は解体の禁止等の措置
		第17条第1項	報告の徴収及び立入検査
		第18条	使用の制限及び停止並びに業務の停止及び禁止の命令
		第19条第2項	獣畜の処理の適正の確保に関する指導
	2 と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）の施行に関する事務	第4条	とさつの許可
		第7条	申請の受理
		第9条	検印の押印
	3 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）の施行に関する事務	第7条第2項	牛の特定部位の焼却の義務の除外の許可
	4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）の施行に関する事務	第8条	事業の停止命令
		第9条	使用の禁止及び事業の停止命令
		第15条第1項、第2項及び第3項並びに第35条第1項	食鳥検査
		第16条第7項	報告の受理
		第16条第9項	指導及び助言
		第20条	廃棄等の措置
		第37条第1項	報告の徴収
		第38条第1項	立入検査
	第39条第2項	食鳥処理に関する指導	
	5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）の施行に関する事務	第27条第2項	申請の受理
	6 食品衛生法の施行に関する事務（と畜場及び食鳥処理場に係るものに限る。）	第28条第1項	報告の徴収、臨検検査及び物件の収去
		第30条第2項	監視指導
第54条		廃棄命令等の措置	
岩手県立県民生活センター所長	1 県民生活センター条例（昭和45年岩手県条例第16号）の施行に関する事務	第3条	喫煙場所、飲食場所及び立入禁止区域の指定
	2 県民生活センター管理規則（昭和45年岩手県規則第26号）の施行に関する事務	第2条第2項	開所時間の臨時の変更
		第3条第2項	臨時の開所又は休所
		第4条	施設汚損等の場合の指示

別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	1 浄化槽法の施行に関する事務	第5条第1項及び第2項	届出の受理及び勧告
		第5条第4項	通知
		第7条第2項	報告の受理
		第7条の2第1項及び第2項	指導、助言及び勧告
		第7条の2第3項	措置命令
		第10条の2	報告の受理
		第11条第2項	報告の受理
		第11条の2	届出の受理
		第12条第1項	助言、指導及び勧告
		第12条第2項	改善及び使用停止の命令
		第12条の2第1項及び第2項	指導、助言及び勧告
		第12条の2第3項	措置命令
		第53条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入検査
	2 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）の施行に関する事務	第1条の2	届出の受理
		第2条第1項及び第3項	登録及び登録の更新
		第3条第1項	申請の受理
		第4条第1項及び第2項	登録の実施及び通知
		第4条第3項	登録簿の謄本の交付及び閲覧
		第5条第1項及び第2項	登録の拒否及び通知

	第6条第1項及び第7条	届出の受理
	第8条第1項及び第2項	登録の抹消及び通知
	第10条第4項	報告の受理
	第13条第1項及び第3項	登録の取消し又は事業停止命令及び通知
	第14条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入検査等
	第16条	市町村長への通知
3 浄化槽法施行細則（昭和60年岩手県規則第79号）の施行に関する事務	第3条第2項及び第6条第3項	住民票の抄本等の提出の要求
	第10条第2項から第5項まで	浄化槽管理士証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受理
4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務	第26条第1項（第62条第1項において準用する場合を含む。）	検査命令
	第28条第1項（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	報告の徴収、臨検検査及び物件の取去（食肉衛生検査所の所管に係るものを除く。）
	第30条第2項（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	監視指導（食肉衛生検査所の所管に係るものを除く。）
	第48条第8項及び第53条第2項（第62条第1項において準用する場合を含む。）	届出の受理
	第52条第1項（第62条第1項において準用する場合を含む。）	営業の許可
	第54条（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	廃棄命令等の措置（食肉衛生検査所の所管に係るものを除く。）
	第55条及び第56条（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	許可の取消し等の措置
	第59条第1項及び第2項	死体解剖の措置
5 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の施行に関する事務	第71条	届出の受理
6 食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の施行に関する事務	第6条及び第7条	届出の受理
7 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の施行に関する事務	第3条（第8条において準用する場合を含む。）	設置の許可及び届出の受理
	第6条第1項（第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。）	報告の徴収及び立入検査
	第6条の2（第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。）	基準適合の命令
	第7条（第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。）	許可の取消し及び使用の制限並びに禁止の命令
8 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第34号）の施行に関する事務	第9条第1項及び第2項	届出の受理（化製場等に関する法律第9条第1項の許可を受けた者に係るものを除く。）
9 化製場等に関する法律施行細則（昭和32年岩手県規則第41号）の施行に関する事務	第3条	届出の受理（化製場等に関する法律第9条第1項の許可を受けた者に係るものを除く。）
10 狂犬病予防法の施行に関する事務	第13条	検診又は予防注射の実施
	第14条第1項	病性鑑定のための措置の許可
	第18条第1項	犬の抑留
	第18条の2第1項	犬の薬殺及びその周知
	第21条	抑留所の管理
11 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）の施行に関する事務	第7条第1項	名簿への登録
12 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）の施行に関する事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）	第3条第2項	名簿の訂正
	第4条	登録の消除
	第6条第4項及び第7条	免許証の返納の受理
13 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事務	第14条第1項	係留されていない犬（第9条第1号アからエまでのいずれかに該当するものを除く。）の抑留
	第14条第6項	通知及び公示
	第14条第7項	処分及び申出の受理
	第15条第1項	係留をされていない犬の薬殺及び薬殺する旨の周知

	第16条	措置命令
	第22条第1項	報告の徴収及び立入調査(犬による危害の防止に係るものに限る。)
14 理容師法(昭和22年法律第234号)の施行に関する事務	第10条第2項	業務の停止命令
	第11条及び第11条の3第2項	届出の受理
	第11条の2	使用前の検査及び適合の確認
	第13条第1項	立入検査
	第14条	閉鎖命令
15 興行場法(昭和23年法律第137号)の施行に関する事務	第2条第1項	営業の許可
	第2条の2第2項	届出の受理
	第5条第1項	報告の徴収及び立入検査
	第6条	許可の取消し及び営業の停止命令
16 興行場法施行条例(昭和59年岩手県条例第33号)の施行に関する事務	第6条第1項及び第2項	届出の受理
17 旅館業法(昭和23年法律第138号)の施行に関する事務	第3条第1項	営業の許可
	第3条の2第1項及び第3条の3第1項	地位承継の承認
	第7条第1項	報告の徴収及び立入検査
	第7条の2	基準適合の命令
	第8条	許可の取消し及び営業の停止命令
18 旅館業法施行条例(昭和45年岩手県条例第43号)の施行に関する事務	第5条第2項並びに第11条第1項及び第2項	届出の受理
19 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の施行に関する事務	第2条第1項	営業の許可
	第2条の2第2項	届出の受理
	第4条	療養のために利用される浴場の許可
	第6条第1項	報告の徴収及び立入検査
	第7条第1項	許可の取消し及び営業の停止命令
20 公衆浴場法施行条例(昭和35年岩手県条例第58号)の施行に関する事務	第5条第2項並びに第6条第1項及び第2項	届出の受理
21 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)の施行に関する事務	第5条及び第5条の3第2項	届出の受理
	第5条の2	使用前の検査及び適合の確認
	第8条第1項	原簿への登録(県内に住所を有する者に係るものに限る。)
	第9条	業務従事者の業務停止
	第10条第1項	立入検査
	第10条の2	措置命令
	第11条	営業の停止並びにクリーニング所の閉鎖及び業務用の車両の営業のための使用の停止の命令
22 美容師法(昭和32年法律第163号)の施行に関する事務	第10条第2項	業務の停止命令
	第11条及び第12条の2第2項	届出の受理
	第12条	使用前の検査及び適合の確認
	第14条第1項	立入検査
	第15条	閉鎖命令
23 水道法(昭和32年法律第177号)の施行に関する事務	第36条第1項	改善の指示(専用水道に限る。)
	第36条第2項	水道技術管理者変更の勧告(専用水道に限る。)
	第36条第3項	必要な措置の指示
	第37条	給水停止命令(専用水道及び簡易専用水道に限る。)
	第39条第1項、第2項及び第3項	報告の徴収及び立入検査
24 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事務	第5条	届出の受理及びその旨の通知
	第11条第1項	報告の徴収及び立入検査
	第12条	改善及び使用停止等の命令
	第12条の5第1項	報告の徴収及び立入検査
	第13条第2項	説明及び資料の提出の要求
	第13条第3項	第12条に規定する事態が存する旨の通知及び勧告
25 学校事業所等水道条例の施行に関する事務	第9条第1項	報告の徴収及び立入検査

	第10条	改善命令及び給水停止命令
26 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の施行に関する事務	第9条の2第1項（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）、第9条の3及び第9条の4	届出の受理
	第10条第1項（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）	報告の徴収及び臨検検査
	第11条第2項（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）	使用の制限及び禁止並びに構造設備の改善及び衛生上必要な措置を講ずべき旨の命令
27 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の施行に関する事務	第11条	籍への登録
	第33条	届出の受理
28 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）の施行に関する事務	第3条第3項	登録事項の変更（県内に就業している者及び県内に住所を有し、かつ、就業していない者に係るものに限る。）
	第4条第2項及び第5条第1項	登録の抹消（県内に就業している者及び県内に住所を有し、かつ、就業していない者に係るものに限る。）
	第7条第5項並びに第8条第2項及び第4項	免許証の返納の受理（県内に就業している者及び県内に住所を有する者（他の都道府県知事を経由して申請してきた者を除く。）に係るものに限る。）
29 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）の施行に関する事務	第6条第3項	届出の受理
30 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）の施行に関する事務	第6条第3項及び第21条	届出の受理
	第24条	構造設備の改善命令
	第25条	使用の禁止
	第26条第1項	広告事項の許可
	第27条第1項	報告の徴収及び立入検査
31 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務	第5条第2項	報告の徴収及び帳簿書類の提出命令
	第6条の3第1項及び第2項	報告の受理（軽微なものに限る。）
	第6条の8第1項	報告の徴収及び立入検査
	第6条の8第2項	広告の中止又は是正の命令
	第7条第1項及び第2項	開設及び開設許可事項の変更の許可（病院に係るものを除く。）
	第7条第3項	設置及び変更の許可
	第8条、第8条の2第2項、第9条、第15条第3項、第52条第1項及び第55条第8項	届出の受理
	第12条	管理の許可（2以上の保健所の所管区域にわたる病院の開設者に係るものを除く。）
	第16条	宿直の免除の許可
	第18条	専属の薬剤師を置かないことの許可
	第24条第1項	施設の使用の制限及び禁止並びに修繕及び改築の命令（病院に係るものを除く。）
	第25条第1項	報告の徴収及び立入検査（病院に係るものを除く。）
	第27条	使用前の検査（病院に係るものを除く。）
	第28条	管理者の変更の命令（病院に係るものを除く。）
	第29条第1項	許可の取消し及び閉鎖命令（病院に係るものを除く。）
	第30条	弁明の機会の付与（病院に係るものを除く。）
	第46条の2第1項	理事の減員の認可
	第47条第1項	管理者の一部を理事に加えないことの認可
	第46条の4第5項、第6項及び第7項第4号	仮理事の選任、特別代理人の選任及び監事からの報告の受理
	第50条第1項及び第3項	定款又は寄附行為の変更の認可及び届出の受理
第56条の6及び第56条の11	清算人の届出の受理及び清算終了の届出の受理	
32 医療法施行令（昭和23年政令第326号）の施行に	第4条、第4条の2、第5条の12及び第5条の13	届出の受理

関する事務		
33 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の施行に関する事務	第19条第1項	死体の保存の許可
34 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の施行に関する事務	第20条の3第1項	開設の登録
	第20条の4第1項	登録の変更
	第20条の4第3項及び第4項	届出の受理
	第20条の5第1項	報告の徴収及び立入検査
	第20条の6	必要な指示
	第20条の7	登録の取消し及び業務の停止命令
35 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）の施行に関する事務	第13条及び第14条第2項	登録証明書の交付
	第20条	登録証明書の返納の受理
36 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の施行に関する事務	第19条	届出の受理
	第21条第1項	報告の徴収及び立入検査
	第22条	使用の制限及び禁止並びに構造設備の改善及び必要な措置を講ずべき旨の命令
37 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の施行に関する事務	第12条第4項	届出の受理
	第12条第5項	変更の命令
38 一般社団・財団法人法等整備法の施行に関する事務（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたる特例民法法人に係るものを除き、組織規則第37条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う特例民法法人に係るものに限る。）	第52条	報告の受理（一般社団・財団法人法等整備法第52条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の監事の職務であって、旧民法第59条第3号の規定による主務官庁に対する報告に係るものに限る。）
	第95条	業務の監督（一般社団・財団法人法等整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し、解散の命令及び定款の変更の認可に係るものを除き、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）をいう。）
39 旧公益法人条例の施行に関する事務（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたる特例民法法人に係るものを除き、組織規則第37条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う特例民法法人に係るものに限る。）	第4条第1項、第5条第1項及び第6条第2項	届出の受理
	第6条第1項	事業概況報告書等の受理
	第7条第1項	申請の受理
	第10条	業務の監督
40 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関する事務	第7条	健康診断の実施
	第8条	記録の作成及び保存
	第9条	指導
41 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	第14条第1項及び第5項	指定届出機関の指定及び取消し
	第15条第1項	発生の状況、動向及び原因の調査
	第15条の2第1項及び第2項並びに第15条の3第1項から第3項まで	質問、調査、報告の徴収及び厚生労働大臣への報告
	第17条	健康診断の勧告等
	第18条	就業制限の通知等
	第19条及び第20条（第26条において準用する場合を含む。）	入院の勧告及び措置並びに入院期間の延長等
	第21条（第26条において準用する場合を含む。）	移送
	第22条（第26条において準用する場合を含む。）	退院の措置等
	第24条第1項	協議会の設置
	第27条	汚染された場所の消毒の命令等
	第28条	ねずみ族、昆虫等の駆除の命令等
	第29条	物件に係る措置の命令等
	第30条	死体の移動制限等
	第31条	生活の用に供される水の使用制限等
	第32条	建物に係る措置
	第33条	交通の制限又は遮断
	第35条第1項	質問及び調査
第36条	書面による通知等	
第37条第1項、第37条の2第1項及び第42条第1	医療費負担の決定及び医療費の支給	

	項	
	第38条第2項	結核指定医療機関の指定
	第40条第3項	診療報酬の審査等
	第43条第1項	報告の徴収及び実地検査
42 栄養士法（昭和22年法律第245号）の施行に関する事務	第3条の2第1項	名簿への登録
43 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）の施行に関する事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）	第3条第2項	名簿の訂正
	第4条第1項	登録の抹消
	第6条第5項並びに第8条第1項及び第3項	免許証の返納の受理
44 予防接種法（昭和23年法律第68号）の施行に関する事務	第6条第1項	指定疾病の臨時予防接種
45 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）の施行に関する事務	第4条	予防接種を行う医師等の公告
	第5条	予防接種の公告
46 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）の施行に関する事務	第4条第1項	予防接種済証の交付
47 調理師法（昭和33年法律第147号）の施行に関する事務	第5条第1項	名簿への登録
	第5条の2第1項	届出の受理
48 調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の施行に関する事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）	第11条第2項	名簿の訂正
	第12条	登録の消除
	第14条第4項及び第15条	免許証の返納の受理
49 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	第11条第1項	調査世帯の指定
	第18条	専門的な栄養指導その他の保健指導の実施
	第19条の3	健康増進事業の技術的援助等の実施
	第20条	特定給食施設の届出の受理
	第21条第1項	管理栄養士必置施設の指定
	第22条	指導及び助言
	第23条	勧告及び命令
	第24条第1項	報告の徴収及び立入検査等
50 大麻取締法（昭和23年法律第124号）の施行に関する事務	第5条第1項	大麻取扱者の免許
	第6条第1項	名簿への登録
	第7条第1項	免許証の交付
	第10条第1項及び第3項	免許の取消しの申請の受理及び登録の抹消
	第10条第2項及び第5項	届出の受理
	第10条第4項及び第7項	免許証の返納の受理
	第10条第6項	免許証の再交付
	第15条及び第17条	報告の受理
	第18条	免許の取消し
	第21条第1項	執告の徴収並びに立入検査及び収去
51 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の施行に関する事務	第4条	販売業の登録
	第7条第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）、第10条第1項、第21条第1項並びに第22条第1項、第2項及び第3項	届出の受理
	第15条の3（第22条第4項において準用する場合を含む。）	回収等の命令
	第17条第2項（第22条第4項において準用する場合を含む。）	報告の徴収並びに立入検査及び毒物の収去等
	第19条第1項から第4項まで	基準適合の命令、登録の取消し、責任者の変更命令及び業務停止命令（特定毒物研究者に係るものを除く。）
52 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）の施行に関する事務	第11条、第13条、第16条、第18条、第22条、第24条及び第28条	特定毒物使用者等の指定
	第33条及び第36条の2第2項	登録票の交付（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第35条及び第36条	登録票の書換え交付及び再交付（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）

	第36条の2第1項	登録票の返納の受理(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
53 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)の施行に関する事務	第3条第1項、第30条の2及び第35条第2項	覚せい剤施用機関等の指定
	第5条第1項(第30条の5において準用する場合を含む。)	指定証の交付
	第8条第1項及び第30条の3第1項	指定の取消し及び業務等の停止命令
	第9条第2項及び第3項、第12条第2項及び第3項(第30条の5において準用する場合を含む。)、第23条、第30条の4第1項、第30条の14並びに第36条第1項	届出の受理
	第10条(第30条の5において準用する場合を含む。)	指定証の返納等の受理及び返還
	第11条(第30条の5において準用する場合を含む。)	指定証の再交付及び旧指定証の返納の受理
	第12条第4項	指定証の訂正及び返還
	第22条の2及び第30条の13	廃棄の立会い
	第24条第1項、第2項及び第3項、第30条の15第1項、第2項及び第3項並びに第36条第1項	指定の失効に係る報告の受理及び立会い等
	第30条	報告の受理
	第31条	報告の徴収(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第32条第1項及び第2項	立入検査及び収去等(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	54 覚せい剤取締法施行規則(昭和26年厚生省令第30号)の施行に関する事務	第13条
55 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する事務	第29条	届出の受理及び廃棄の立会い
	第35条第2項	届出の受理
56 薬事法(昭和35年法律第145号)の施行に関する事務	第4条	薬局開設の許可及び許可の更新
	第7条第3項、第28条第3項及び第35条第3項	管理者の兼任の許可
	第8条の2第1項及び第2項	報告の受理
	第10条(第38条並びに第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、第32条及び第39条の3第1項	届出の受理(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第12条第1項及び第2項	薬局開設者に対する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可及び許可の更新
	第13条第2項及び第3項(同条第7項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	薬局開設者に対する薬局製造販売医薬品の製造業の許可、変更の許可及び許可の更新
	第14条第1項及び第9項	薬局における薬局製造販売医薬品の製造販売の承認及び変更承認
	第14条第10項	薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の軽微な変更の届出の受理
	第14条の9	薬局における製造販売の届出の受理
	第19条	届出の受理(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第24条第2項	許可の更新(配置販売業に係るものを除く。)
	第26条第1項	店舗販売業の許可
	第33条第1項	身分証明書の交付
	第34条第1項	卸売販売業の許可
	第39条第2項及び第4項	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可及び許可の更新
	第69条第1項、第2項及び第3項	報告の徴収並びに立入検査及び物件の収去(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第70条第1項及び第2項	措置命令等(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
第71条	検査命令(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)	

	第72条第3項及び第4項	改善及び使用禁止の命令（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第72条の2	体制の整備命令
	第72条の3	措置命令（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第72条の4第1項及び第2項	改善命令等（保健所に委任されている事項に係るものに限る。）
	第73条	管理者の変更命令（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第74条の2	承認の取消し及び変更命令（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第75条第1項	許可の取消し及び業務停止の命令（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第76条	弁明等の機会の付与（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第77条の4の3	回収の報告の受理（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
57 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）の施行に関する事務	第2条	取扱処方せん数の届出の受理
	第4条、第11条及び第44条	許可証の交付（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第5条、第6条第1項、第12条、第13条第1項、第45条及び第46条第1項	許可証の書換え交付及び再交付（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第6条第4項、第7条、第13条第4項、第14条、第46条第3項及び第47条	許可証の返納の受理（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第8条、第15条及び第48条	許可台帳の記載（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第19条	承認台帳の記載（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
58 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の施行に関する事務	第15条の4第2項（第142条において準用する場合を含む。）	届書の受理
59 障害者自立支援法の施行に関する事務	第8条第2項	不正利得の徴収（精神通院医療に係るものに限る。）
	第10条第1項及び第66条第1項	報告の徴収又は質問若しくは立入検査（精神通院医療に係るものに限る。）
	第54条第1項及び第2項	自立支援医療費の支給認定等（育成医療に係るものに限る。）
	第54条第3項	自立支援医療受給者証の交付（育成医療に係るものに限る。）
	第56条第2項及び第4項	支給認定の変更の認定等（育成医療に係るものに限る。）
	第57条	支給認定の取消し等（育成医療に係るものに限る。）
	第59条	自立支援医療機関の指定（精神通院医療に係るものに限る。）
	第60条	自立支援医療機関の指定の更新（精神通院医療に係るものに限る。）
	第63条	自立支援医療機関への指導
	第64条	自立支援医療機関の変更の届出の受理（精神通院医療に係るものに限る。）
	第67条	勧告及び措置命令等（精神通院医療に係るものに限る。）
	第68条	自立支援医療機関の指定の取消し又は効力停止（精神通院医療に係るものに限る。）
60 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	第23条第1項	申請の受理
	第24条	通報の受理
	第26条の2及び第29条の5	届出の受理

		第27条第1項から第3項まで	調査及び診察の命令並びに職員の立会い
		第28条第1項	診察の通知
		第29条第1項及び第3項	入院措置及び告知
		第29条の2第1項	診察及び緊急入院措置
		第29条の2の2第1項及び第34条第1項から第3項まで	移送
		第29条の2の2第2項（第34条第4項において準用する場合を含む。）	移送の告知
		第29条の2の2第3項（第34条第4項において準用する場合を含む。）	行動の制限
		第29条の4第1項	入院措置の解除
		第38条の6	報告の徴収又は立入検査等
		第40条	仮退院の許可
		第47条第1項	医師の指定
61 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和43年岩手県規則第73号）の施行に関する事務		第3条	報告の受理
		第5条	入院措置の解除の通知
		第11条	届出の受理
62 児童福祉法の施行に関する事務		第20条第1項	療育の給付の決定
		第21条の5	慢性疾患にかかっている児童等に対する医療の給付の実施等
		第56条第5項	費用の支払命令（慢性疾患にかかっている児童等に対する医療の給付に係るものに限る。）
		第56条第8項	第56条第5項に規定する費用の支払命令（慢性疾患にかかっている児童等に対する医療の給付に係るものに限る。）に係る書類の閲覧及び資料の請求
63 母体保護法（昭和23年法律第156号）の施行に関する事務		第25条	届出の受理
64 母体保護法施行令（昭和24年政令第16号）の施行に関する事務		第2条	受胎調節実地指導員の被指定者の名簿の作成
		第4条	旧住所地の都道府県知事への通知等
65 母子保健法の施行に関する事務		第8条	連絡調整及び援助
		第18条	届出の受理
		第19条第1項及び第3項	訪問指導及び通知
		第20条第1項	養育医療の給付の決定
岩手県福祉総合相談センター所長	1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関する事務		被害者（その同伴する家族を含む。）の婦人保護施設への入所決定及び退所決定
	2 児童福祉法の施行に関する事務	第11条第1項第1号	連絡調整等
		第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ	相談の対応、調査及び判定、指導、一時保護並びに里親に対する援助
		第11条第2項	助言
		第24条の2第1項（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	障害児施設給付費の支給
		第24条の3第2項、第4項、第6項、第8項及び第10項（第24条の7第2項において準用する場合及び第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	障害児施設給付費の支給の要否の決定、支給期間の決定、受給者証の交付、障害児施設給付費の支払い及び請求の審査
		第24条の4第1項及び第2項（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	施設給付決定の取消し及び受給者証の返還
		第24条の6第1項（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	高額障害児施設給付費の支給
		第24条の7第1項（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	特定入所障害児食費等給付費の支給
		第24条の19第1項及び第2項（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	指定知的障害児施設等に関する情報提供、利用相談及び助言並びに施設利用のあっせん又は調整及び施設利用の要請
		第24条の20第1項及び第4項（第63条の3の2第	障害児施設医療費の支給及び障害児施設医療費

		3項において適用する場合を含む。)	の支払い	
		第27条第1項及び第2項	要保護児童に対する措置	
		第27条第7項	日常生活上の援助及び生活指導の措置	
		第27条の2第1項	入所の措置	
		第27条の3	家庭裁判所への送致	
		第28条第1項及び第4項	保護者の児童虐待等の場合の措置	
		第28条第2項	措置期間の更新	
		第29条	立入調査及び質問	
		第30条の2	児童の保護についての指示及び報告の徴収	
		第31条第2項、第3項及び第4項	在所期間の延長等	
		第33条第2項	一時保護及びその委託	
		第33条の14第3項	通知の受理	
		第56条第2項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収	
		第56条第8項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収に係る書類の閲覧及び資料の提供の請求	
		第57条の2第1項及び第2項	不正利得の徴収及び返還	
		第57条の3第1項	報告若しくは文書等の提出等の命令及び質問	
		第57条の4	文書の閲覧若しくは資料の提供及び報告の請求	
		第63条の2第1項及び第2項	在所期間の延長等	
		第63条の3第1項	入所等の措置	
		第63条の3の2第1項から第3項まで	満18歳以上の者に対する障害児施設給付費等の支給	
	3	売春防止法（昭和31年法律第118号）の施行に関する事務	要保護女子の婦人保護施設への入所措置及び退所措置	
	4	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事務	第8条の2第1項	保護者に対する出頭要求等
			第8条の2第2項	保護者に対する出頭要求の告知
			第8条の2第3項	出頭拒否の場合の必要な措置
			第9条第1項	立入調査及び質問
			第9条の2	保護者に対する再出頭要求等
			第9条の3第1項及び第2項	臨検又は搜索等
			第9条の3第3項	許可状の請求
			第9条の3第5項	許可状の交付
			第10条第1項	警察署長に対する援助要請
			第10条の3	臨検等の結果の報告の受理
			第11条第3項	勸告
			第11条第4項	虐待を受けた児童への措置
			第13条	施設入所等の措置の解除
			5	重症心身障害児（者）通園事業に関する事務
児童相談所長	1	児童福祉法の施行に関する事務	第11条第1項第1号	連絡調整等
			第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ	相談の対応、調査及び判定、指導、一時保護並びに里親に対する援助
			第11条第2項	助言
			第24条の3第2項、第4項、第6項及び第10項（第24条の7第2項において準用する場合及び第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	障害児施設給付費の支給の要否の決定、支給期間の決定、受給者証の交付及び請求の審査
			第24条の4第1項及び第2項（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	施設給付決定の取消し及び受給者証の返還
			第24条の19第1項及び第2項（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	指定知的障害児施設等に関する情報提供、利用相談及び助言並びに施設利用のあっせん又は調整及び施設利用の要請
			第27条第1項及び第2項	要保護児童に対する措置
			第27条第7項	日常生活上の援助及び生活指導の措置
			第27条の2第1項	入所の措置

		第27条の3	家庭裁判所への送致
		第28条第1項及び第4項	保護者の児童虐待等の場合の措置
		第28条第2項	措置期間の更新
		第29条	立入調査及び質問
		第30条の2	児童の保護についての指示及び報告の徴収
		第31条第2項、第3項及び第4項	在所期間の延長等
		第33条第2項	一時保護及びその委託
		第33条の14第3項	通知の受理
		第56条第2項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収
		第56条第8項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収に係る書類の閲覧及び資料の提供の請求
		第57条の3第1項	報告若しくは文書等の提出等の命令及び質問
		第57条の4	文書の閲覧若しくは資料の提供及び報告の請求
		第63条の2第1項及び第2項	在所期間の延長等
		第63条の3第1項	入所等の措置
		第63条の3の2第1項、第2項及び第3項	満18歳以上の者に対する障害児施設給付費等の支給（支払に関する事務を除く。）
	2 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事務	第8条の2第1項	保護者に対する出頭要求
		第8条の2第2項	保護者に対する出頭要求の告知
		第8条の2第3項	出頭拒否の場合の必要な措置
		第9条第1項	立入調査及び質問
		第9条の2	保護者に対する再出頭要求等
		第9条の3第1項及び第2項	臨検又は搜索等
		第9条の3第3項	許可状の請求
		第9条の3第5項	許可状の交付
		第10条第1項	警察署長に対する援助要請
		第10条の3	臨検等の結果の報告の受理
		第11条第3項	勧告
		第11条第4項	虐待を受けた児童への措置
		第13条	施設入所等の措置の解除
	3 重症心身障害児（者）通園事業に関する事務		重症心身障害児（者）通園事業の利用者の決定及び契約等
環境保健研究センター 所長	受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。
高等看護学院長	看護師の養成に関する事務		入学者等の決定その他入学者等の取扱い及び教習内容の決定
岩手県立杜陵学園長	指導及び自立支援に関する事務		入園者等の決定その他入園者等の取扱い及び教習内容の決定

備考 保健所長の款65の項中第18条並びに第19条第1項及び第3項の事務については、大船渡保健所長を除く。

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県大阪事務所長	1 物品の購入に関する事務		令達された歳出予算の範囲内での1件の予定又は見積りの価格50万円未満（原材料及び燃料の場合にあっては、1件の予定又は見積りの価格200万円未満）の物品の購入
	2 物品の処分に関する事務		1件の予定又は見積りの価格20万円未満の物品の処分
岩手県北海道事務所長	1 物品の購入に関する事務		令達された歳出予算の範囲内での1件の予定又は見積りの価格50万円未満（原材料及び燃料の場合にあっては、1件の予定又は見積りの価格200万円未満）の物品の購入
	2 物品の処分に関する事務		1件の予定又は見積りの価格20万円未満の物品の処分
岩手県名古屋事務所長	1 物品の購入に関する事務		令達された歳出予算の範囲内での1件の予定又は見積りの価格50万円未満（原材料及び燃料の場合

			にあつては、1件の予定又は見積りの価格200万円未満)の物品の購入
	2 物品の処分に関する事務		1件の予定又は見積りの価格20万円未満の物品の処分
岩手県福岡事務所長	1 物品の購入に関する事務		令達された歳出予算の範囲内での1件の予定又は見積りの価格50万円未満(原材料及び燃料の場合にあつては、1件の予定又は見積りの価格200万円未満)の物品の購入
	2 物品の処分に関する事務		1件の予定又は見積りの価格20万円未満の物品の処分
先端科学技術研究センター所長	受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。
岩手県立産業技術短期大学校長	1 産業技術短期大学校条例の施行に関する事務	第4条	入学許可
		第5条	退学処分
		第14条	授業料の免除
	2 訓練手当支給規則の施行に関する事務	第10条	訓練手当の支給及び支給日の変更
	3 職業訓練に関する事務		訓練生の取扱い及び教習内容の決定
4 受託教材に関する事務		教材作成等に関する契約の締結その他の行為をすること。	
職業能力開発校の長	1 職業能力開発校条例(昭和51年岩手県条例第25号)の施行に関する事務	第3条	入校許可
		第4条	退校処分
		第11条	授業料の免除
	2 訓練手当支給規則の施行に関する事務	第10条	訓練手当の支給及び支給日の変更
	3 職業訓練に関する事務		訓練生の決定その他訓練生の取扱い及び教習内容の決定
	4 受託教材に関する事務		教材作成等に関する契約の締結その他の行為をすること。

別表第14 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項(第6条関係)

区分	事務	条項	内容
岩手県病害虫防除所長	農薬取締法(昭和23年法律第82号)の施行に関する事務	第8条第1項及び第2項	届出の受理
		第13条第1項及び第3項	報告の徴収並びに農薬等の集取及び立入検査
		第14条第2項及び第4項	販売の制限及び禁止
家畜保健衛生所長	1 獣医療法(平成4年法律第46号)の施行に関する事務	第3条	届出の受理
		第8条第1項	報告の徴収及び立入検査
	2 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の施行に関する事務	第4条第1項、第4条の2第1項並びに第13条第1項及び第2項	届出の受理
		第4条の2第3項	検査を受けるべき旨の命令
		第7条(第31条第2項において準用する場合を含む。)	検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示
		第8条(第31条第2項において準用する場合を含む。)	証明書の交付
		第9条及び第30条	消毒方法等の実施の命令(対象者が10人以下の場合に限る。)
		第15条	通行の制限又は遮断
		第21条第1項	死体の焼却等の義務の除外の許可
		第24条	発掘の禁止の除外の許可
		第26条第1項	消毒の命令
		第26条第3項	消毒の実施
	第31条第1項	検査、注射、薬浴及び投薬の実施	
	第50条	動物用生物学的製剤の使用の許可	
	第52条	報告の徴収(対象者が50人以下の場合に限る。)	
	3 家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和38年岩手県規則第45号)の施行に関する事務	第2条	移動等の許可
		第3条	催物の開催の許可
4 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)の施行に関する事務	第24条	販売業者に対する廃棄等の命令	
	第33条第1項	表示又は遵守すべき旨の指示	
	第50条	届出の受理	

		第55条第1項から第3項まで	報告の徴収	
		第56条第1項から第3項まで	立入検査等	
5 薬事法の施行に関する事務		第24条第2項及び第39条第4項	許可の更新（配置販売業に係るものを除く。）	
		第26条第1項	店舗販売業の許可	
		第34条第1項	卸売販売業の許可	
		第38条並びに第40条第1項及び第2項において準用する第10条	届出の受理（配置販売業に係るものを除く。）	
		第39条第2項	高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可	
		第39条の3第1項	届出の受理	
		第69条第1項から第3項まで	報告の徴収、立入検査、質問及び物件の収去	
		第72条第3項及び第4項	構造設備の改善命令及び使用禁止の命令	
		第76条	許可の更新を拒否する場合の手続の実施（家畜保健衛生所長に委任されている事項に係るものに限る。）	
		第83条の2の2第1項	動物用医薬品特例店舗販売業の許可	
		6 薬事法施行令の施行に関する事務		第44条
第45条及び第46条	許可証の書換え交付及び再交付並びに許可証の返納の受理（家畜保健衛生所長に委任されている事項に係るものに限る。）			
第47条	許可証の返納の受理（家畜保健衛生所長に委任されている事項に係るものに限る。）			
7 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関する事務		第6条第1項	届出の受理	
8 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）別表第1の5の項に掲げる事務の執行に関する事務			交付金の交付決定の通知等	
生物学研究所長	受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。	
岩手県農業研究センター所長	1 農業ふれあい公園条例（平成10年岩手県条例第28号）の施行に関する事務	第2条第1項	入館等の許可	
		第3条第1項	行為の許可	
		第5条	入館許可の取消し等	
		第7条	入館料の免除	
		第8条	入館料の還付	
	2 農業ふれあい公園条例施行規則（平成10年岩手県規則第104号）の施行に関する事務	第2条第2項	臨時の休館等及び開館等	
		第3条第2項	開館時間等の臨時の変更	
		第11条	施設汚損等の場合の指示	
	3 種卵のふ化の委託の受入れに関する事務			種卵のふ化の委託の受入れ
	4 研修に関する事務			研修生の実習
5 県有及び国有の借受種畜の種付けに関する事務			県有及び国有の借受種畜の種付け	
6 牛馬の寄託の受入れに関する事務			牛馬の寄託の受入れ	
7 受託研究及び共同研究に関する事務			受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。	
岩手県林業技術センター所長	1 林業技術センター条例（平成15年岩手県条例第19号）の施行に関する事務	第9条	手数料の免除	
	2 物品の管理に関する事務		林木の育種作業及び緑化センターの管理運営を行う者並びに林業用機械の操作研修を実施する別に定める者に対する物品の貸付け	
	3 研修の企画及び実施に関する事務		研修の許可、研修生の取扱い及び研修内容の決定	
	4 受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。	

岩手県水産技術センター所長	受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。
岩手県内水面水産技術センター所長	1 岩手県漁業調整規則の施行に関する事務	第51条第2項	申請書の提出
	2 岩手県内水面漁業調整規則の施行に関する事務	第34条第2項	申請書の提出
	3 受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。
岩手県立農業大学校長	農業大学校条例（昭和55年岩手県条例第45号）の施行に関する事務	第4条	入学許可
		第5条	退学処分
		第12条	授業料の免除
		第14条	研修内容の決定

別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
北上川上流流域下水道事務所長	1 下水道法の施行に関する事務	第12条の10	通知の受理
		第25条の6	供用開始の通知等
		第25条の7	使用の一時制限
		第25条の8第1項	流入下水に係る原因の調査の要請等
		第25条の10第1項において準用する第11条の2、第25条の10第1項において準用する第12条の3、第25条の10第1項において準用する第12条の4、第25条の10第1項において準用する第12条の7、第25条の10第1項において準用する第12条の8第3項	届出の受理
		第25条の10第1項において準用する第12条の5	構造、使用及び計画の変更又は廃止の命令
		第25条の10第1項において準用する第12条の6第2項	経過期間の短縮措置
		第25条の10第1項において準用する第12条の9	届出の受領及び措置命令
		第25条の10第1項において準用する第13条第1項	排水設備等の立入検査
		第25条の10第1項において準用する第16条	流域下水道管理者以外の者の行う工事等の承認
		第25条の10第1項において準用する第18条	流域下水道施設を損傷した場合の損傷負担金の徴収
		第32条第1項	立入り及び一時使用
		第37条の2	改善又は停止の命令
		第38条第1項及び第2項	措置命令（北上川上流流域下水道事務所長への委任事項に係るものに限る。）
第39条の2	報告の徴収		
花巻空港事務所長	2 県営建設工事の執行に関する事務		工事の中止及び中止の解除
	1 県営建設工事の執行に関する事務		工事の中止及び中止の解除
花巻空港事務所長	2 花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の施行に関する事務	第3条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）	届出の受理
		第3条第3項	使用の許可
		第7条	入場票の交付及び入場の制限等
		第8条	制限区域へ立ち入る者の認定
		第9条	車両の使用及び取扱いの制限の解除
		第10条	禁止行為の解除及び喫煙禁止場所等の指定
		第11条第1項	工作物の設置等の許可
		第12条第1項	構内営業の許可
		第13条	許可の取消し等
		第14条	報告の徴収及び立入検査
		第15条	行為の制止及び退去等の命令
		第16条第3項	着陸料等の徴収の時期変更の承認
		第17条（第18条第4項において準用する場合を含む。）	着陸料等及び占用料の減免
	3 補助金の交付決定等に関する事務		花巻空港周辺民家等防音対策事業補助金及び花巻空港保安対策費補助金の交付決定等

改正前					改正後							
2 別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項 (第5条、第31条、第38条関係)					別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項 (第5条、第31条、第38条関係)							
事務	条項	内容	専決権者			備考	事務	条項	内容	専決権者		
			副局長	部長等	センター室の長					副局長	部長等	センター室の長
[略]					[略]							
47 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行に関する事務	第6条(第8条第2項において準用する場合を含む。)	登録等の実施	[略]			47 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行に関する事務	第6条第1項及び第3項(第8条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	登録等の実施及び通知	[略]			
	第7条(第8条第2項において準用する場合を含む。)	[略]	[略]				第7条第1項及び第2項(第8条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	[略]	[略]			
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]				
	第12条	助言又は指導	[略]			第12条	報告の徴収又は助言若しくは指導	[略]				
	第14条	[略]	[略]			第14条第1項及び第3項	[略]	[略]				
[略]					[略]							
[略]					[略]							

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月19日から施行する。